

第六十一條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ納付スベキ保険料ヲ被保險者ニ支拂フベキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

1 令第二十六條、第二十七條、則第七十三條參照。

第五章 審査ノ請求、訴願及訴訟

第六十二條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ社會保險審査官ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ社會保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキハ裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第六十三條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分又ハ第十一條ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第六十四條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ關シ訴願ノ提起アリタルトキハ主務大臣ハ社會保險審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スベシ

第六十五條 削除

第六十六條 審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願若ハ行故訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スベシ此ノ場合ヨ於テ審査ノ請求ニ付テハ訴願法第八條第三項ノ規定ヲ、訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第一百五十八條第二項

審査と  
司法所

行政訴

訴願

期限

及第五百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第六章 罰 則

第六十七條 正當ノ理由ナクシテ第十條ノ規定ニ依ル當該官吏員ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十八條 保險給付ヲ受クベキ者ガ保險給付ノ基礎タル重要事項ニ付不實ノ告知ヲ爲シ又ハ必要ナル告知ヲ爲サザルトキハ之ヲ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十九條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ報告ヲ爲サズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ若ハ文書ノ提示ヲ爲サズ又ハ其ノ他必要ナル事務ヲ行ハザル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前三條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第七章 戰時特例

第七十條ノ二 削除

第七十條ノ三 削除

**第七十一條** 本法施行ノ期日ハ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定並ニ其ノ他ノ規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和十六年十二月勅令第千六十二號ヲ以テ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定並ニ第七十六條ノ規定ヲ除クノ外昭和十七年一月一日ヨリ施行)

(昭和十七年五月勅令第五百四十六號ヲ以テ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定並ニ第七十六條ノ規定ハ昭和十七年六月一日ヨリ施行)

**第七十二條** 保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ工場事業所若ハ事業又ハ現ニ使用セラルル工場、事業場若ハ事業ニ同日迄引續キ第十六條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ五年以上使用セラレタル者ニシテ同日ニ於テ同條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルモノガ被保險者タリシ期間二十年未滿ニシテ五十歳(鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ同日ニ於テ常時坑内作業ニ従事スル者トシテ使用セラルル者ニ在リテハ四十五歳)ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對スル脱退手當金ノ支給條件及其ノ額ニ付テハ第四十八條及第四十九條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得但シ第三十一條第二項後段、第三十九條ノ二、第四十四條第三號又ハ第四十九條ノ二ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ脱退手當金ノ支給ヲ受クル者ニハ第四十九條ノ三ノ規定ニ依ル脱退手當金ヲ支給セズ

保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ五十歳(鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ同日ニ於テ常時坑内作業ニ従事スル者トシテ使用セラルル者ニ在リテハ四十五歳)ヲ超エタル者ニシテ同日ニ於テ第十六條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルモノガ被保險者タリシ期間六月以上三年未滿ニシテ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ第四十八條ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ脱退手當金ヲ支給スルコトヲ得但シ第一項若ハ第四十九條ノ三ノ規定ニ依ル脱退手當金、第三十九條ノ二ノ規定ニ依ル一時金又ハ第四十四條第三號ノ規定ニ依ル遺族年金ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條但書ノ規定ハ第一項及第三項ノ場合ニ之ヲ適用セズ但シ第二十四條ノ規定ニ依リ計算シタル期間六月未滿(第一項ノ規定ニ該當スル者ニ在リテハ一年未滿)ナル者ノ坑内夫タル被保險者トシテ使用セラレタル實期間ニ關シテハ第二十四條ノ規定ニ依リ之ヲ計算ス

**第七十三條** 保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日前ニ於テ被保險者タリシ期間ハ第二十四條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ニ之ヲ算入セズ

**第七十四條** 保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ勅令ヲ以テ定ムル共濟

組合ノ組合員タル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第七十五條 保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ郵便年金契約ノ年金受取人タル者ニ關シテハ其ノ契約ガ郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クル場合ニ於テハ本法及郵便年金法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第七十六條 退職積立金及退職手當法中左ノ通改正ス

第十一條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ勞働年金保險ノ被保險者タル勞働者ニ付テハ其ノ二分ノ一以上ヨリ積立ヲ爲サザルコトノ申出アリタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則 (昭和十七年二月 法律第三十八號)

(本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム) (昭和十七年十二月勅令第八百二十五號ヲ以テ昭和十八年四月一日ヨリ施行)

附 規 (昭和十九年二月 法律第二十一號)

第一條 本法施行ノ期日ハ保險給付ニ關スル改正規定及其ノ他ノ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和十九年五月勅令第三百六十二號ヲ以テ昭和十九年六月一月ヨリ施行但シ保險給付ニ關スル改正規定、第一條、第五條及第五十七條第二項ノ改正規定(第一條及第五十七條第二項ノ改正規定中名稱變更ニ關スル部分ヲ除ク)並ニ第三十條ノ二、第三

三十七條ノ二、第三十九條ノ二、第四十二條ノ二、第四十五條ノ二、第四十六條ノ二、第四十九條ノ三、第五十一條ノ二、第五十一條ノ三、第五十九條ノ二、第七十條ノ二、第七十條ノ三、附則第二條及第四條乃至第十九條ノ規定ハ同年十月一日ヨリ施行)

第二條 被保險者タリシ期間六月以上三年未滿ナル者ガ保險給付ニ關スル改正規定施行

ノ日前ニ於テ命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ

第四十八條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ脱退手當金ヲ支給ス

從前ノ第七十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ脱退手當金ノ支給ヲ受クル者ニハ前項ノ規定ニ依ル脱退手當金ヲ支給セズ

第三條 第十六條ノ改正規定及第十六條ノ三ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル者(從前

ノ第十六條ノ規定ニ依リ被保險者タリ得ル者ヲ除ク)ニ關シテハ保險給付ニ關スル改

正規定施行ノ日ノ前日迄第五十八條ノ改正規定及厚生年金保險法第五十九條乃至第六十一條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第四條 第十六條ノ改正規定ニ依リ被保險者ト爲リタル者(從前ノ第十六條ノ規定ニ依リ被保險者タリ得ル者ヲ除ク)ニシテ保險給付ニ關スル改正規定施行ノ日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ事業所又ハ現ニ使用セラルル事業所ニ同日迄引續キ第十六條ノ改正規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ五年以上使用セラレ同日ニ

於テ同條ノ規定ニ依ル被保險者タルモノガ被保險者タリシ期間二十年未滿ニシテ五十歳(續業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ同日ニ於テ當時坑内作業ニ従事スル者トシテ使用セラルル者ニ在リテハ四十五歳)ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對スル脱退手當金ノ支給條件及其ノ額ニ付テハ第四十八條及第四十九條ノ改正規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得但シ第三十一條第二項後段ノ改正規定、第三十九條ノ二ノ規定、第四十四條第三號ノ改正規定又ハ第四十九條ノ二若ハ第五十一條ノ三第一項ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ脱退手當金ノ支給ヲ受クル者ニハ第四十九條ノ三ノ規定ニ依ル脱退手當金ヲ支給セズ

厚生年金保險法第二十五條但書ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ適用セズ但シ第二十四條ノ改正規定ニ依リ計算シタル期間一年未滿ナル者ノ坑内夫タル被保險者トシテ使用セラレタル實期間ニ關シテハ第二十四條ノ改正規定ニ依リ之ヲ計算ス

第五條 第十六條ノ改正規定及第十六條ノ三ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル者(従前ノ第十六條ノ規定ニ依リ被保險者タリ得ル者ヲ除ク)ニ關シテハ保險給付ニ關スル改正規定施行ノ日前ニ於テ被保險者タリシ期間ハ第二十四條ノ改正規定ニ依ル被保險者タリシ期間ニ之ヲ算入セズ

第六條 第十六條ノ改正規定ニ依リ被保險者ト爲リタル者(従前ノ第十六條ノ規定ニ依

リ被保險者タリ得ル者ヲ除ク)ニシテ保險者給付ニ關スル改正規定施行ノ日ニ於テ厚生年金保險法第七十四條ノ共済組合ノ組合員タルモノニ關シテハ同法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第七條 第十六條ノ改正規定ニ依リ被保險者ト爲リタル者(従前ノ第十六條ノ規定ニ依リ被保險者タリ得ル者ヲ除ク)ニシテ保險給付ニ關スル改正規定施行ノ日ニ於テ郵便年金契約ノ年金受取人タルモノニ關シテハ其ノ契約ガ郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クル場合ニ於テハ厚生年金保險法及郵便年金法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

#### 第八條 削除

第九條、退職積立金及退職手當法ハ之ヲ廢止ス

第十條 前條ノ規定施行ノ際退職積立金及退職手當法ノ適用ヲ受クル労働者ハ同法ノ適用ニ付テハ同條ノ規定施行ノ日ノ前日ニ於テ已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ退職シタルモノト看做ス

第十一條 前條ニ規定スル労働者ハ同條ノ規定ニ拘ラズ退職積立金及退職手當法第十二條ニ規定スル場合ニ相當スル場合ニ該當スルニ至リタル時ニ於テ退職積立金ノ支拂及退職手當ノ支給ヲ受クルモノトス

事業主ハ退職積立金ノ支拂又ハ退職手當ノ支給ヲ爲ス場合ニ於テハ附則第九條ノ規定

施行ノ日以後退職積立金ノ支拂及退職手當ノ支給ノ日ノ前日迄命令ヲ以テ定ムル利子ヲ附スベシ

第十二條 退職積立金ノ支拂又ハ退職手當ノ支給ノ完了ニ至ル迄ハ之ニ必要ナル限度ニ於テ退職積立金及退職手當法第四條、第七條、第九條、第十二條、第十五條、第二十九條、第二十二條、第二十三條、第二十四條第一項本文及第二項乃至第四項、第二十九條、第三十條第三項前段及第四項、第三十三條乃至第三十七條、第四十一條第二項、第四十二條並ニ第四十三條ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有ス

退職積立金及退職手當法ニ依リ積立テタル退職手當積立金及準備積立金ニ付テハ國稅徵收法ニ依ル差押ヲ爲スコトヲ得ズ

退職積立金及退職手當法ニ依リ積立テタル積立金ノ預入金ニ付テハ郵便貯金法第三條第一項第二號ノ制限ヲ適用セズ

第十三條 附則第九條ノ規定施行前又ハ前條ノ規定ニ依ル退職積立金及退職手當法ノ規定失効前ニ爲シタル行爲ノ處罰ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第十四條 國稅徵收法中左ノ通改正ス  
改十六條第二項ヲ削ル

第十五條 郵便貯金法中左ノ通改正ス  
第四條第五號ヲ削ル

第十六條 健康保險法中左ノ通改正ス

第四十四條ノ二ヲ削ル

第四十七條第二項ヲ左ノ如ク改メ同條第三項ヲ削ル

業務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病並ニ主務大臣ノ指定スル疾病ニ關シテハ保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超エ繼續シテ傷病手當金ノ支給ヲ爲スモノトス

第四十八條 削除

第五十條中「被保險者トシテ保險給付ヲ受クルコトヲ得ヘカリシ期間」ヲ「勅令ヲ以テ定ムル期間」ニ改ム

第五十七條ノ三 療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ勅令ヲ以テ定ムル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ之ヲ爲サズ

第十七條 鑛業法中左ノ通改正ス

第八十條ニ左ノ一項ヲ加フ

鑛夫カ健康保險法又ハ厚生年金保險法ニ依リ前項ノ扶助ニ相當スル保險給付ヲ受ヘキトキハ鑛業權者ハ同項ノ規定ニ拘ラス同項ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セス

第十八條 工場法中左ノ通改正ス

第十五條ニ左ノ一項ヲ加フ

職工カ健康保険法又ハ厚生年金保険法ニ依リ前項ノ扶助ニ相當スル保險給付ヲ受ノ  
ヘキトキハ工業主ハ同項ノ規定ニ拘ラス同項ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セス

第十九條 勞働者災害扶助法中左ノ通改正ス

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

勞働者カ健康保険法又ハ厚生年金保険法ニ依リ前項ノ扶助ニ相當スル保險給付ヲ受  
クベキトキハ事業主ハ同項ノ規定ニ拘ラス同項ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セス

附 則 (昭和二十一年一月 勅令第四十三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表第一\*

障害手當金	障害年金		療疾の程度	月数
	一級	二級		
一〇月	四月	五月		

別表第二\*

被保險者タリシ期間		日数	被保險者タリシ期間		日数
六月以上	一年以上		一〇年以上	一年以上	
六月以上	一年以上	五 <sub>日</sub>	一〇年以上	二二五 <sub>日</sub>	
一年以上	一年以上	三〇	一年以上	二五〇	
一年以上	一年以上	五〇	一年以上	二八〇	
一年以上	一年以上	七〇	一年以上	三一〇	
一年以上	一年以上	九〇	一年以上	三四〇	
一年以上	一年以上	一一〇	一年以上	三七〇	
一年以上	一年以上	一三〇	一年以上	四〇五	
一年以上	一年以上	一五〇	一年以上	四四〇	
一年以上	一年以上	一七〇	一年以上	四七五	
一年以上	一年以上	二〇〇	一年以上	五一〇	

別表第三

被保険者タリシ期間		日数	被保険者タリシ期間		日数
六月以上	三〇日	一〇年以上	三三〇日		
一年以上	六〇	一年以上	三六〇		
二年以上	九〇	二年以上	三九五		
三年以上	一二〇	三年以上	四三〇		
四年以上	一五〇	四年以上	四六五		
五年以上	一八〇	五年以上	五〇〇		
六年以上	二一〇	六年以上	五四〇		
七年以上	二四〇	七年以上	五八〇		
八年以上	二七〇	八年以上	六二〇		
九年以上	三〇〇	九年以上	六六〇		

附 則 (健康保険法の一部を改正する等の法律第四十五號)

第一條 この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第二條 常時五人未満の従業員を使用する事業所で、従前の健康保険法第十三條第一號又は第二號に規定する事業所であつたもの又はこれらの事業所であつたため、従前の厚生年金保険法第十六條の規定による事業所であつたものについては、この法律施行の日において、健康保険法第十四條及び厚生年金保険法第十六條ノ二の認可があつたものとみなす。但しこの法律施行の日から一箇月以内に行政廳に被保険者の全部について、その資格を喪失させる旨を届出した場合は、この限りではない。

第三條 健康保険法による保険給付で、この法律施行の前における業務上の事由に因る疾病又は負傷及びこれに因り發した疾病に關するものについては、なお従前の例による。

第四條 厚生年金保険法による保険給付で、この法律施行の日において、現に支給を受ける権利のある者に支給するものについては、なお従前の例による。

第五條 厚生年金保険法による給付で、この法律施行の前における被保険者の疾病若しくは負傷及びこれに因り發した疾病が、厚生年金保険法第三十六條第一項若しくは従前の同法第三十九條ノ二の規定による勅令で定める期間内に治癒した日若しくは治癒せずしてその期間を経過した日又は業務上の事由に因る疾病若しくは負傷及びこれ

に因り發した疾病に因りその被保険者が死亡した日が、この法律施行の日以後である場合に、その者又はその者の遺族に支給するものについては、なお従前の例による。

第六條 厚生年金保険法による給付で、この法律施行の日以後に、前三條の規定により保険給付の支給を受ける権利のある者が死亡したことに因り、その者の遺族に支給する保険給付については、なお従前の例による。

第七條 この法律施行の日において、厚生年金保険法の被保険者である女子又は同法の被保険者であつた女子については、この法律施行の日以後において被保険者の資格を喪失した場合又は再び被保険者となりその資格を喪失した場合は、この法律施行の日前における期間の平均報酬日額に、被保険者であつた期間（脱退手當金の支給を受けたる者については、その者の受けたすべてその脱退手當金の支給の計算の基礎となつた期間を除く）に應じ、左表に定める日数を乗じて得た金額に、厚生年金保険法第四十八條又は第四十九條ノ二の規定による脱退手當金を加えて、これを脱退手當金として支給する。

改正前ノ被保險者ノシ期間	改正後ノ被保險者ノシ期間	
	以上三月	以上六月
一年未満	六日	九日
	九日	一三日
	一七日	二一日
	二五日	二八日
	三二日	三六日
	四〇日	

年数	一月以上	二年以上	三年以上	三年以上	四年以上	五年以上	六年以上	七年以上	七年以上	八年以上	八年以上	九年以上	九年以上	一〇年以上	一〇年以上	一一年以上	一一年以上	一一年以上	一一年以上	一三三年以上
一月以上	六	六	六	六	七	七	七	七	七	七	七	八	八	八	八	八	八	八	八	九
二年以上	一〇	一〇	一〇	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一五
三年以上	一四	一四	一四	一四	一五	一五	一五	一五	一五	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	二一	
四年以上	一八	一八	一八	一八	一九	一九	一九	一九	一九	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二七	
五年以上	二二	二二	二二	二二	二三	二三	二三	二三	二三	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	三三	
六年以上	二五	二五	二五	二五	二六	二六	二六	二六	二六	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	三八	
七年以上	二九	二九	二九	二九	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三三	
八年以上	三三	三三	三三	三三	三四	三四	三四	三四	三四	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	四四	
九年以上	三七	三七	三七	三七	三八	三八	三八	三八	三八	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	四四	
一〇年以上	四一	四一	四一	四一	四二	四二	四二	四二	四二	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	五〇	
一一年以上	四三	四三	四三	四三	四四	四四	四四	四四	四四	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	五〇	
一一年以上	四七	四七	四七	四七	四八	四八	四八	四八	四八	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	五六	
一一年以上	五一	五一	五一	五一	五二	五二	五二	五二	五二	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	六〇	
一三三年以上	五五	五五	五五	五五	五六	五六	五六	五六	五六	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	六二	



一四年以上	九	一五	二一	二八	三四	四〇	四六	五二	五八	六四
一五年以上	一〇	一六	二二	二九	三五	四一	四八	五四	六〇	六六
一六年以上	一〇	一六	二三	三〇	三六	四三	四九	五六	六二	六九
一七年以上	一〇	一七	二四	三一	三七	四四	五一	五八	六四	七一
一八年以上	一一	一八	二五	三二	三九	四六	五三			
一九年以上	一一	一八	二五				五三			

第八條 昭和十九年一月一日以後昭和二十年八月三十一日に至るまでの期間において、厚生年金保険法の坑内夫であつた被保険者のその期間における被保険者であつた期間の加算及びこれにより増加する保険給付に要する費用の國庫の負擔については、なお従前の例による。

第九條 従前の厚生年金保険法第七十五條又は昭和十九年法律第二十一號附則第七條の規定の適用を受けた者に對して、厚生年金保険法を適用するについては、勅令をもつて別段の定めをすることができる。

## 五 厚生年金保険法施行令

昭和十六年十二月二十九日勅令第千二百五十一號	改正昭和十七年十一月一日勅令第七百六十一號	昭和十七年十二月十一日勅令第八百二十六號	昭和十九年五月二十三日勅令第三百六十三號	昭和二十年七月十六日勅令第四百一十七號	昭和二十年十二月二十二日勅令第七百八十六號	昭和二十一年四月一日勅令第八十六號
同	同	同	同	同	同	同

### 第一章 總 則

第一條 厚生年金保険法第三條第一項ノ賃金、給料又ハ俸給ニ準ズベキモノノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク

- 一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當
- 二 通勤手當又ハ外勤手當
- 三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金、給料又ハ俸給ノ額ノ決定ニ影響ナキモノ
- 四 其ノ他厚生大臣ノ指定スルモノ

1 家族手當（昭和十八年三月六日厚生省告示第八十八號）

第二條 賃金、給料又ハ俸給ニ準ズベキモノノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ

利益ナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ健康保險法施行令第二條ノ規定ニ依リ地方長官ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス但シ健康保險ノ被保險者タル被保險者ニ關シテハ同令同條ノ規定ニ依リ算定セラレタル價格ニ依ル

第三條 厚生年金保險法第四條第一項ノ標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬等級	標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級	三十圓	四十五圓未滿
第二級	六十圓	四十五圓以上七十五圓未滿
第三級	九十圓	七十五圓以上百五圓未滿
第四級	百二十圓	百五圓以上百三十五圓未滿
第五級	百五十圓	百三十五圓以上百六十五圓未滿
第六級	百八十圓	百六十五圓以上百九十五圓未滿
第七級	二百十圓	百九十五圓以上二百二十五圓未滿
第八級	二百四十圓	二百二十五圓以上二百五十五圓未滿

第九級	二百七十圓	二百五十五圓以上二百八十五圓未滿
第十級	三百圓	二百八十五圓以上三百十五圓未滿
第十一級	三百三十圓	三百十五圓以上三百四十五圓未滿
第十二級	三百六十圓	三百四十五圓以上三百七十五圓未滿
第十三級	三百九十圓	三百七十五圓以上四百五圓未滿
第十四級	四百二十圓	四百五圓以上四百三十五圓未滿
第十五級	四百五十圓	四百三十五圓以上四百六十五圓未滿
第十六級	四百八十圓	四百六十五圓以上四百九十五圓未滿
第十七級	五百十圓	四百九十五圓以上五百二十五圓未滿
第十八級	五百四十圓	五百二十五圓以上五百五十五圓未滿
第十九級	五百七十圓	五百五十五圓以上五百八十五圓未滿
第二十級	六百圓	五百八十五圓以上

第四條 標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム

被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ標準報酬ヲ變更ス  
厚生年金保險法第二十二條ノ規定ニ依ル被保險者（以下任意繼續被保險者ト稱ス）ノ標準報酬ニ付テハ引續キ従前ノモノニ依ル但シ其ノ者ノ申請ニ依リ標準報酬ヲ減額スルコトヲ得

第二項ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ減額スル場合ニ之ヲ準用ス

1 則第二十二條ノ五參照。

第五條 第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬月額ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ算定ス

一 等ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル年額ノ十二分ノ一

二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル月額

三 日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ前一月間ニ現ニ使用セララルル事業ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四 前三號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ業務ニ従事ノ同様ノ報酬ヲ

受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

五 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

六 同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受クル場合ニ於テハ各事業所ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ地方長官ニ於テ適當ノ方法ニ依リ之ヲ算定ス

第六條 前三條ノ規定ニ拘ラズ健康保險者ノ被保險者タル標準報酬ハ健康保險法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬ノ等級ニ相當スル第三條ニ掲グル標準報酬ノ等級ニ該當スル標準報酬ヲ以テ其ノ標準報酬トス

第七條 厚生年金保險法第十一條第一項ノ規定ニ依リ保險料納付ノ督促ヲ爲サントスルトキハ地方長官ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ

督促狀ヲ發シタルトキハ督促手数料トシテ二十錢ヲ徵收ス但シ健康保險法施行令第五條ノ二第一項ノ規定ニ依ル督促狀ニ併記シテ發シタルトキ督促手数料ハ之ヲ徵收セズ

第八條 前條ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徵收金額百圓ニ付一日三錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徵收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シ

タル延滞金ヲ徴收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 納入ノ告知書一通ノ徴收金額二十圓未滿ナルトキ

二 納期ヲ繰上ゲ徴收ヲ爲ストキ

三 納付義務者ノ住所及居所ガ帝國内ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所又居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

督促狀ニ指定シタル期間迄ニ徴收金及督促手數量ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ十錢未滿ナルトキハ延滞金ヲ徴收セズ

第十四條

第九條 國ノ事業ニ使用セラルル者及東京都、北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ使用セラルル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ厚生年金保險ノ被保險者タラザルモノトス

一 官吏及待遇官吏

二 勅令ニ依リ組織セラレタル共済組合ノ組合員

三 健康保險法第十三條第四號(ヘ)乃至(ヌ)及健康保險法施行令第九條第二號ニ掲グル事業ノ事業所ニ使用セラルル者

四 吏員

五 東京都、北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事務所ニ使用セラルル者

第二章 被保險者

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ厚生年金保險法第十六條第三號、第十六條ノ三第

二項又ハ第十七條第二項ノ規定ニ依リ被保險者タラザルモノトス但シ第一號(イ)ニ

該當スル者所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ同號(ロ)若

ハ(ハ)ニ該當スル者一月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 臨時ニ使用セラルル者ニシテ左ニ掲グルモノ

(イ) 二月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

(ロ) 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ使用セラルル者

(ハ) 日日雇入レラルル者

二 宗教法人令第一條ノ規定ニ依ル法人ノ事務所ニ使用セラルル者

三 事業所ノ所在地ノ一定セザル事業ニ使用セラルル者

四 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外厚生大臣ノ定ムル者

1 改正の決定。

第十四條

2 則第二十二條參照。

第十一條 削除

法第二十二條  
關係

第十二條 被保險者タリシ期間十年以上二十年未滿ナル者ハ被保險者タラザルニ至リタル場合ニ於テ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ三月以内ニ任意繼續被保險者タラントスル申請ヲ爲ストキハ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得

前項ニ規定スル期限ヲ經過シタル申請ト雖モ地方長官ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

第一項ノ申請ヲ爲シタル者ガ初テ納付スベキ保險料ニ付第十三條第一號ニ掲グル事實アリタルトキハ繼續シテ其ノ被保險者ト爲ラザリシモノト看做ス

第十三條 厚生年金保險法第二十三條第一項ノ規定スル事由ハ左ノ如シ

一 被保険料ヲ滯納シ厚生年金保險法第十一條第一項ノ規定ニ依ル指定ノ期限迄ニ其ノ保險料ヲ納付セザルトキ

二 厚生年金保險法第十六條ノ規定ニ依ル被保險者(以下強制被保險者ト稱ス)、

同法第十六條ノ三ノ規定ニ依ル被保險者(以下任意包括被保險者ト稱ス)又ハ同法

第十七條ノ規定ニ依ル被保險者(以下任意單獨被保險者ト稱ス)ト爲リタルトキ

三 任意繼續被保險者ノ資格ヲ喪失セントスル申請ヲ爲シタルトキ

法第二十三條  
關係

第三章 保險給付

法第二十六條  
關係

第十四條 遺族年金ヲ受クベキ者ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ)並ニ子、父、母、孫、祖父及祖母ニシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ之ト同一戸籍内ニ在リ且被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時胎兒タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ出生ノ時迄引續キ之ト同一戸籍内ニ在リ且被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シタル者ト看做ス

1 生計ノ一部分を維持した者も含まれる(昭和二一、八、六保發第六七八號)。

第十五條 遺族年金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前項第一項ニ掲グル順位ニ依ル

前項ノ規定ニ依ル同順位ノ子ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ各號ノ規定ニ依ル

一 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ家督相續人(之ニ準ズベキ者ヲ含ム以下同ジ)

又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス

二 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス

三 男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス  
 四 嫡出子及嫡出ニ非ザル子ノ間ニ在リテハ女ト雖モ嫡出子及庶子ヲ先ニス  
 五 前三號ニ掲グル事項ニ付相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス  
 第一項ノ規定ニ依ル同順位ノ孫ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ各號ノ規定ニ依ル  
 一 前項ノ規定ニ依リ先順位者タル者ノ子ハ之ヲ後順位者タル者ノ子ヨリ先ニス  
 二 前號ノ規定ニ依ル同順位者ノ間ニ於テハ前順ノ規定ヲ準用ス  
 第一項ノ規定ニ拘ラズ父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニシ祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス  
 先順位者タルベキ者後順位者タル者ヨリ後ニ生ズルニ至リタルトキハ前四項ノ規定ハ當該後順位者失權シタル後ニ限り之ヲ適用ス  
 第十六條 男子タル配偶者ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時六十歳以上ナルトキ又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキトキニ限り之ニ遺族年金ヲ支給ス  
 被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時十五歳以上ノ子若ハ孫又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時六十歳未滿ノ父、母、祖父若ハ祖母ハ被保險者又ハ被保險者タリシ當時ヨリ引續キ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキトキニ限り之ニ遺族年金ヲ支給ス

第十七條 削除

第十八條 厚生年金保險法第三十三條、第三十四條、第三十八條乃至第三十九條ノ二又ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ者ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者並ニ子、父、母、孫、祖父及祖母ニシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時之ト同一戸籍内ニ在リタル者トス

厚生年金保險法第三十三條、第三十四條、第三十八條乃至第三十九條ノ二又ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前項ニ掲グル順位ニ依ル  
 第十五條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 前條第一項ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲グル順位ニ依リ厚生年金保險法第三十三條、第三十四條、第三十八條乃至第三十九條ノ二又ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ヲ支給ス但シ被保險者又ハ被保險者タリシ者遺言又ハ厚生大臣ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ヲ從フ

- 一 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ家督相續人又ハ戸主
- 二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ兄弟姉妹ニシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時之ト同一戸籍内ニ在リタルモノ
- 三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者

1 則第四十四條、第四十五條參照。

第十九條ノ二 第十四條乃至第十六條ノ規定ハ厚生年金保險法第三十條ノ二ノ規定ニ依ル支給金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ニ之ヲ準用ス

第十八條及前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ規定ニ依ル遺族ノ範圍ニ屬スル遺族ナキ場合ニ於テ厚生年金保險法第三十條ノ二ノ規定ニ依ル支給金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ニ之ヲ準用ス

第二十條 厚生年金保險法第三十六條又ハ第三十九條ノ二ノ規定ニ依ル期間ハ發疾又ハ死亡ノ原因ト爲リタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付醫師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル日(健康保險ノ被保險者タル被保險者ニ在リテハ健康保險法ニ依ル療養ノ給付ヲ受ケタル日)ヨリ起算シ二年トス

1 削除の豫定。

第二十一條 厚生年金保險法第三十六條ノ規定ニ依リ障害年金ヲ支給スベキ程度ノ發疾ノ狀態ハ別表第一ニ該當スルコトヲ要シ障害手當金ヲ支給スベキ程度ノ發疾ノ狀態ハ別表第二ニ該當スルコトヲ要ス  
業務上ノ事由ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ更ニ業務上ノ事由ニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クベキ程度ノ發疾ト爲リタルトキハ前後ノ發疾ノ狀態ヲ合シタルモノニ依リ其ノ程度ヲ査定ス

第二十一條ノ二 養老年金又ハ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ厚生年金保險法第四十二條ノ二ノ規定ノ該當スル場合ニ於テハ被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ノ三十分ノ一ノ額(以下平均標準報酬月額ト稱ス)ニ別表第三ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル一時金ヲ支給ス

1 削除の豫定。

第二十二條 厚生年金保險法第四十六條ニ規定スル事由ハ左ノ如シ

- 一 女子タル配偶者ガ婚姻シタルトキ
- 二 遺族ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戶籍ヲ去リタ時トキ
- 三 子女ハ孫(被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當除ヨリ引續キ不具發疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ述ナキ者ヲ得ク)ガ十五歳ニ達シタルトキ
- 四 不具發疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキニ因リ遺族年金ノ支給ヲ受クル男子タル配偶者、子、父、母、孫、祖父又ハ祖母ニ付其ノ事情止ミタルトキ
  - 1 事實上婚姻關係にある者をも含む。(昭和三、九、九保發第八一四號)
  - 2 本家相続、分家、廢絶家再興の場合を含まない。(同右)

第二十二條ノ二 被保險者タリシ期間ハ六月以上三年未滿ナル者ガ業務上ノ事由以外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ厚生年金保險法第四十九條ノ三ノ規定ニ依リ平均標準報酬日額ニ別表第四ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タ

ル額ノ脱退手當金ヲ支給ス

- 一 被保險者ガ陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルニ因リ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ
- 二 強制被保險者、任意包括被保險者又ハ任意單獨被保險者ノ資格ヲ取得シタルコトナクシテ五十歳ヲ超テ厚生年金保險法第十六條ノ事業所又ハ同法第十六條ノ二ノ認可アリタル事業所ニ使用セララルニ至リタル者ガ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキ
- 三 女子タル被保險者ガ婚姻ノ爲メ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ
- 四 前各號ニ掲グル場合ヲ除クノ外厚生大臣ノ定ムル場合

- 1 削除の豫定。
- 2 立證できる限度においての、所謂婚約も含まれる（昭和三、一〇、四保發第一〇二號）。
- 3 すなわち、次の如く指定されてゐる（昭和十九年五月二十四日厚生省告示第四十七號、改正昭和十九年十一月二十二日厚生省告示第百二號、同昭和二十年五月十一日厚生省告示第四十八號、同昭和二十年八月三十日厚生省告示第八十八號）。
  - 一 被保險者ガ徵用ノ解除ト爲リタルニ因リ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ
  - 二 國民動員實施計畫ニ基キ集團移入セラレタル半島人勞務者タル被保險者ガ契約期間ノ滿了ニ因リ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ
  - 三 政府ガ厚生年金保險法ノ適用アル事業ノ事業所ノ全部又ハ一部ヲ買収シタル爲被保險者ガ厚生年金保險法施行令第九條第二號ニ規定スル共濟組合ノ組合員ト爲リタルニ因リ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ

法第五十一條ノ一ノ保  
第五十一條ノ一ノ保

- 四 女子勤勞挺身隊員タル被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ
  - 五 教派、宗派及教團ノ教師僧侶ニシテ勤勞動員セラレタル被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ
  - 六 被保險者ガ志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル場合ニ於テ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ
  - 七 戰爭終結ニ因ル事業所ノ廢止、休止又ハ縮少ニ因リ被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ
- 第二十二條ノ三、厚生年金保險法第五十一條ノ三第一項ノ規定ニ該當スル者ガ同法同條同項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ平均標準報酬日額ニ別表第五ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル額ノ脱退手當金ヲ支給ス
- 厚生年金保險法第四十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四章 費用ノ負擔

第二十三條 厚生年金保險法第五十七條第一項ノ規定ニ依リ國庫ハ保險給付ノ計算ノ基礎ト爲リタル被保險者タリシ期間ノ全部ガ續業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ於テ常時坑内作業ニ従事スル被保險者トシテ使用セラレタル期間（以下坑内夫タル被保險者タリシ期間ト稱ス）ナルトキハ其ノ給付ニ要スル費用ノ十分ノ二ヲ、其ノ期間ノ全

法第五十七條ノ一ノ保  
第五十七條ノ一ノ保



第五十八條

部ガ其ノ他ノ被保險者タリシ期間ナルトキハ其ノ給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ヲ、其ノ期間ノ一部ガ坑内夫タル被保險者タリシ期間ナルトキハ其ノ給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ノ外坑内夫タル被保險者タリシ期間ノ平均標準報酬月額ニ其ノ期間ニ付厚生年金保險法第二十五條ノ規定ニ依リ計算シタル期間ノ月數ヲ乘ジタル額ノ其ノ額ト其ノ他ノ被保險者タリシ期間ノ平均標準報酬月額ニ其ノ期間ノ月數ヲ乘ジタル額トノ合算額ニ對スル割合ヲ其ノ給付ニ要スル費用ニ乘ジテ得タル額ノ十分ノ一ヲ負擔ス

第二十四條 保險料額ハ厚生年金保險法第二十四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保險者タリシ期間ノ各月ニ付被保險者ノ標準報酬月額ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トス

保險料率ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ使用セララル被保險者ニシテ常時坑内作業ニ従事スルモノ（以下坑内夫タル被保險者ト稱ス）ニ關スルモノト其ノ他ノ被保險者ニ關スルモノト各別ニ厚生大臣之ヲ定ム

1 すなわち、それは、次の如く指定されてゐる（昭和十七年四月十五日厚生省告示第百六十三號、改正昭和十九年十月三日厚生省告示第七十八號）。

- 一 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ使用セララル被保險者ニシテ常時坑内作業ニ従事スルモノニ付テハ其ノ標準報酬月額十圓ニ付壹圓五十錢ノ割
- 二 前號以外ノ被保險者ニ付テハ其ノ標準報酬月額十圓ニ付壹圓十錢ノ割

第五十九條

保險者ト爲リタルモノ又ハ其ノ他ノ被保險者ニシテ坑内夫タル被保險者ト爲リタルモノニ關スル其ノ月ノ保險料額ハ前號第一項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス

第二十五ノ二 前月ヨリ引續キ被保險者タル者ガ厚生年金保險法第五十九條ノ二ノ規定ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月以後、被保險者ガ其ノ資格ヲ取得シタル月ニ於テ同法同條ノ規定ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ翌月以後同法同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタル月ノ前月ノ期間保險料ヲ徵收セズ但シ被保險者ガ同法同條ノ規定ニ該當スルニ至リタル月ニ於テ同法同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六十條

第二十六條 事業主ハ被保險者ニ對シ金錢ヲ以テ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スベキ前月分ノ保險料ヲ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

事業主ハ被保險者ガ其ノ事業ニ使用セラレザルニ至リタルトキニ限り前項ノ規定ニ拘ラズ報酬ノ支拂ノ際ニ於テ被保險者ノ負擔スベキ前月分及其ノ月分ノ保險料ヲ控除スルコトヲ得

第六十一條

第二十七條 事業主ハ保險料ノ控除ニ關スル計算書ヲ作製シ被保險者ノ請求ニ應ジテ閱覽セシムベシ

第六十二條

第二十八條 毎月ノ保險料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スベシ但シ任意繼續被保險者ノ納付スベキ保險料ニ付テハ厚生大臣ニ於テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

地方長官ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ又ハ納付シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ關スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シタル後六月以内ノ期間ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ地方長官ハ其ノ旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ

**第二十九條** 保險料納付義務者ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納期前ト雖モ保險料ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得

- 一 國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ
- 二 被保險者ノ使用セラルル事業所ヲ廢止シタルトキ
- 三 強制執行ヲ受クルトキ
- 四 破産ノ宣告ヲ受ケルトキ
- 五 競賣ノ開始アリタルトキ
- 六 法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

附 則

**第三十條** 本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保險給付及費用ノ負擔ニ關ス

ル規定ハ勞働者年金保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ用スル規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**第三十一條** 厚生年金保險法第七十二條第一項ノ規定ニ該當スル者ガ同法同條同項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テ被保險者タリシ期間一年以上ナリシトキハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後更ニ被保險者ト爲ルコトナクシテ一年ヲ經過シタル場合ニ非ザルトキト雖モ脫退手當金ヲ支給ス此ノ場合ニ於テ脫退手當金ノ額ハ平均標準報酬日額ノ別表第六ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スル額ハ障害手當金ノ額ト合算シテ被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ノ二十四月分ニ相當スル金額ハ業務上ノ事由ニ因リ發疾ト爲リタルニ因リ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スベキ脫退手當金ノ額ニ付テハ障害手當金ノ額ト合算シテ被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ノ二十六月分ニ相當スル金額)ヲ超ユルコトヲ得ズ

厚生年金保險法第四十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

厚生年金保險法第七十二條第三項ノ規定ニ該當スル者ガ同法同條同項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ平均標準報酬日額ニ別表第四ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル額ノ脫退手當金ヲ支給ス

**第三十二條** 勞働者年金保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ事業主及勞働者ノ出損スル共濟組合ニシテ厚生大臣ノ指定シタルモノノ組合員タル被保

險者ガ事業主ノ同意ヲ得テ同日ヨリ一月以内ニ被保險者タラザラントスル申請ヲ爲ス  
トキハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ニ遡リテ被保險者タラザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル共済組合ハ左ノ要件ヲ具フルモノニ限ル

一 被保險者タル組合員ニ對スル其ノ組合ノ給付ノ種類及程度ガ保險給付ノ種類及程  
度ニ略同シナルコト

二 被保險者タル組合員ニ對スル其ノ組合ノ給付ノ中保險給付ニ相當スル給付ニ要ス  
ル費用ニ關スル出損年額ガ其ノ者ヲ被保險者トシタル場合ニ於ケル其ノ者ニ關スル  
勞働者年金保險ノ保險料年額ニ相當スル金額以上ニシテ事業主ガ其ノ出損年額ノ二分  
ノ一以上ヲ負擔スルモノナルコト

1 則第八十二條參照。

2 日本製鐵八幡共済組合（昭和十七年六月二十五日厚生省告示第四百二號、改正  
昭和十九年十一月十日厚生省告示第九十八號）。

第三十二條ノ二 前條ノ規定ニ依リ指定セラレタル共済組合ガ左ノ要件ヲ具ヘザルニ至  
リタルトキハ厚生大臣ハ其ノ共済組合ニ對シ其ノ指定ヲ將來ニ向ツテ取消スコトヲ得  
一 被保險者タル組合員ニ對スル其ノ組合ノ給付ノ種類及程度ガ保險給付ノ種類及程  
度ニ略同シナルコト  
二 被保險者タル組合員ニ對スル其ノ組合ノ給付ノ中保險給付ニ相當スル給付ニ要ス

ル費用ニ關スル出損年額ガ其ノ者ヲ被保險者トシタル場合ニ於ケル其ノ者ニ關スル厚  
生年金保險ノ保險料年額ニ相當スル金額以上ニシテ事業主ガ其ノ出損年額ノ三分ノ一  
以上ヲ負擔スルモノナルコト

第三十三條 強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者ニシテ第三十二條第一項ノ規定ニ  
依リ被保險者タラザルモノハ同條同項ニ規定スル共済組合ノ組合員タラザルニ至リタ  
ルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ共済組合ノ指定ノ取消アリタルトキハ爾後被保險者トス  
第三十四條 勞働者年金保險中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ郵便  
年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受ウル年金契約ノ年金受取人タル強制被保險者ガ年金  
契約者ノ同意ヲ得テ同日ヨリ三月以内ニ申請ヲ爲スコキハ同日ヨリ起算シ三年ヲ経過  
シタル日ニ於テ其ノ間ニ於ケル平均標準報酬月額ヲ改定ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當ス  
ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 當該年金契約ノ年金受取人ガ同日ヨリ三年以内ニ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルト  
キ

二 當該年金契約ガ效力ヲ失フニ至リタルトキ

三 第一號ノ期間内ニ當該年金契約ガ年金支拂開始期ニ達シタルトキ

第三十五條 前條ノ規定ニ依リ平均標準報酬月額ヲ改定スル場合ニ於テハ同條ニ規定ス  
ル年金契約ニ關シ勞働者年金保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日前

ニ拂込マレタル掛金ニ命令ヲ以テ定ムル計算ニ依ル年三分三毛六絲ノ利子ヲ附シタル金額ト同日以後ニ拂込マレタル掛金トノ合計額（年金契約ニ基キテ爲シタル貸付ニ付政府ガ辨濟ヲ受クベキ金額アルトキハ其ノ金額ヲ控除シタル殘額以下同ジ）ヲ同條ニ規定スル三年ニ對スル厚生年金保險ノ積立金率ヲ以テ除シテ得タル額ト同期間ニ於ケル平均標準報酬月額トヲ合算シテ計算ス但シ其ノ額ガ二百圓ヲ超ユルトキハ之ヲ二百圓トス

前項但書ノ場合ニ於テ前條ニ規定スル三年間ニ於ケル從前ノ平均標準報酬月額ト二百圓トノ差額ニ其ノ三年ニ對スル厚生年金保險ノ積立金率ヲ乘ジテ得タル金額ト前項ニ規定スル勞働者年金保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日前ニ拂込マレタル掛金ニ命令ヲ以テ定ムル計算ニ依ル年三分三毛六絲ノ利子ヲ附シタル金額ト同日後ニ拂込マレタル掛金トノ合計額トノ差額ハ之ヲ返還金受取人ニ支拂フ

**第三十六條** 第三十四條ノ申請ヲ爲シタル者ニ關スル年金契約ハ平均標準報酬月額ノ改定ヲ爲シタル日ヨリ將來ニ向テノミ其ノ效力ヲ失フ

**第三十七條** 勞働者年金保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クル年金契約ノ年金受取人タル被保險者ハ事業主ノ同意ヲ得テ同日ヨリ一月以内ニ被保險者タラザラントスル申請ヲ爲ストキハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ニ遡リテ被保險者タラザルコトヲ得

**第三十八條** 前條ノ申請ヲ爲スニハ同條ニ規定スル年金受取人ニ關スル年金契約ガ左ノ要件ヲ具フルモノナルコトヲ要ス

一 當該年金受取人ヲ被保險者トシタル場合ニ於ケル其ノ者ニ關スル勞働者年金保險ノ保險料年額ノ半額ニ相當スル金額以上ノ掛金ヲ毎半年ニ拂込ムモノナルコト

二 當該年金受取人ヲ使用スル事業主ガ前號ニ規定スル毎半年ノ掛金ニ付當該年金受取人ヲ被保險者トシタル場合ニ於ケル其ノ者ニ關スル勞働者年金保險ノ保險料年額ノ半額ノ二分ノ一以上ニ相當スル金額ヲ負擔スルモノナルコト

三 當該年金受取人ヲ以テ返還金受取人ト爲スモノナルコト

**第三十九條** 第三十七條ノ規定ニ依リ被保險者タラザル者ガ現ニ使用セラルル事業所ニ使用セラレザルニ至リタル後更ニ厚生年金保險法第十六條ノ事業所又ハ同法第十六條ノ二ノ認可アリタル事業所ニ強制被保險者又ハ任意包括被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ使用セラルルニ至リタルトキハ爾後被保險者トス但シ事業主ノ同意ヲ得テ其ノ使用セラルルニ至リタル日ヨリ十五日以内ニ被保險者タラザラントスル申請ヲ爲シタル場合ニ於テハ繼續シテ被保險者タラザルコトヲ得

**第三十八條**ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

**第四十條** 強制被保險者又ハ任意包括被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者ニシテ第三十七條又ハ前條第一項但書ノ規定ニ依リ被保險者タラザルモノニ關スル年金契約ガ左ノ

各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ者ハ爾後被保險者トス

一 當該年金契約ニ付年金契約者ガ第三十八條ニ規定スル掛金ニ準ズル厚生年金保險ノ保險料ニ相當スル掛金ヲ拂込マズシテ命令ノ定ムル期間ヲ經過シタルトキ

二 當該年金契約ガ解除セラレタルトキ

三 當該年金契約ガ年金支拂開始期ニ達シタルトキ

第四十一條 第三十九條第一項又ハ前條第一號ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル者ガ年金契約者ノ同意ヲ得テ被保險者ト爲リタル日ヨリ三月以内ニ申請ヲ爲ストキハ第三十七條ノ規定ニ依リ被保險者タラザルニ至リタル日ヨリ第三十九條第一項又ハ前條第一號ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ノ前日迄ニ於テ強制被保險者又ハ任意包括被保險者ト爲スベキ資格ヲ有スル者トシテ厚生年金保險法第十六條ノ事業所又ハ同法第十六條ノ二ノ認可アリタル事業所ニ使用セラレタル期間ハ其ノ期間ハ其ノ期間ニ付同法第二十四條ノ規定ニ依ル計算ヲ爲シタル上之ヲ同法同條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ト看做ス

前項ノ規定ニ拘ラズ第四十二條第一項但書前段ノ場合ニ於テハ第三十九條第一項又ハ前條第一號ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ニ於テ年金受取人ノ爲ニ積立テタル金額(年金契約ニ基キテ爲シタル貸付ニ付政府ガ辨濟ヲ受クベキ金額アルトキハ其ノ金額ヲ控除シタル殘額以下同ジ)ヲ十圓ヲ以テ除シテ得タル數ヲ保險給付ニ要スル費用期間ト看做ス

前項ノ規定ニ拘ラズ第四十二條第一項但書前段ノ場合ニ於テハ第三十九條第一項又ハ前條第一號ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ニ於テ年金受取人ノ爲ニ積立テタル金額(年金契約ニ基キテ爲シタル貸付ニ付政府ガ辨濟ヲ受クベキ金額アルトキハ其ノ金額ヲ控除シタル殘額以下同ジ)ヲ十圓ヲ以テ除シテ得タル數ヲ保險給付ニ要スル費用期間ト看做ス

總額ニ對スル積立金率(以下積立金率ト稱ス)ト看做シ其ノ積立金率ニ對スル期間ヲ以テ厚生年金保險法第二十四條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ト看做ス

第四十二條 前條第一項ノ規定ニ依リ被保險者タリシ期間ト看做シタル期間ニ於ケル平均標準報酬月額額ハ第三十九條第一項又ハ第四十條第一號ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ニ於テ年金受取人ノ爲ニ積立テタル金額ヲ前條第一項ノ規定ニ依リ被保險者タリシ期間ト看做シタル期間ニ對スル積立金率ヲ以テ除シテ得タル額トス但シ此ノ場合ニ於テ其ノ平均標準報酬月額額ガ十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ十圓トシ其ノ平均標準報酬月額額ガ二百圓ヲ超ユルトキハ之ヲ二百圓トス

前項但書後段ノ場合ニ於テハ二百圓ニ前條第一項ノ規定ニ依リ被保險者タリシ期間ト看做シタル期間ニ對スル積立金率ヲ乘ジテ得タル金額ト當該年金契約ノ年金受取人ノ爲ニ積立テタル金額トノ差額ハ之ヲ返還金受取人ニ支拂フ

第四十三條 第四十一條第一項ノ申請ヲ爲シタル者ニ關スル年金契約ハ其ノ者ガ第三十九條第一項又ハ第四十條第一號ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ヨリ將來ニ向テノ其ノ效力ヲ失フ

第四十四條 削除

第四十五條 郵便年金令第十四條ノ規定ニ依ル掛金ノ割引ハ左ノ各號ノ場合ニ於テ同令同條ノ規定ノ適用ヲ受クル年金契約ノ年金受取數ノ人ガ同令同條第一項ニ規定スル割

合又ハ人数ヲ下リタル場合ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得

一 郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クル年金契約ノ年金受取人ガ被保険者ト爲リタル場合ニ於テ當該年金契約ガ同令同條ノ規定ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキ

二 郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クル年金契約ノ年金受取人ニシテ被保険者タルモノ又ハ第三十七條若ハ第三十九條第一項但書ノ規定ニ依リ被保険者タラザルモノガ郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クル年金契約ノ年金受取人タラザルニ至リタルトキ

附 則 (昭和十七年十一月一日勅令第七百六十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年十二月勅令第八百二十六號)

(本令ハ昭和十八年四月二日ヨリ之ヲ施行ス)

附 則 (昭和十九年五月勅令第三百六十三號)

第一條 本令ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保險給付ニ關スル改正規定(第

十八條第一項第二項、第十九條及第二十條ノ改正規定中名稱變更ニ關スル部分並ニ第二十二條ノ改正規定ヲ除ク)、第二十四條第一項ノ改正規定並ニ第十九條ノ二、第二十一條ノ二、第二十二條ノ二、第二十二條ノ三、第二十五條ノ二、附則第二條乃至第六條及同第十條ノ規定ハ同年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 昭和十九年法律第二十一號附則第二條第一項ノ規定ニ該當スル者ガ同法同條同項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ被保険者タリシ期間ニ應ジ平均標準報酬日額ニ左ニ掲グル表ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル額ノ脱退手當金ヲ支給ス

被保険者タリシ期間	日數
六月以上 一年未満	一〇日
一年以上 二年未満	二〇
二年以上 三年未満	三〇

第三條 第三十一條第一項及第二項ノ改正規定ハ昭和十九年法律第二十一號附則第四條

第一項ノ規定ニ該當スル者ガ同法同條同項ノ規定ニ該當スル場合ニ之ヲ準用ス

第四條 昭和十九年法律第二十一號附則第六條ノ規定ニ該當スル者ガ事業主ノ同意ヲ得テ昭和十九年十月一日ヨリ一月以内ニ被保険者タラザラントスル申請ヲ爲ストキハ被

保險者ノ資格ヲ取得シタル日ニ遡リテ被保險者タラザルコトヲ得

第五條 強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者ニシテ前條ノ規定ニ依リ被保險者タラザルモノハ第三十二條第一項ニ規定スル共濟組合ノ組合員タラザルニ至リタルトキ又ハ第三十二條ノ二ノ規定ニ依リ共濟組合ノ指定ノ取消アリタルトキハ爾後被保險者トス

第六條 第三十四條乃至第三十六條、第三十九條第二項、第四十條乃至第四十三條ノ改正規定並ニ第三十七條、第三十八條、第三十九條第二項及第四十五條ノ規定ハ昭和十九年法律第二十一號附則第七條ニ規定スル郵便年金契約ノ年金受取人タル被保險者ニ之ヲ適用ス

第七條 昭和十九年六月一日前ニ被保險者ノ資格ヲ取得シ同年同月同日迄引續キ被保險者ノ資格ヲ有スル者ノ同年同月同日ニ於ケル標準報酬ノ等級ガ従前ノ第三條ノ規定ニ依ル第十五級ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ者ハ第四條第一項ノ規定ノ適用ニ付同年同月同日ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做ス

第八條 昭和十九年九月末日迄ハ第二十一條、第二十四條第一項及第三十一條中労働者年金保險法トアルハ厚生年金保險法トス

第九條 従前ノ第四十條ニ規定スル年金契約ニ付年金契約者ガ第三十八條ニ規定スル掛金ニシテ昭和十九年一月一日ヨリ同年五月末日迄ノ期間ニ係ルモノヲ拂込マズシテ同

年七月末日ヲ經過シタルトキハ其ノ者ハ爾後被保險者トス

第十條 退職積立金及退職手當法施行令ハ之ヲ廢止ス但シ退職積立金ノ支拂又ハ退職手當ノ支給ノ完了ニ至ル迄ハ之ニ必要ナル限度ニ於テ同令第六條、第十條乃至第十三條及第十八條乃至第二十三條ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有ス

附 則 (昭和二十年七月勅令第四百十七號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ日ノ屬スル月前ノ月ノ保險料額ノ算定ニ付テハ第二十五條ノ改正規定ニ拘ラズ仍従前ノ規定ニ依ル

本令施行ノ際ニ於テ第二十八條第一項ノ改正規定ニ依ル納期ヲ經過セル保險料ノ納期ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

附 則 (昭和二十年十二月勅令第七百一十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二十一年四月勅令第百八十六號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年三月ノ保険料ノ納期ニ付テハ第二十八條第一項ノ改正規定ニ依ル本令施行前ニ被保険者ノ資格ヲ取得シ同令施行ノ日迄引續キ被保険者ノ資格ヲ有スル者ノ標準報酬ニ付テハ其ノ者ハ同日ニ於テ被保険者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做シ厚生年金保險法施行令第四條第一項ノ規定ヲ適用ス

別表第一

障害年金ヲ支給スベキ程度ノ障害ノ状態		業務上ノ事由ニ因ル障害	
業務上ノ事由以外ノ事由ニ因ル障害	業務上ノ事由ニ因ル障害	業務上ノ事由ニ因ル障害	業務上ノ事由ニ因ル障害
一	二	一	二
一 眼失明シ他眼ノ視力〇・三以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	一 精神ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ監視又ハ介護ヲ要スルモノ	一 眼失明シ他眼ノ視力〇・二以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	一 精神ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ監視又ハ介護ヲ要スルモノ
二 咀嚼若ハ言語ノ機能ヲ損シタルモノ又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スルモノ	二 常ニ就床ヲ要シ且介護ヲ要スルモノ	二 兩上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ	二 常ニ就床ヲ要シ且介護ヲ要スルモノ
三 鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ	三 咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ損シタルモノ	三 兩上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	三 咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ損シタルモノ
四 脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ殘スルモノ	四 兩眼ヲ失明シタルモノ	四 兩下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ	四 兩眼ヲ失明シタルモノ
五 一上肢ノ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ又ハ十指ヲ失ヒタルモノ			
六 一上肢ノ三大關節中ノ二關節以上ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ十指ノ用ヲ廢シタルモノ			



六級	五級					
	七	六	五	四	三	二
一	七	六	五	四	三	二
二	七	六	五	四	三	二
三	七	六	五	四	三	二
四	七	六	五	四	三	二
五	七	六	五	四	三	二
六	七	六	五	四	三	二
七	七	六	五	四	三	二
八	七	六	五	四	三	二
九	七	六	五	四	三	二
一〇	七	六	五	四	三	二

一 上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ  
 二 下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ  
 三 十指ヲ失ヒタルモノ  
 四 咀嚼ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ  
 五 一眼失明シ他眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ  
 六 一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ  
 七 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ  
 八 一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ  
 九 一下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ  
 一〇 十指ノ用ヲ廢シタルモノ  
 一 言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ  
 二 鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ

四級	三級				
	六	五	四	三	二
一	六	五	四	三	二
二	六	五	四	三	二
三	六	五	四	三	二
四	六	五	四	三	二
五	六	五	四	三	二
六	六	五	四	三	二
七	六	五	四	三	二
八	六	五	四	三	二
九	六	五	四	三	二
一〇	六	五	四	三	二

一 言語ノ機能ヲ廢シタルモノ  
 二 咀嚼及言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ  
 三 鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ヲ全ク聾シタルモノ  
 四 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ  
 五 兩上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ  
 六 兩下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ  
 七 一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ  
 八 一下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ  
 九 十指ヲ失ヒタルモノ  
 一〇 咀嚼ノ機能ヲ廢シタルモノ  
 一一 兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ  
 一二 兩上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ  
 一三 兩下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ

七 一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ又ハ十趾ヲ失ヒタルモノ  
 八 一下肢ノ三大關節中ノ二關節以上ノ用ヲ廢シタルモノ  
 九 胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身業務ニ服スルコトヲ得ザルモノ  
 一〇 精神又ハ神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身業務ニ服スルコトヲ得ザルモノ

三	脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ殘スモノ
四	一眼失明シ他眼ノ視力〇・三以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
五	一上肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ
六	一下肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ
七	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ
八	十趾ヲ失ヒタルモノ

備考

- 一 各級各號又ハ各號ノ一ニ該當セザルモノ之ニ相當スル廢疾ノ狀態ト認メラルベキモノハ其ノ最モ近キ各級各號又ハ各號ノ廢疾ノ狀態ニ該當スルモノト看做ス
- 二 視力ノ測定ハ萬國式視力表ニ依ル屈折異狀アルモノニ付テハ矯正視力ニ付測定ス
- 三 指ヲ失ヒタルモノトハ拇指ハ指關節、其ノ他ノ指ハ第一指關節以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
- 四 指ノ用ヲ廢シタルモノトハ指ノ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ掌指關節若ハ第一指關節（拇指ニ在リテハ指關節）ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ
- 五 趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

別表第二

障害手當金ヲ支給スベキ程度ノ廢疾ノ狀態																																					
業務上ノ事由ニ因ル廢疾	業務上ノ事由以外ノ事由ニ因ル廢疾																																				
<table border="1"> <tr> <th>一級</th> <th>香號</th> <th>廢疾ノ狀態</th> </tr> <tr> <td>一</td> <td>一</td> <td>一眼失明ノ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>二</td> <td>鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四十種以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>三</td> <td>精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル業務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ</td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>四</td> <td>胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル業務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ</td> </tr> <tr> <td>五</td> <td>五</td> <td>一手ノ拇指及示指ヲ併セ三指以上ヲ失ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ヲ失</td> </tr> </table>	一級	香號	廢疾ノ狀態	一	一	一眼失明ノ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ	二	二	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四十種以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ	三	三	精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル業務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	四	四	胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル業務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	五	五	一手ノ拇指及示指ヲ併セ三指以上ヲ失ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ヲ失	<table border="1"> <tr> <th>一級</th> <th>香號</th> <th>廢疾ノ狀態</th> </tr> <tr> <td>一</td> <td>一</td> <td>一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>二</td> <td>兩眼ニ半盲症、視野狹窄若ハ視野變狀ヲ殘スモノ又ハ兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>三</td> <td>鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ</td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>四</td> <td>咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ</td> </tr> <tr> <td>五</td> <td>五</td> <td>鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四十種以上ニテハ尋常ノ話</td> </tr> </table>	一級	香號	廢疾ノ狀態	一	一	一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ	二	二	兩眼ニ半盲症、視野狹窄若ハ視野變狀ヲ殘スモノ又ハ兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ	三	三	鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	四	四	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	五	五	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四十種以上ニテハ尋常ノ話
一級	香號	廢疾ノ狀態																																			
一	一	一眼失明ノ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ																																			
二	二	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四十種以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ																																			
三	三	精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル業務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ																																			
四	四	胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル業務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ																																			
五	五	一手ノ拇指及示指ヲ併セ三指以上ヲ失ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ヲ失																																			
一級	香號	廢疾ノ狀態																																			
一	一	一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ																																			
二	二	兩眼ニ半盲症、視野狹窄若ハ視野變狀ヲ殘スモノ又ハ兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ																																			
三	三	鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ																																			
四	四	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ																																			
五	五	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四十種以上ニテハ尋常ノ話																																			

二級						
一	二	三	四	五	六	七
一 一眼失明シ又ハ一眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	二 頸部ニ著シキ運動障害ヲ残スモノ	三 神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ輕易ナル業務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	四 一手ノ拇指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ	五 一手ノ拇指及示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ	六 一上肢ヲ五種以上短縮シタルモノ	七 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ

八	九	〇	一	二	三	四
八 ヒタルモノ	九 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ	〇 一足ヲ二リスフランシ關節以上ニテ失ヒタルモノ	一 十趾ノ用ヲ廢シタルモノ	二 女子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ	三 兩個ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ	四 分ノ解シ得ザルモノ又ハ鼓膜ノ大部ニ接セザレバ大塵ヲ解シ得ザルモノ

三級							
一	二	三	四	五	六	七	八
一 兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ	二 一眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	三 兩眼ニ半盲症視野狹窄又ハ視野變狀ヲ殘スモノ	四 兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ	五 鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	六 咀嚼及言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	七 鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ヲ聾シタルモノ	八 一手ノ拇指ヲ失シタルモノ、示指ヲ

九	〇	一	二	三	四
九 一上肢ニ假關節ヲ殘スモノ	〇 一下肢ニ假關節ヲ殘スモノ	一 一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ	二 脾臟又ハ腎臟ヲ失ヒタルモノ	三 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ	四 一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ

精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル業務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ  
神經系統ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル業務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ





八級	一	ノ又ハ第三趾以下ノ三趾ノ用ヲ廢シタルモノ
七級	二	一眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ
六級	三	三齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ
五級	四	上肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ
四級	五	下肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ
三級	六	一手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ
二級	七	一手ノ拇指及示指以外ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ
一級	八	一手ノ拇指及示指以外ノ指ノ末關節ノ屈伸不能ヲ來シタルモノ
備考	九	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ
	一〇	局部ニ神經症狀ヲ殘スモノ 男子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ

備考

別表第一ノ備考ト同シ

別表第三

一	一	級	八	級
二	二	級	七	級
三	三	級	六	級
四	四	級	五	級
五	五	級	四	級
六	六	級	三	級
七	七	級	二	級
八	八	級	一	級
日	數			

別表第四

六月以上	一年未滿	日	數
一年以上	二年未滿	一	五
一年以上	三年未滿	三	〇
二年以上	三年未滿	五	〇

別表第五

被保險者タリシ期間	日	數	被保險者タリシ期間	日	數
三年以上	一	二〇	一二年以上	三	九五
四年以上	一	一五〇	一三年以上	四	三九〇
五年以上	一	一八〇	一四年以上	四	四三〇
六年以上	二	一〇〇	一五年以上	五	五〇〇
七年以上	二	一四〇	一六年以上	五	五四〇
八年以上	二	一七〇	一七年以上	五	五八〇

九年以上	三	三〇〇	一八年以上	六	二〇〇
一〇年以上	三	三〇〇	一九年以上	六	二〇〇
一一年以上	三	三六〇			

別表第六

被保險者タリシ期間	五年以上	四	四〇	日	數
	八年以上	四	四〇	日	數
被保險者タリシ期間	一年以上	四	四五	日	數
	一四年以上	五	五〇	日	數
被保險者タリシ期間	一七年以上	六	六〇	日	數
	一九年以上	六	六〇	日	數
被保險者タリシ期間	二年以上	六	六〇	日	數
	七年以上	七	七五	日	數
被保險者タリシ期間	三年以上	八	八〇	日	數
	一〇年以上	一	一〇五	日	數
被保險者タリシ期間	四年以上	一	一〇五	日	數
	一三〇年以上	一	一三〇	日	數
被保險者タリシ期間	五年以上	一	一四〇	日	數
	一五〇年以上	一	一五〇	日	數

労働者年金保険法中、労働者年金給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ現ニ使用セラルル工場、事業場若ハ事業場ノ引續キ強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ使用セラレタル期間







取得シタルトキハ其ノ資格取得ノ際左ニ掲グル事業主ニ申出ツベシ

一 被保険者臺帳ノ記號及番號

二 最後ニ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後其ノ氏名ニ變更アリタルトキハ變更前ノ氏名及變更ノ年月日

三 強制被保険者又ハ任意包括被保険者ノ資格ヲ取得スル直前ニ於テ任意繼續被保険者ダリシ者ニ在リテハ其ノ旨

前項ノ規定ニ依ル申出ヲ爲シタル被保険者ニ付テハ事業主ハ前條ノ届書ニ其ノ申出アリタル事項ヲ附記スベシ

1 その違反について、第七十八條第一號參照。

第五條 任意單獨被保険者ノ資格取得ノ申請ヲ爲サントスル者ハ様式第二號ニ依ル申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

當テ被保険者タリシコトアル者ハ前項ノ規定ニ依ル申請ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ前項ノ申請書ニ附記スベシ

一 被保険者臺帳ノ記號及番號

二 最後ニ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後其ノ氏名ニ變更アリタルトキハ變更前ノ氏名及變更ノ年月日

三 任意繼續被保険者タリシ者ニ在リテハ其ノ旨

第十七條 保

1 その違反について、第七十八條第二號參照。

第六條 養老年金ノ支給ヲ受クル者ハ被保険者ノ資格ヲ取得シタルトキハ直チニ養老年金證書(養老年金證書ヲ提出スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書)ヲ事業主ニ提出スベシ

事業主ハ前項ノ規定ニ依リ養老年金證書又ハ事由書ノ提出ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ提出スベシ此ノ場合ニ於テ其ノ證書又ハ事由書ヲ提出スルコト能ハザルトキハ遲滯ナク其ノ事由ヲ地方長官ニ届出ツベシ

1 その違反について、第七十八條第三號參照。

第七條 地方長官ハ前條第二項ノ規定ニ依リ養老年金證書又ハ事由書ノ提出ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ受領證ヲ事業主ニ送付スベシ

事業主ハ前項ノ受領證ノ送付ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ被保険者ニ交付スベシ

第八條 地方長官ハ初テ被保険者ノ資格ヲ取得シタル者ノ被保険者臺帳ノ記號及番號ヲ決定シ遲滯ナク之ヲ其ノ被保険者ヲ使用スル事業主ニ通知スルト共ニ厚生年金保險被保険者(以下被保険者證ト稱ス)ヲ被保険者ニ交付スベシ

地方長官ハ被保険者證ヲ被保険者ニ交付セントスルトキハ之ヲ其ノ被保険者ヲ使用スル事業主ニ送付スベシ





者となつた場合の事業主の住所の変更等

- 四 被保険者名帳ノ記號及番號
- 五 坑内夫タル被保険者又ハ其ノ他ノ被保険者ト爲ルニ至リタル年月日
- 第十八條 事業主ハ事業ノ種類、事業主ノ氏名若ハ住所又ハ事業所ノ名稱若ハ所在地ニ變更アリタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ五日以内ニ地方長官ニ提出スベシ但シ當該事項ノ變更ニ付事業主ガ地方長官ニ對シ健康保險法施行規則第二十條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スベキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
  - 一 事業主ノ氏名及住所
  - 二 事業所ノ名稱及所在地
  - 三 變更前ノ事項及變更後ノ事項並ニ變更ノ年月日
- 第十九條 事業主ニ變更アリタルトキハ事業主及事業主タリシ者ハ連署ヲ以テ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ五日以内ニ地方長官ニ提出スベシ但シ當該事業主ノ變更ニ付事業主及事業主タリシ者ガ地方長官ニ對シ健康保險法施行規則第十八條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スベキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
  - 一 事業ノ種類及新舊名稱
  - 二 事業所ノ所在地
  - 三 變更ノ年月日及事由
  - 四 事業主及事業主タリシ者ノ氏名及住所

事業主の変更

任意継続被保険者の住所の変更

- 第二十條 任意継続被保険者ハ其ノ氏名又ハ住所ニ變更アリタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ地方長官、住所地ヲ管轄スル地方長官ナキトキハ東京都長官ニ提出スベシ
  - 一 氏名、生年月日及住所
  - 二 被保険者名帳ノ記號及番號
  - 三 變更前ノ氏名又ハ住所
  - 四 變更ノ年月日
    - 1 その違反について、第七十八條第四號參照。
- 第二十一條 削除
- 第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ令第十條第四號ノ規定ニ依リ被保険者タラザルモノトス
  - 一 季節的業務ニ使用セラルル者但シ繼續シテ四月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
  - 二 臨時的事業ノ事業所ニ使用セラルル者但シ繼續シテ六月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
  - 三 生命保險會社ニ使用セラルル者ニシテ保險契約者ノ募集勧誘ニ従事スルモノ但シ六月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

令第十條第四號關係

第二十二條ノ二 法第十六條ノ二第一項ノ規定ニ依ル認可申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ  
掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 事業ノ名稱及種類

二 事業所ノ名稱及所在地

三 被保險者ト爲ルべき者ノ員數

前項ノ申請書ニハ法第十六條ノ二第二項ノ規定ニ依ル同意アリタルコトヲ認ムルニ足  
ル書類ヲ添附スベシ

事業主ガ法第十六條ノ二第一項ノ認可ト同時ニ健康保險法第十四條第一項ノ認可ヲ受  
ケントスル場合ニ於テ健康保險法施行規則第十三條第一項ノ認可申請書ニ同條第三項  
ノ規定ニ依ル附記ヲ爲シタルトキハ併セテ第一項ノ規定ニ依ル認可申請ヲ爲シタルモ  
ノト看做ス

第二十二條ノ三 法第二十條ノ二第一項ノ規定ニ依ル認可申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ

掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 事業ノ名稱及種類

二 事業所ノ名稱及所在地

三 被保險者ノ員數

前項ノ申請書ニハ法第二十條ノ二第二項ノ規定ニ依ル同意アリタルコトヲ認ムルニ足

ル書類ヲ添附スベシ

事業主ガ法第二十條ノ二第一項ノ認可ト同時ニ健康保險法第十九條第一項ノ認可ヲ受  
ケントスル場合ニ於テ健康保險法施行規則第十四條ノ認可申請書ニ同條第二項ノ規定  
ニ依ル附記ヲ爲シタルトキハ併セテ第一項ノ規定ニ依ル認可申請ヲ爲シタルモノト看  
做ス

第二十二條ノ四 被保險者ガ法第五十九條ノ二ニ規定スル場合ニ該當シ又ハ該當セザル

ニ至リタルトキハ事業主ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ五日以内ニ地方長官ニ  
提出スベシ但シ當該被保險者ガ同時ニ政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者ナル場合ニ  
於テ健康保險法第六十二條第一項第一號ノ規定ニ該當シ又ハ該當セザルニ至リタルニ  
因リ事業主ガ地方長官ニ對シ健康保險法施行規則第十七條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スベ  
キ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

一 被保險者ノ氏名

二 被保險者臺帳ノ記號及番號

三 該當シ又ハ該當セザルニ至リタル年月日

1 削除の豫定。

第二十二條ノ五 令第四條第二項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ變更ハ其ノ報酬ニ増減アリタ  
ル月ノ翌月(報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ之ヲ爲ス

第二節 標準報酬

第二十三條 健康保險ノ被保險者ヲラザル被保險者ヲ使用スル事業主ハ其ノ被保險者ノ報酬ガ増減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタルトキハ遲滞ナク様式第五號ニ依ル届書ヲ地方長官ニ提出スベシ

第二十四條 地方長官ハ健康保險ノ被保險者ヲラザル被保險者ヲ使用スル事業主ニ對シ地方長官ノ定ムル日ノ現在ニ於ケル其ノ被保險者ノ報酬月額算定ノ基礎ノ届出ヲ命ズルコトヲ得

事業主ハ前項ノ規定ニ依ル命令アリタルトキハ様式第五號ニ依ル届書ヲ前項ニ定ムル日ヨリ十日以内ニ地方長官ニ提出スベシ

第二十五條 健康保險組合ノ管掌スル健康保險ノ被保險者タル被保險者ヲ使用スル事業主ハ其ノ被保險者ニ付健康保險組合ヨリ健康保險法施行規則第五條第一項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ變更ノ決定ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク様式第五號ニ依ル届書ヲ地方長官ニ提出スベシ

第二十六條 地方長官ハ健康保險ノ被保險者ヲラザル者ヨリ第五條ノ規定ニ依ル申請アリタルトキ又ハ事業主ヨリ健康保險ノ被保險者ヲラザル被保險者ニ付第三條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキ又ハ第二十三條若ハ第二十四條第二項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ遲滞ナク被保險者ノ標準報酬ヲ決定シ之ヲ事業主ニ通知スベシ標準報酬ヲ變

更シタルトキ亦同シ

事業主ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ被保險者ニ告知スベシ

第二十七條 任意繼續被保險者ハ其ノ標準報酬ノ減額ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官、住所地ヲ管轄スル地方長官ナキトキハ東京都長官ニ提出スベシ

一 氏名、生年月日及住所

二 被保險者基礎ノ記號及番號

三 現在ノ標準報酬ノ等級

四 希望スル標準報酬ノ等級

任意繼續被保險者ト爲ルト同時ニ標準報酬ノ減額ヲ受ケントスルトキハ其ノ標準報酬ノ減額ノ申請ハ第十二條ノ申請書ニ前項第三號及第四號ニ掲グル事項ヲ附記シテ之ヲ寫スコトヲ得

第一項又ハ前項ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ地方長官、住所地ヲ管轄スル地方長官ナキトキハ東京都長官ハ其ノ標準報酬ヲ減額シ之ヲ其ノ被保險者ニ通知スベシ

第三章 保險給付

第一節 總 則

第二十八條 左ニ掲グル場合ニ於テハ同一ノ事業主ノ事業所又ハ同一ノ事業所ニ被保險者トシテ引續キ使用セラレタル實期間六月未滿ナルトキト雖モ其ノ期間ニ於ケル被保險者タリシ期間ハ之ヲ被保險者タリシ期間ニ合算ス

- 一 被保險者ガ死亡シタル場合
- 二 被保險者ガ發疾ト爲ルニ至リタル場合
- 三 被保險者ガ事業ノ都合ニ依リ解雇セラレタル場合
- 四 被保險者ガ疾病、負傷又ハ老衰ノ爲引續キ從來ノ勞務ニ服スルコト能ハザルニ因リ退職シタル場合
- 五 被保險者ガ陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルニ因リ退職シタル場合
- 六 被保險者ガ徵用セラレタルニ因リ退職シタル場合
- 七 被保險者ガ就業規則又ハ之ニ準ズベキモノニ依リ定ムル停年ニ達シタルニ因リ退職シタル場合
- 八 被保險者ガ事業主ノ同意ヲ得テ退職シタル場合
- 九 女子タル被保險者ガ婚姻ノ爲退職シタル場合

十 其ノ他厚生大臣ノ定ムル場合

1 改正の豫定。

第二十八條ノ二 削除

第二十九條 養老年金及障害年金又ハ二以上ノ障害年金ノ支給ヲ受クル權利ヲ有スル者

ニハ左ノ區別ニ依リ其ノ一ヲ支給ス

- 一 年金額ガ異ナルトキハ其ノ年金ノ中孰レカ多額ナル年金
  - 二 養老年金ノ額ト障害年金ノ額トガ同シキトキハ障害年金
  - 三 障害年金ノ額ト障害年金ノ額トガ同シキトキハ從前ノ障害年金
- 前項ニ規定スル者ガ法第三十五條第一項又ハ法第四十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルニ因リ養老年金ノ支給ヲ停止セラレタルトキ又ハ障害年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタルトキハ前項ノ規定ニ依リ支給セラレザリシ年金ヲ支給ス

第三十條 地方長官ニ提出スル保險給付ニ關スル請求書、届書又ハ申請書ハ被保險者ヨリ提出スル場合ニ於テハ第一條ニ規定スル地方長官ニ、被保險者タリシ者又ハ其ノ遺族ヨリ提出スル場合ニ於テハ被保險者タリシ者ガ最後ニ被保險者トシテ使用セラレタル事業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ提出スベシ但シ第三十五條第一項、第五十條ノ三第一項、第五十三條第二項、第五十八條ノ二第一項又ハ第六十二條第二項ノ規定ニ依ル請求書ヲ提出スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ



第三十條ノ二 被保險者、被保險者タリシ者又ハ其ノ遺族ヨリ厚生大臣又ハ地方長官ニ提出スル保險給付ニ關スル請求書ニハ被保險者證ヲ添附スベシ被保險者證ヲ添附シ得ザル者ハ其ノ事由ヲ當該請求書ニ附記スベシ

第二節 養老年金

第三十一條 養老年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ養老年金證書ヲ交付ス

養老年金證書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一 氏名、生年月日及住所
- 二 被保險者遺帳ノ記號及番號
- 三 最後ニ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル年月日
- 四 最後ニ被保險者トシテ使用セラレタル事業所ノ名稱及所在地
- 五 同一ノ事業主ノ事業又ハ同一ノ事業所ニ於テ引續キ被保險者タリシ期間十年以上ナル者ニ在リテハ當該事業主ノ氏名又ハ當該事業所ノ名稱
- 六 法第三十一條第二項ノ規定ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ旨前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
  - 一 生年月日ニ關スル市町村長（東京都ノ區ノ存スル區域並ニ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區長以下同ジ）ノ證明書又ハ戶籍ノ抄本

養老年金證書の交付

養老年金事項の記載

二 印鑑票

第三十二條 養老年金證書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載ス

- 一 養老年金證書ノ記號及番號
- 二 養老年金受給者ノ氏名、生年月日及男女別
- 三 養老年金ノ額
- 四 養老年金ノ支給開始ノ年月

法第三十五條第一項ノ規定ニ依リ養老年金ノ支給ヲ停止セラレタル者ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ地方長官ニ對シ養老年金證書ノ返還ヲ請求スベシ

第三十三條 法第三十五條第一項ノ規定ニ依リ養老年金ノ支給ヲ停止セラレタル者ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ地方長官ニ對シ養老年金證書ノ返還ヲ請求スベシ

第三十四條 養老年金ハ毎年二月、五月、八月及十一月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ前支給期月ニ支給スベカリシ養老年金又ハ養老年金受給者ガ死亡シタル場合ニ於テノ其ノ期ノ養老年金ハ支給期月ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

第三十五條 養老年金受給者ハ養老年金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ

養老年金支給の時期

請求書

記載シタル請求書ヲ其ノ住所地方官、住所地方官ナキトキハ其ノ者ガ最後ニ被保險者トシテ使用セラレタル事業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

一 請求者ノ氏名、生年月日及住所

二 養老年金證書ノ記號及番號（不詳ナルトキハ其ノ旨）

三 養老年金ノ額

四 拂渡希望郵便局名

前項ノ場合ニ於テ使用スベキ印章ハ第三十一條第二項ノ請求書ニ添附シタル印鑑票ニ押捺シタル印章（第三十八條ノ規定ニ依リ印章ヲ變更シタルトキハ變更後ノ印章）タルコトヲ要ス

第三十六條 養老年金受給者ハ其ノ氏名ヲ變更シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ地方長官ニ提出スベシ

一 氏名及住所

二 養老年金證書ノ記號及番號

三 變更前ノ氏名及變更ノ年月日

前項ノ届書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 養老年金證書

養老年金受給者ノ氏名變更

養老年金受給者ノ住所變更

養老年金受給者ノ請求書ノ印章變更

養老年金受給者ノ届書

二 氏名ハ變更ニ關スル市町村長ノ證明書又ハ戸籍ノ抄本

地方長官ハ第一項ノ届書ノ提出ヲ受ケタルトキハ其ノ届書ニ添附シアル養老年金證書ヲ更訂シ之ヲ養老年金受給者ニ送付スベシ

第三十七條 養老年金受給者ハ其ノ住所ヲ變更シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ遲滞ナク地方長官ニ提出スベシ

一 氏名及住所

二 養老年金證書ノ記號及番號

三 變更前ノ住所及變更ノ年月日

第三十八條 養老年金受給者ハ第三十一條第二項ノ請求書ニ添付シタル印鑑票ニ押捺シタル印章ヲ變更セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ニ新印鑑票ヲ添ヘ之ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 氏名及住所

二 養老年金證書ノ記號及番號

第三十九條 養老年金受給者ハ毎年三月中ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ニ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル其ノ者ノ生存ニ關スル市町村長ノ證明書又ハ戸籍ノ抄本ヲ添ヘ之ヲ地方長官ニ提出スベシ但シ其ノ年ニ於テ養老年金受給者ト爲リタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

養老年金受給者の死亡届書の再交付

養老年金受給者の死亡届書の再交付

一 氏名及住所

二 養老年金證書ノ記號及番號

前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザル者ニ對シテハ其ノ届出アル迄法第五十五條第二項ノ規定ニ依リ養老年金ノ支給ヲ一時差止ムコトアルベシ

第四十條 養老年金受給者ハ養老年金證書ヲ亡失シタルトキ又ハ養老年金證書ガ毀損汚斑シテ不判明ト爲リタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル再交付ノ請求書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 氏名及住所

二 養老年金證書ノ記號及番號

三 亡失シタルトキハ其ノ事實

養老年金證書ガ毀損汚斑シテ不判明ト爲リタル場合ノ再交付ノ請求ナルトキハ前項ノ請求書ニハ其ノ養老年金證書ヲ添附スベシ

第四十一條 養老年金證書ノ再交付アリタルトキハ従前ノ養老年金證書ハ其ノ效力ヲ失フ

第四十二條 養老年金受給者ガ死亡シタルトキハ其ノ遺族ハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 届出者ノ氏名及住所

二 養老年金受給者ノ氏名、生年月日及死亡ノ年月日

三 養老年金證書ノ記號及番號（不詳ナルトキハ其ノ旨）

第四十三條 養老年金受給者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者ガ支給ヲ受クベキ年金ニシテ未ダ其ノ支給ヲ受ケザリシモノニ關シ法第三十條ノ二ノ規定ニ依リ其ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 請求者ノ氏名、生年月日及住所

二 養老年金受給者ノ氏名、生年月日及死亡ノ年月日

三 養老年金證書ノ記號及番號（不詳ナルトキハ其ノ旨）

四 養老年金受給者ト請求者トノ續柄又ハ關係及請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ旨

五 請求者ガ令第十九條各號ニ掲グル者ナルトキハ他ニ同條但書ノ規定ニ依ル遺言ニ依リ指定セラレタル者ナシト認ムル旨、同條第三號ニ掲グル者ナルトキハ自己ノ外ニ之ニ該當スル者ナシト認ムル旨

第五十六條第三項ノ規定ハ前項ノ請求者ガ令第十九條ノ二第一項ノ規定ニ該當スル者ナル場合ニ、第四十六條第二項ノ規定ハ其ノ者ガ令第十九條ノ二第二項ノ規定ニ該當スル者ナル場合ニ之ヲ準用ス

第四十四條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ハ令第十九條但書ノ規定ニ依リ法第三十三

令第十

條又ハ法第三十四條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受クベキ者ヲ豫告ニ依リ指定セント  
スルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル豫告書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ其ノ指定ヲ變  
更セントスルトキ亦同ジ

一 告者ノ氏名、生年月日及住所  
二 被保險者臺帳ノ記號及番號（豫告者ガ養老年金受給者ナルトキハ養老年金證書ノ  
記號及番號）

三 指定セララルル者ノ氏名、生年月日及住所並ニ豫告者トノ續柄又ハ關係  
前項ノ豫告書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 指定セララルル者ト豫告者トノ續柄ヲ證スベキ書類  
二 豫告書ニ押捺シタル印章ニ付テノ市町村長ノ印鑑證明書

第四十五條 前條ノ指定ヲ取消サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル豫告取消書  
ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

一 豫告者ノ氏名、生年月日及住所  
二 被保險者臺帳ノ記號及番號（豫告者ガ養老年金受給者ナルトキハ養老年金證書ノ  
記號及番號）

三 指定セララルル者ノ氏名  
前項ノ屆書ニハ之ニ押捺シタル印章ニ付テノ市町村長ノ印鑑證明書ヲ添附スベシ

第四十六條 法第三十三條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事  
項ヲ記載シタル請求書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 請求者ノ氏名、生年月日及住所

二 養老年金受給者ノ氏名、生年月日及死亡ノ年月日

三 養老年金證書ノ記號及番號（不詳ナルトキハ其ノ旨）

四 養老年金受給者ト請求者トノ續柄又ハ關係及請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依  
リ指定セララルル者ナルトキハ其ノ旨

五 請求者ガ令第十九條各號ニ掲グル者ナルトキハ他ニ同條但書ノ規定ニ依ル遺言ニ  
依リ指定セララルル者ナシト認ムル旨、同條第三號ニ掲グル者ナルトキハ自己ノ外  
ニ之ニ該當スル者ナシト認ムル旨

前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 養老年金受給者ノ死亡當時其ノ家ニ在ル者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本  
又ハ除カレタル戸籍ノ謄本

二 養老年金受給者ノ死亡ニ關シ市町村長ニ提出シタル死亡診斷書、死體檢案書若ハ  
檢視調書ニ記載シアル事項ノ市町村長ノ證明書又ハ之ニ代ハルベキ書類

三 請求者ガ配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム  
以下同ジ）ニシテ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノナルト

キハ其ノ事實ヲ認メ得ベキ書類

四 請求者ガ令第十九條第三號ノ規定ニ該當スル者ナルトキハ其ノ事實ヲ認メ得ベキ書類

五 請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依ル遺言ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ遺言書ノ寫

法第三十四條關係

第四十七條 法第三十四條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 請求者ノ氏名、生年月日及住所

二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名、生年月日及死亡ノ年月日

三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ被保險者臺帳ノ記號及番號（不詳ナルトキハ其ノ旨）

四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト請求者トノ續柄又ハ關係及請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ旨

五 請求者ガ令第十九條各號ニ掲グル者ナルトキハ他ニ同條但書ノ規定ニ依ル遺言ニ依リ指定セラレタル者ナシト認ムル旨、同條第三號ニ掲グル者ナルトキハ自己ノ外ニ之ニ該當スル者ナシト認ムル旨

前條第二項ノ規定ハ前項ノ請求書ニ之ヲ準用ス

第三節 障害年金及障害手當金

第四十八條 障害年金若ハ障害手當金ノ支給ヲ受ケントスル者又ハ法第四十二條ノ二ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ令

第二十條ニ規定スル期間經過ノ日（其ノ期間内ニ發疾ノ原因タル疾病又ハ負傷ガ治療シタルトキハ其ノ治療シタル日）ヨリ十日以内ニ地方長官ニ提出スベシ

一 氏名、生年月日及住所

二 被保險者臺帳ノ記號及番號

三 發疾ノ原因タル疾病又ハ負傷ノ傷病名及疾病又ハ負傷ノ發生シタル年月日並ニ治療シタルヤ否ヤ及治療シタルトキハ其ノ年月日

四 發疾ノ原因タル疾病又ハ負傷ノ發生シタル當時使用セラレタル事業所ノ名稱及所在地

五 同一ノ事業主ノ事業所又ハ同一ノ事業所ニ於テ引續キ被保險者タリシ期間十年以上ナル者ニ在リテハ當該事業主ノ氏名又ハ當該事業所ノ名稱

六 發疾ノ原因タル疾病又ハ負傷ガ業務上ノ事由ニ因ルモノナルヤ否ヤノ別

七 養老年金又ハ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニ在リテハ其ノ旨

前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 發疾ノ状態ノ程度及疾病又ハ負傷ノ經過ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ診斷書

二 瘵疾ノ原因タル疾病又ハ負傷ガ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル届書ノ寫又ハ其ノ疾病若ハ負傷ガ業務上ノ事由ニ因ルモノナルコトヲ證スルニ足ル書類

三 印鑑票

四 養老年金證書又ハ障害年金證書ノ交付ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ證書(養老年金證書又ハ障害年金證書ヲ添付スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書)

地方長官ハ前項第四號ノ規定ニ依リ養老年金證書若ハ障害年金證書又ハ事由書ノ提出ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ受領證ヲ提出者ニ送付スベシ

第四十九條 前條第一項ノ請求書ノ提出アリタルトキハ地方長官ハ其ノ給付ニ關スル決定ヲ爲シ之ヲ請求者ニ通知スベシ

前項ノ場合ニ於テ障害年金ヲ受タル權利ヲ有スルモノト決定シタルトキハ地方長官ハ請求者ニ障害年金證書ヲ交付ス

第五十條 障害年金證書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載ス

- 一 障害年金證書ノ記號及番號
- 二 障害年金受給者ノ氏名、生年月日及男女別
- 三 障害年金ノ額
- 四 障害年金ノ支給開始ノ年月

第五十條ノ二 障害年金ノ支給ヲ受タル被保險者ハ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ障害年金證書(障害年金證書ヲ提出スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書)ヲ地方長官ニ提出スベシ

地方長官ハ前項ノ規定ニ依リ障害年金證書又ハ事由書ノ提出ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ受領證ヲ年金受給者ニ送付スルト共ニ障害年金證書ヲ更訂シ之ヲ年金受給者ニ送付スベシ

第五十條ノ三 障害年金受給者ハ障害年金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ其ノ住所地ヲ管轄スル地方長官、住所地ヲ管轄スル地方長官ナキトキハ其ノ者ガ最後ニ被保險者トシテ使用セラレタル事業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

一 請求者ノ氏名、生年月日及住所

二 障害年金證書ノ記號及番號(不詳ナルトキハ其ノ旨)

三 障害年金ノ額

四 拂渡希望郵便局名

第三十五條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テ使用スベキ印章ニ之ヲ準用ス

第五十一條 障害年金受給者ハ毎年三月中ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ地方長官ニ提出スベシ但シ其ノ年ニ於テ障害年金受給者ト爲リタル者ニ付テハ此ノ届書在ラ

ズ

一 氏名及住所

二 障害年金證書ノ記號及番號

前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル其ノ者ノ生存ニ關スル市町村長ノ證明書又ハ戶籍ノ抄本ヲ添附スベシ但シ地方長官ノ指定シタル者ニ在リテハ其ノ者ノ生存ニ關スル市町村長ノ證明書又ハ戶籍ノ抄本ニ代ヘ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル發疾ノ現狀ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ證明書ヲ添附スベシ

前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザル者ニ對シテハ其ノ届出アル迄法第五十五條第二項ノ規定ニ依リ障害年金ノ支給ヲ一時差止ムルコトアルベシ

第五十二條

障害年金受給者ハ其ノ發疾ガ障害年金ヲ受クル程度ノ狀態ニ該當セザルニ至リタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ地方長官ニ提出スベシ

一 氏名及住所

二 障害年金證書ノ記號及番號

三 發疾ガ障害年金ヲ受クル程度ノ狀態ニ該當セザルニ至リタル年月日(年月日ガ不詳ナルトキハ其ノ推定ノ年月日)

前項ノ届書ニハ障害年金證書ヲ添附スベシ但シ之ヲ添附スルコト能ハザルトキハ其ノ

事由書ヲ添附スベシ

地方長官ハ前項ノ規定ニ依リ障害年金證書又ハ事由書ノ提出ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク受領證ヲ届出者ニ送付スベシ

1 則第七十八條第四號參照。

第五十三條

發疾ガ障害年金ヲ受クル程度ノ狀態ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テノ其ノ期ノ障害年金ハ支給期月ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テノ其ノ期ノ障害年金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ其ノ住所地ヲ管轄スル地方長官、住所地ヲ管轄スル地方長官ナキトキハ其ノ者ガ最後ニ被保險者トシテ使用セラレタル事業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

一 請求者ノ氏名、生年月日及住所

二 障害年金證書ノ記號及番號(不詳ナルトキハ其ノ旨)

三 發疾ガ障害年金ヲ受クル程度ノ狀態ニ該當セザルニ至リタル年月日(年月日ガ不詳ナルトキハ其ノ推定ノ年月日)

四 障害年金ノ額

五 拂渡希望郵便局名

第三十五條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テ使用スベキ印章ニ之ヲ準用ス

第三十三條ノ二 法第三十九條ノ二ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡ノ日ヨリ一月以内ニ地方長官ニ提出スベシ

- 一 請求者ノ氏名、生年月日及住所
- 二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名、生年月日及死亡ノ年月日
- 三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ被保險者臺帳ノ記號及番號（不詳ナルトキハ其ノ旨）
- 四 死亡ノ原因タル疾病又ハ負傷ノ發生シタル當時使用セラレタル事業所ノ名稱及所在地
- 五 死亡ノ原因タル疾病又ハ負傷ノ發生シタル年月日
- 六 同一ノ事業主ノ事業所又ハ同一ノ事業所ニ於テ引續キ被保險者タリシ期間十年以上ナル者ニ在リテハ當該事業主ノ氏名又ハ當該事業所ノ名稱
- 七 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト請求者トノ續柄又ハ關係及請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ旨
- 八 請求者ガ令第十九條各號ニ掲グル者ナルトキハ他ニ同條但書ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ナシト認ムル旨、同條第三號ニ掲グル該當者ナルトキハ自己ノ外ニ之ニスル者ナシト認ムル旨

前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 疾病又ハ負傷ノ經過及疾病又ハ負傷ト死亡トノ因果關係ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ診斷書並ニ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡ニ關シ市町村長ニ提出シタル死亡診斷書、死體檢案書若ハ檢視調書ニ記載シアル事項ノ市町村長ノ證明書又ハ之ニ代ルベキ書類
- 二 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル屆書ノ寫又ハ其ノ疾病若ハ負傷ガ業務上ノ事由ニ因ルモノナルコトヲ證スルニ足ル書類
- 三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ家ニ在ル者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本又ハ除カレタル戸籍ノ謄本
- 四 請求者ガ配偶者ニシテ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノナルトキハ其ノ事實ヲ認メ得ベキ書類
- 五 請求者ガ令第十九條第三號ノ規定ニ該當スル者ナルトキハ其ノ事實ヲ認メ得ベキ書類
- 六 請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依ル遺言ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ遺言書ノ寫

第五十四條 第三十四條第三十六條乃至第三十八條及第四十條乃至第四十三條ノ規定ハ贈與年金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス



第四十三條ノ規定ハ障害手當金又ハ法第四十二條ノ二ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

第五十五條 第四十四條乃至第四十六條ノ規定ハ法第三十八條又ハ法第三十九條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

第四節 遺族年金

第五十六條 遺族年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ遺族年金證書ヲ交付ス

遺族年金證書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方長官ニ提出スベシ但シ第五十七條第一項ノ請求書ヲ提出スベキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 請求者ノ氏名、生年月日及住所
- 二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名、生年月日及死亡ノ年月日
- 三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ被保險者臺帳ノ記號及番號又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ養老年金若ハ障害年金受給者ナリシトキハ養老年金證書若ハ障害年金證書ノ記號及番號(何レモ不詳ナルトキハ其ノ旨)
- 四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト請求者トノ續柄又ハ關係
- 五 遺族年金ノ支給ヲ受クドキ遺族ノ範圍ニ屬スル子(現ニ遺族年金ノ支給ヲ受クル子ヲ除ク以上同ジ)アルトキハ其ノ氏名及生年月日

遺族年金  
の交付

- 六 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ業務上ノ障害年金受給者ナリシトキ又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡ノ原因ガ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ其ノ旨
- 七 前號ノ場合ニ於テ被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ同一ノ事業主ノ事業所又ハ同一ノ事業所ニ於テ引續キ被保險者タリシ期間十年以上ナル者ニ在リテハ當該事業主ノ氏名又ハ當該事業所ノ名稱
- 八 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡ノ原因ガ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ死亡ノ原因タル疾病又ハ負傷ノ發生シタル當時使用セラレタル事業所ノ名稱及所在地並ニ死亡ノ原因タル疾病又ハ負傷ノ發生シタル年月日

前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ家ニ在ル者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戶籍ノ謄本又ハ除カレタル戶籍ノ謄本
- 二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡ニ關シ市町村長ニ提出シタル死亡診斷書、死體檢案書若ハ檢視調書ニ記載シアル事項ノ市町村長ノ證明書又ハ之ニ代ルベキ書類
- 三 請求者ガ配偶者ニシテ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノナルトキハ其ノ事實ヲ認メ得ベキ書類
- 四 請求者ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時六十歳未滿ノ男子タル配偶者

ナルトキハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具發疾ニシテ生  
活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ認メ得ベキ書類

五 請求者ガ配偶者ニ非ザルトキ又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル  
子アルトキハ當該請求者又ハ其ノ子ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其  
ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認メ得ベキ書類

六 請求者若ハ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子ガ被保險者又ハ被保  
險者タリシ者ノ死亡當時十五歳以上ノ直系卑屬ナルトキ又ハ請求者ガ六十歳未満ノ  
直系卑屬ナルトキハ當該請求者又ハ其ノ子ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡  
當時ヨリ引續キ不具發疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ認メ得ベキ書類

七 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡ノ原因ガ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキ  
ハ疾病又ハ負傷ノ經過及疾病又ハ負傷ト死亡トノ因果關係ニ關スル醫師又ハ齒科醫  
師ノ診斷書及第十六條ノ二ノ規定ニ依ル國書ノ寫又ハ死亡ノ原因タル疾病若ハ負傷  
ガ業務上ノ事由ニ因ルモノナルコトヲ證スルニ足ル書類

第五十七條 法第四十六條ノ規定ニ依リ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ後順位者ハ遺族年金  
證書ノ交付ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方長官ニ提  
出スベシ

一 請求者ノ氏名、生年月日及住所

二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名及生年月日

三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト請求者トノ關係

四 前遺族年金受給者ノ氏名

五 前遺族年金受給者ノ遺族年金證書ノ記號及番號（不詳ナルトキハ其ノ旨）

六 前遺族年金受給者ガ遺族年金ヲ受クル權利ヲ失ヒタル年月日及其ノ事由

七 遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子アルトキハ其ノ氏名及生年月日  
前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 前遺族年金受給者ガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ死亡ニ關シ市町村長ニ提出シタ  
ル死亡診斷書、死體檢案書若ハ檢視調書ニ記載シタル事項ノ市町村長ノ證明書又ハ  
之ニ代ハルベキ書類

二 請求者當時ニ於ケル請求者ノ戶籍ノ謄本

三 請求者又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子アルトキハ其ノ子ガ  
被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生活ヲ維持シタルコトヲ認  
メ得ベキ書類

四 請求者若ハ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子ガ被保險者又ハ被保  
險者タリシ者ノ死亡當時十五歳以上ノ直系卑屬ナルトキ又ハ請求者ガ六十歳未満ノ  
直系卑屬ナルトキハ當該請求者又ハ其ノ子ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡

當時ヨリ引續キ不具發疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ認メ得ベキ書類  
五 印鑑票

遺族年金ノ支給ヲ受クベキ先順位者タル者ヨリ前條第二項ノ請求書ノ提出ナキ場合ニ  
於テ法第四十六條ノ規定ニ依リ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ後順位者ガ遺族年金證書ノ  
交付ヲ受ケントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ前條ノ例ニ依ルベシ

前項ノ規定ニ依リ遺族年金證書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ其ノ請求書ニ第一項第四號  
及第六號ニ掲グル事項ヲ附記シ第二項第一號ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

第五十八條 遺族年金證書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載ス

- 一 遺族年金證書ノ記號及番號
- 二 遺族年金受給者ノ氏名、生年月日及男女別
- 三 遺族年金ノ額

四 遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子アルトキハ加給金ノ額

五 遺族年金ノ支給開始ノ年月及支給期間

第五十八條ノ二 遺族年金受給者ハ遺族年金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事  
項ヲ記載シタル請求書ヲ其ノ住所地ヲ管轄スル地方長官、住所地ヲ管轄スル地方長官  
ナキトキハ被保險者タリシ者ガ最後ニ被保險者トシテ使用セラレタル事業所ノ所在地  
ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

遺族年金  
請求書

遺族年金  
請求書

遺族年金  
請求書

- 一 請求者ノ氏名、生年月日及住所
- 二 遺族年金證書ノ記號及番號（不詳ナルトキハ其ノ旨）
- 三 遺族年金ノ額
- 四 拂渡希望郵便局名

第三十五條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テ使用スベキ印章ニ之ヲ準用ス

第五十九條 遺族年金受給者ハ毎年三月中ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ地方長  
官ニ提出スベシ但シ其ノ年ニ於テ遺族年金受給者ト爲リタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラ  
ズ

- 一 氏名及住所
  - 二 遺族年金證書ノ記號及番號
- 前項ノ届書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 届出者及遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子ノ生存ニ關スル市町村  
長ノ證明書又ハ戸籍ノ抄本ニシテ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタルモ  
ノ

二 届出者又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子ガ被保險者又ハ被保  
險者タリシ者ノ死亡當時六十歳未満ノ男子タル配偶者若ハ直系尊屬ナルトキ又ハ十  
五歳以上ノ直系卑屬ナルトキハ現ニ不具發疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ

認め得べき書類

第一項ノ規定ニ依ル国書ヲ爲サザル者ニ對シテハ其ノ届出アル迄法第五十五條第二項ノ規定ニ依リ遺族年金ノ支給ヲ一時差止ムルコトアルベシ

第六十條 法第四十六條ノ二ノ規定ニ依ル申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ氏名、生年月日及住所
  - 二 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ氏名及生年月日
  - 三 被保険者又ハ被保険者タリシ者ト申請者トノ続柄
  - 四 遺族年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ニシテ所在不明ナルモノノ氏名
  - 五 遺族年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ニシテ所在不明ナルモノノ遺族年金證書ノ記號及番號(不詳ナルトキハ其ノ旨)
  - 六 遺族年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ所在不明ト爲リタル年月日及其ノ事由
- 前項ノ申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 遺族年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ引續キ一年以上所在不明ナルコトヲ證スルニ足ル書類
  - 二 申請當時ニ於ケル申請者ノ戸籍ノ謄本
  - 三 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ

認め得べき書類

四 申請者ガ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時十五歳以上ノ直系卑屬又ハ六十歳未満ノ直系尊屬ナルトキハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具發疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ認め得べき書類

第六十一條 遺族年金受給者ハ令第二十二條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ地方長官ニ提出スベシ

- 一 氏名及住所
  - 二 遺族年金證書ノ記號及番號
  - 三 令第二十二條各號ノ一ニ該當スルニ至リタル年月日及其ノ事由
- 前項ノ届書ニハ遺族年金證書ヲ添付スベシ但シ之ヲ添付スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書ヲ添付スベシ
- 地方長官ハ前項ノ規定ニ依リ遺族年金證書又ハ事由書ノ提出ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク受領證ヲ届出者ニ送付スベシ
- 1 その違反について、第七十八條第四號參照。
- 第六十一條ノ二 遺族年金受給者ハ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子ガ其ノ範圍ニ屬セザルニ至リタルトキハ左ニ掲グル事由ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ地方長官ニ提出スベシ

一 氏名及住所

二 遺族年金證書ノ記號及番號

三 遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ屬スル子タラザルニ至リタル者ノ氏名並ニ其ノ範圍ニ屬セザルニ至リタル年月日及其ノ事由

前項ノ屬書ニハ遺族年金證書ヲ添附スベシ但シ之ヲ添附スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書ヲ添附スベシ

地方長官ハ前項ノ規定ニ依リ遺族年金證書又ハ事由書ノ提出ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク受領證ヲ年金受給者ニ送付スルト共ニ遺族年金證書ヲ更訂シ之ヲ年金受給者ニ送付スベシ

1 その違反について、第七十八條第四號參照。

第六十二條 遺族年金受給者ガ令第二十二條各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テノ其ノ期ノ遺族年金ハ支給期月ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

遺族年金受給者ガ令第二十二條各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テノ其ノ期ノ遺族年金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ其ノ住所地ヲ管轄スル地方長官、住所地ヲ管轄スル地方長官ナキトキハ被保險者タリシ者ガ最後ニ被保險者トシテ使用セラレタル事業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

一 請求者ノ氏名、生年月日及住所

二 遺族年金證書ノ記號及番號（不詳ナルトキハ其ノ旨）

三 令第二十二條各號ノ一ニ該當スルニ至リタル年月日及其ノ事由

四 遺族年金ノ額

五 拂渡希望郵便局名

第三十五條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テ使用スベキ印章ニ之ヲ準用ス

第六十三條 法第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 請求者ノ氏名、生年月日及住所

二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名、生年月日及死亡ノ年月日

三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト請求者トノ續柄又ハ關係及請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ旨

四 請求者ガ令第十九條各號ニ掲グル者ナルトキハ他ニ同條但書ノ規定ニ依ル遺言ニ依リ指定セラレタル者ナシト認ムル旨、同條第三號ニ掲グル者ナルトキハ自己ノ外ニ之ニ該當スル者ナシト認ムル旨

五 前遺族年金受給者ノ氏名

六 前遺族年金受給者ノ遺族年金證書ノ記號及番號（不詳ナルトキハ其ノ旨）

七 前遺族年金受給者ガ遺族年金ヲ受タル權利ヲ失ヒタル年月日及其ノ事由

前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 遺族年金受給者ガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ死亡ニ關シ市町村長ニ提出シタル死亡診断書、死體検案書若ハ検視調書ニ記載シアル事項ノ市町村長ノ證明書又ハ之ニ代ハルベキ書類

二 請求者ガ配偶者ニシテ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノナルトキハ其ノ事實ヲ認メ得ベキ書類

三 請求者ガ令第十九條第三號ノ規定ニ該當スル者ナルトキハ其ノ事實ヲ認メ得ベキ書類

四 請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依ル遺言ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ遺言書ノ寫

第六十四條 第三十四條第三十六條乃至第三十八條及第四十條乃至第四十三條ノ規定ハ遺族年金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

第六十五條 第四十四條及第四十五條ノ規定ハ法第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

第五節 脱退手當金及結婚手當金

第六十六條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ死亡シタル場合ニ於ケル脱退手當金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 請求者ノ氏名、生年月日及住所

二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名、生年月日及死亡ノ年月日

三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ被保險者臺帳ノ記號及番號（不該ナルトキハ其ノ旨）

四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ最後ニ被保險者トシテ使用セラレタル事業所ノ名稱及所在地（不詳ノ事項アルトキハ其ノ旨）

五 同一ノ事業主ノ事業所又ハ同一ノ事業所ニ於テ引續キ被保險者タリシ期間十年以上ナル者ニ在リテハ當該事業主ノ氏名又ハ當該事業所ノ名稱

六 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト請求者トノ續柄又ハ關係及請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ旨

七 請求者ガ令第十九條各號ニ掲グル者ナルトキハ他ニ同條但書ノ規定ニ依ル遺言ニ依リ指定セラレタル者ナシト認ムル旨、同條第三號ニ掲グル者ナルトキハ自己ノ外ニ之ニ該當スル者ナシト認ムル旨

八 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ法第七十二條第一項若ハ第三項又ハ昭和十九年法律第二十一號附則（以下法則ト稱ス）第四條第一項ノ規定ニ該當スルモノナルトキハ其ノ旨

九 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ法第四十九條ノ三又ハ法第五十一條ノ三ノ規定

ニ該當スルモノナルトキハ其ノ旨  
第五十六條第三項ノ規定ハ前項ノ請求者ガ令第十九條ノ二第一項ノ規定ニ該當スル者  
ナル場合ニ、第四十六條第二項ノ規定ハ前項ノ請求者ガ令第十九條ノ二第二項ノ規定  
ニ該當スル者ナル場合ニ之ヲ準用ス

第六十七條 被保険者タリシ者ハ既退手當金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事  
項ヲ記載シタル請求書ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一 氏名、生年月日及住所
- 二 被保険者臺帳ノ記號及番號
- 三 最後ニ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル年月日
- 四 最後ニ被保険者トシテ使用セラレタル事業所ノ名稱及所在地
- 五 同一ノ事業主ノ事業所又ハ同一ノ事業所ニ於テ引續キ被保険者タリシ期間十年以  
上ナル者ニ在リテハ當該事業主ノ氏名又ハ當該事業所ノ名稱
- 六 法第四十八條第一項ノ規定ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ旨
- 七 法第七十二條第一項若ハ第三項又ハ法附則第四條第一項ノ規定ニ該當スル者ニ在  
リテハ其ノ旨
- 八 法第四十九條ノ三、法第五十一條ノ三又ハ法附則第二條ノ規定ニ該當スル者ニ在  
リテハ其ノ旨

前項第七號ニ掲グル事項ヲ記載シタル者ニ在リテハ前項ノ請求書ニ其ノ者ノ生年月日  
ニ關スル市町村長ノ證明書又ハ戶籍ノ抄本ヲ添付スベシ  
法第四十九條ノ三若ハ法附則第二條ノ規定ニ該當スル旨記載シタル者ニ在リテハ其ノ  
旨ヲ證スルニ足ル書類、法第五十一條ノ三ノ規定ニ該當スル旨記載シタル者ニ在リテ  
ハ婚姻關係ヲ明瞭ニシ得ル戶籍ノ謄本ヲ添付スベシ

第六十八條 法第五十一條ノ規定ニ依ル支給金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事  
項ヲ記載シタル請求書ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一 氏名及住所
  - 二 廢疾年金證書ノ記號及番號
  - 三 第五十二條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタル年月日
- 第六十八條ノ二 法第五十一條ノ二ノ規定ニ依ル結婚手當金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ  
左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方長官ニ提出スベシ
- 一 氏名、生年月日及住所
  - 二 被保険者臺帳ノ記號及番號
  - 三 被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ在リテハ最後ニ其ノ資格ヲ喪失シタル年月日並  
ニ最後ニ被保険者トシテ使用セラレタル事業所ノ名稱及所在地
- 前項ノ請求書ニハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ婚姻關係ヲ明瞭ニシ得ル戶籍ノ謄

本ヲ添附スベシ

第六十八條ノ三 第四十三條ノ規定ハ第六十七條ノ規定ニ依ル脱退手當金、第六十八條ノ規定ニ依ル支給金又ハ第六十八條ノ二ノ規定ニ依ル結婚手當金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

第四章 雜 則

法第十條

第六十九條 法第十條ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏ハ様式第六號ニ依ル證券ヲ携帯スベシ

法第七條

第七十條 令第七條第一項ノ規定ニ依リ發スル督促狀ハ様式第七號ニ依ル但シ健康保險法施行令第五條ノ二第一項ノ規定ニ依ル督促狀ニ併記シテ發スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

令第八條

第七十一條 應府縣ノ官吏ガ滯納處分ノ爲財產ノ差押ヲ爲ス場合ニ於テ示スベキ其ノ命令ヲ受ケタル官吏タルノ證券ハ様式第八號ニ依ル

法第十條

第七十二條 法第十三條ノ規定ニ依ル公告ハ都道府縣廳又ハ厚生年金保險ノ事務ヲ分掌スル都道府縣出張所ニ之ヲ爲スベシ

令第二十七條

第七十三條 令第二十七條ノ規定ニ依ル保險料ノ控除ニ關スル計算書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ事業所毎ニ之ヲ備フベシ

令第二十七條  
保  
關

一 被保險者ノ氏名  
二 控除シタル保險料ノ金額  
三 控除シタル年月日  
第七十三條ノ二 地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ヲシテ保險料ノ計算ニ關シ所要ノ事務ヲ爲サシムルコトヲ得

保險料ノ計算ノ事務

事業主ノ代理人

第七十四條 任意繼續被保險者ハ毎月ノ保險料ヲ其ノ月十日迄ニ納付スベシ  
第七十五條 事業主ハ厚生年金保險ニ關スル書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ二年間保存スベシ  
第七十六條 本令ノ規定ニ依リ事業主ノ爲スベキ左ニ掲グル事項ニ付テハ事業主ハ兼メ代理人ヲ選任シ之ヲ處理セシムルコトヲ得

- 一 第三條、第六條第二項、第九條、第十條、第十六條乃至第十八條、第二十二條ノ
  - 二 第六條第二項ノ規定ニ依ル養老年金證書ノ提出ヲ爲スコト
  - 三 第七條第二項ノ規定ニ依ル受領證ノ交付ヲ爲スコト
  - 四 第八條第三項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ交付ヲ爲スコト
  - 五 第二十六條第二項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ告知ヲ爲スコト
- 事業主ハ前項ノ規定ニ依リ代理人ヲ選任シタルトキハ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ  
事業主ガ地方長官ニ對シ健康保險法施行規則第八條ノ二第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲



シタルトキハ併セテ前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタルモノト看做ス

第七十七條 本令ノ規定ニ依リ申請者、請求書又ハ届書ニ事業主ノ同意書、市町村長ノ證明書又ハ醫師若ハ歯科醫師ノ診断書ヲ添付スベキ場合ニ於テ其ノ申請書、請求書又ハ届書ニ相當ノ記載ヲ受ケタルトキハ證明書又ハ診断書ノ添付ヲ省略スルコトヲ得

第七十七條ノ二 地方長官ハ戰時災害其ノ他非常災害ニ際シ特ニ必要アリト認ムルトキハ本令ノ規定ニ依リ申請書、請求書又ハ届書ニ添付スベキ書類ニ付其ノ添付ヲ省略セシメ又ハ之ニ代ルベキ他ノ書類ヲ添付セシムルコトヲ得

第七十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第四條又ハ第十五條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者
- 二 第五條ノ規定ニ依ル申請書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
- 三 正當ノ理由ナクシテ第六條第一項ノ規定ニ依ル養老年金證書ノ提出ヲ爲サザル者
- 四 第十四條、第二十條、第五十二條第一項、第六十一條第一項又ハ第六十一條ノ二第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

附 則

第七十九條 本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十八條乃至第六十八條、第七十條乃至第七十四條及第八十一條乃至第百條ノ規定ハ昭和十七年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八十條 政府ノ管掌スル健康保険ノ被保険者タル者ガ昭和十七年二月一日前ニ於テ強制被保険者ノ資格ヲ取得シタル場合ニ於テハ第三條ノ規定ニ拘ラズ事業主ハ同條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ要セズ

第三條ノ規定ニ依ル届出ノ期間ハ昭和十七年二月一日前ニ於テ被保険者ノ資格ヲ取得シタル者ニ關シテハ昭和十七年二月一日ヨリ十日以内トシ、第二十一條ノ規定ニ依ル申請ノ期間ハ昭和十七年二月一日前ニ於テ被保険者ト爲ルベキ資格ヲ有スルニ至リタル者ニ關シテハ昭和十七年二月一日ヨリ一月以内トス

第八十一條 法第七十二條第一項ノ規定ニ該當スル者ヲ使用スル事業主ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ昭和十七年六月一日ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 法第七十二條第一項ノ規定ニ該當スル被保険者ノ氏名及生年月日
  - 二 被保険者臺帳ノ記號及番號
  - 三 被保険者ガ昭和十七年六月一日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ工場、事業場若ハ事業又ハ現ニ使用セラルル工場、事業場若ハ事業ニ同日迄引續キ強制被保険者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ使用セラレタル期間
- 事業主ハ前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ被保険者ニ告知スベシ
- 第八十二條 令第三十二條ノ規定ニ依リ被保険者タラザラントスル申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ氏名、生年月日及住所
- 二 申請者ヲ使用スル事業主ノ氏名及住所
- 三 申請者ガ現ニ使用セラルル事業所ノ名稱及所在地
- 四 共済組合ノ名稱及所在地

第八十三條 令第三十四條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書（正副二通）ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ氏名、生年月日及住所
- 二 申請者ノ被保険者臺帳ノ記號番號（記番號通知票ノ交付ヲ受ケザル者ニ在リテハ其ノ旨）
- 三 申請者ヲ使用スル事業主ノ氏名及住所
- 四 申請者ガ現ニ使用セラルル事業所ノ名稱及所在地
- 五 申請者ガ前號ノ事業所ニ強制被保険者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ使用セラ

ルルニ至リタル年月日

六 郵便年金證書ノ記號番號

- 七 年金契約者ノ氏名
- 八 年金契約ノ效力發生ノ年月日
- 九 團體郵便年金ノ記號番號

十 團體郵便年金組合ノ名稱及所在地

十一 團體郵便年金組合ノ組合代表者ノ氏名前項ノ申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 年金契約者ノ同意書

二 當該年金契約ガ昭和十七年六月一日現在ニ於テ郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クルモノナルコトノ團體郵便年金組合ノ組合代表者ノ證明書

第八十四條 令第三十五條第一項ノ規定ニ依ル利息ノ計算ハ各回ノ掛金ニ付其ノ拂込ノ月ノ翌月ヨリ起算シ昭和十七年六月一日ヨリ三年ヲ經過シタル日ノ屬スル月迄ノ期間ニ對シ複利計算ニ依リ之ヲ爲スモノトス

第八十五條 令第三十四條ノ規定ニ依リ平均標準報酬月額ヲ改定シタルトキハ厚生大臣ハ其ノ旨ヲ第八十三條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲シタル者ニ通知ス

第八十三條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲シタル者ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ郵便局ニ通知書ヲ提示スルト共ニ郵便年金證書及郵便年金通帳ヲ提出シ其ノ受領證ヲ受取ルベシ

第八十六條 令第三十五條第二項ノ規定ニ依ル差額アルトキハ通信院貯金保險局長ハ返還金支拂通知書ヲ返還金受取人ニ送付ス

返還金受取人前項ノ通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ通知書ニ記名捺印シ郵便年金證書及郵便年金通帳ノ受領證ヲ添へ通知書ニ指定シタル郵便局ニ之ヲ提出シ返還金ノ

拂渡ヲ受クベシ

第八十七條 令第三十七條又ハ令第三十九條第一項但書ノ規定ニ依リ被保險者タラザラントスル申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書（正則二通）ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ氏名、生年月日及住所
- 二 申請者ノ被保險者臺帳ノ記號及番號（記番號通知票ノ交付ヲ受ケザル者ニ在リテハ其ノ旨）
- 三 申請者ヲ使用スル事業主ノ氏名及住所
- 四 申請者ガ現ニ使用セラルル事業所ノ名稱及所在地
- 五 申請者ガ前號ノ事業所ニ強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ使用セラルルニ至リタル年月日
- 六 郵便年金證書ノ記號番號
- 七 年金契約者ノ氏名
- 八 年金契約ノ效力發生ノ年月日
- 九 年金契約ニ對スル毎半年ノ豫定掛金額
- 十 前號ノ豫定掛金額中事業主ノ負擔スル豫定額
- 十一 健康保險ノ標準報酬ノ等級

十二 坑内夫ナルトキハ其ノ旨

十三 團體郵便年金ノ記號番號

十四 團體郵便年金組合ノ名稱及所在地

十五 團體郵便年金組合ノ組合代表者ノ氏名

前項ノ申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 事業主ノ同意書
- 二 左ニ掲グル事項ニ關スル團體郵便年金組合ノ組合代表者ノ證明書
  - (イ) 申請者ガ現ニ組合員タルコト
  - (ロ) 當該年金契約ガ昭和十七年六月一日現在ニ於テ郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クルモノナルコト

第八十八條 令第三十七條又ハ令第三十九條第一項但書ノ規定ニ依リ依保險者タラザル者ハ前條第一項第一號、第三號、第四號、第七號又ハ第十一號乃至第十五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 氏名、生年月日及住所
- 二 郵便年金證書ノ記號番號
- 三 變更前ノ事項及變更後ノ事項並ニ變更ノ年月日

1 その違反について、第九十八條第一號參照。

第八十九條 令第三十七條又ハ令第三十九條第一項但書ノ規定ニ依リ被保險者タラザル者ハ事業主、年金契約者又ハ團體郵便年金組合ノ組合代表者ニ變更アリタルトキハ遅滞ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ。

一 届出者ノ氏名、生年月日及住所

二 届出者ガ現ニ使用セラルル事業所ノ名稱及所在地

三 郵便年金證書ノ記號番號

四 變更前ノ事業主、年金契約者又ハ團體郵便年金組合ノ組合代表者及變更後ノ事業主、年金契約者又ハ團體郵便年金組合ノ組合代表者ノ氏名並ニ變更ノ年月日

1 その違反について、第九十八條第一號參照。

第九十條 令第四十條第一項第一號ノ規定ニ依ル期間ハ一月一日ヨリ六月末日迄ニ拂込ムベキ掛金ニ付テハ一月一日ヨリ七月末日迄、七月一日ヨリ十二月末日迄ニ拂込ムベキ掛金ニ付テハ七月一日ヨリ翌年一月末日迄ノ期間トス

第九十一條 團體郵便年金組合ノ組合代表者ハ令第三十七條又ハ令第三十九條第一項但書ノ規定ニ依リ被保險者タラザル年金受取人ニ關スル年金契約ニ付團體郵便年金規程第十二條ノ規定ニ依リ掛金ノ拂込ヲ爲サントスルトキハ團體年金掛金内譯書、團體年金掛金報知書及團體年金掛金通知書ノ備考欄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 健康保險ノ標準報酬ノ等級

二 坑内夫ナルトキハ其ノ旨

三 事業主ノ掛金負擔額

1 その違反について、第九十八條第二號參照。

第九十二條 令第三十七條又ハ令第三十九條第一項但書ノ規定ニ依リ被保險者タラザル者ハ令第四十條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルコトヲ知リタルトキハ遅滞ナク左ノ旨ヲ事業主ニ申出ツベシ

1 その違反について、第九十八條第三號參照。

第九十三條 令第三十七條又ハ令第三十九條第一項但書ノ規定ニ依リ被保險者タラザル者ガ令第四十條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ事業主ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ五日以内ニ地方長官ニ提出スベシ

一 事業主ノ氏名及住所

二 事業所ノ名稱及所在地

三 令第四十條第一項ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ノ氏名及生年月日

四 令第四十條第二項各號ノ何レニ該當スルヤノ別及該當スルニ至リタル年月日

五 健康保險ノ標準報酬ノ等級

六 坑内夫ナルトキハ其ノ旨

七 郵便年金證書ノ記載番號

八 團體郵便年金ノ記載番號  
事業主ハ前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタルトキハ第三條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ要セズ、第一項ノ規定ニ依リ事業主ノ爲スベキ届出ハ第七十六條第一項ノ規定ニ依リ事業主ノ選任シタル代理人ヲシテ之ヲ處理モシムルコトヲ得

第九十四條 令第三十七條又ハ令第三十九條第一項但書ノ規定ニ依リ被保險者タラザル者ハ強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者タラザルニ至リタルトキハ遅滞ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 届出者ノ氏名、生年月日及住所
  - 二 届出者が現ニ使用セラルル事業所ノ名稱及所在地（其ノ業務ニ使用セラレザルニ至リタルニ因リ強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者タラザルニ至リタル者ニ在リテハ最後ニ使用セラレタル事業所ノ名稱及所在地）
  - 三 前號ノ事業所ノ事業主ノ氏名及住所
  - 四 強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者タラザルニ至リタル年月日及其ノ事由
  - 五 郵便年金證書ノ記載番號
  - 六 團體郵便年金ノ記載番號
- 一 その違反について、第九十八條第一號參照。

第九十五條 令第四十一條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書（正副二通）ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ氏名、生年月日及住所
- 二 申請者ヲ使用スル事業主ノ氏名及住所
- 三 申請者が現ニ使用セラルル事業所ノ名稱及所在地
- 四 令第三十九條第一項又ハ令第四十條第一項第一號ノ規定ニ該當スルニ至リタル年月日

- 五 郵便年金證書ノ記載番號
  - 六 年金契約者ノ氏名
  - 七 團體郵便年金ノ記載番號
  - 八 團體郵便年金組合ノ名稱及所在地
  - 九 團體郵便年金組合ノ組合代表者ノ氏名
- 前項ノ申請書ニハ年金契約ノ同意書ヲ添付スベシ
- 第一項ノ申請書ヲ提出シタル者ハ其ノ申請書ノ寫ト共ニ郵便年金證書及郵便年金通帳ヲ郵便局ニ提出シ其ノ受領證ヲ受取ルベシ
- 第九十六條 令第四十二條第二項ノ規定ニ依ル差額アルトキハ通信院貯金保險局長ハ返還金支拂通知書ヲ返還金受取人ニ送付ス

返還金受取人前項ノ通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ通知書ニ記名捺印シ郵便年金證書及郵便年金通帳ノ受領證ヲ添ヘ通知書ニ指定シタル郵便局ニ之ヲ提出シ返還金ノ拂渡ヲ受クベシ

第九十七條 第八十三條、第八十七條又ハ第九十五條ノ規定ニ依ル申請書ニ事業主若ハ年金契約者ノ同意書又ハ團體郵便年金組合ノ組合代表者ノ證明書ヲ添附スベキ場合ニ於テ其ノ申請書ニ相當ノ記載ヲ受ケタルトキハ同意書又ハ證明書ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

第九十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第八十八條、第八十九條又ハ第九十四條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

二 第九十一條ノ規定ニ依ル記載ヲ怠リ又ハ其ノ書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

三 第九十二條ノ規定ニ依ル申出ヲ怠リタル者

第九十九條 削除

第一百條 郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受ケル郵便年金契約ノ年金受取人ガ被保險者ト爲リタル場合ニ於テ團體郵便年金中ヨリ脱退シタルトキ又ハ同令同條ノ規定ノ適用ヲ受ケル郵便年金契約ノ年金受取人ニシテ被保險者タルモノガ團體郵便年金中ヨリ脱退シタルトキハ團體郵便年金組合ノ組合代表者ハ團體郵便年金規則第十五條ノ規定

ニ依ル團體郵便年金脱退通知書ノ備考欄ニ其ノ年金受取人ガ被保險者ナル旨ヲ記載スベシ

附 則 (昭和十七年十一月一日厚生令第五十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

附 則 (昭和十七年十二月厚生省令第六十號)

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十八年七月厚生省令第二十九號)

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十九年五月厚生省令第十七號)

第一條 本令ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保險給付ニ關スル改正規定、第六條、第七條、第七十六條第一項第一號第二號及第七十八條ノ改正規定並ニ第十六條ノ二、第二十二條ノ四、第三十條ノ二、第五十條ノ二、第五十三條ノ二、第六十一條ノ二、第六十八條ノ二、第六十八條ノ三、附則第三條乃至第五條及同第七條乃至第十二條ノ規定ハ同年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 法第十六條ノ改正規定ニ依リ被保險者ト爲リタル者(従前ノ法第十六條ノ規定ニ依リ被保險者タリ得ル者ヲ除ク)ニシテ政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者タル者ガ昭和十九年六月一日ニ於テ強制被保險者ノ資格ヲ取得シタル場合ニ於テハ第三條ノ

改正規定ニ拘ラズ事業主ハ同條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ要セズ

第三條 法附則第二條第一項ニ規定スル事由ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依ル

1 すなわち、次の如く告示されてゐる（昭和十九年五月二十四日厚生省告示第四十八號）

- 一 徵用ノ解除
- 二 國民動員實施計畫ニ基キ集團移入セラレタル半島人勞務者タル被保險者ノ契約期間満了
- 三 政府ガ厚生年金保險法ノ適用アル事業ノ事業所ノ全部又ハ一部ヲ買収シタルニ因ル被保險者ノ厚生年金保險法施行令第九條第二號ニ規定スル共済組合ヘノ加入

第四條 法附則第四條第一項ノ規定ニ該當スル者ヲ使用スル事業主ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ昭和十九年十月一日ヨリ十日以内ニ地方長官ニ提出スベシ

- 一 法附則第四條第一項ノ規定ニ該當スル被保險者ノ氏名及生年月日
  - 二 被保險者臺帳ノ記號及番號
  - 三 被保險者ガ昭和十九年十月一日ニ於テ現ニ使用セラレル事業主ノ事業所又ハ現ニ使用セラレル事業所ニ同日迄引續キ強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ使用セラレタル期間
- 事業主ハ前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ被保險者ニ告知スベシ

第五條 昭和十九年勅令第三百六十三號附則第四條ノ規定ニ依リ被保險者タラザラントスル申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ氏名、生年月日
- 二 申請者ヲ使用スル事業主ノ氏名及住所
- 三 申請者ガ現ニ使用セラレル事業所ノ名稱及所在地
- 四 共済組合ノ名稱及所在地

第六條 法第十六條ノ改正規定ニ依リ被保險者ト爲リタル者（從前ノ法第十六條ノ規定ニ依リ被保險者タリ得ル者ヲ除ク）ニシテ昭和十九年六月一日ニ於テ郵便年金令第十四條ノ規定ニ依ル團體郵便年金契約ノ年金受取人タルモノヲ使用スル事業主ハ昭和十九年六月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一 事業主ノ氏名及住所
- 二 事業所ノ名稱及所在地
- 三 團體郵便年金契約締結ノ年月日
- 四 加入者ノ氏名及生年月日並ニ健康保險被保險者證ノ記號番號

第七條 第八十三條、第八十四條、第八十五條第二項、第八十六條第二項、第八十七條乃至第九十五條、第九十六條第二項、第九十七條、第九十八條及第九十九條ノ規定並ニ第

八十五條第一項、第八十六條第一項及第九十六條第一項ノ改正規定ハ昭和十九年勅令第三百六十三號附則第六條ノ規定ニ該當スル者ガ爲ス申請又ハ届出ニ關シ之ヲ準用ス

第八條 退職積立金及退職手當法施行規則ハ之ヲ廢止ス

第九條 退職積立金及退職手當法廢止ノ際同法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業主ハ同法廢止ノ日ヨリ一月以内ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 事業所ノ名稱及所在地

二 事業主ノ氏名及住所

三 退職積立金及退職手當法ノ適用ヲ受クルニ至リタル年月日

前項ノ届書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 退職手當ニ關スル規程

二 昭和十九年九月末日現在ニ於ケル退職積立金及退職手當積立金又ハ準備積立金ノ額

三 法附則第十條ノ規定ニ依リ支拂又ハ支給ヲ爲スベキ退職積立金及退職手當ノ總額

四 退職積立金及退職手當積立金又ハ準備積立金ノ現在及將來ニ於ケル管理方法ニ關スル調書

五 昭和十九年九月末日現在ニ於ケル退職手當積立金又ハ準備積立金ノ額ガ法附則第十條ノ規定ニ依リ支給スベキ退職手當ノ總額ニ關タザル場合ニ於テ退職手當ノ將來

ニ於ケル支給方法ニ關スル計畫書

第十條 前條ノ事業主ハ法附則第十條ニ規定スル者ガ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合

ニ於テハ其ノ者ニ關スル第十條ノ届書ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添付スベシ

一 退職手當ヲ受クベキ者ノ氏名

二 被保險者臺帳ノ記號及番號

三 入社年月日

四 昭和十九年九月末日現在ニ於ケル報酬ノ額

五 支拂及支給シタル退職積立金及退職手當ノ額

第十一條 法附則第十一條第二項ノ規定ニ依ル利子ハ年四分ノ複利計算ニ依リ計算シタル額トス

第十二條 退職積立金ノ支拂又ハ退職手當ノ支給ノ完了ニ至ル迄ハ之ニ必要ナル限度ニ

於テ退職積立金及退職手當法施行規則第二條、第五條、第六條、第八條、第九條、第四十二條、第四十三條並ニ第四十五條第一號、第二號及第五號ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有ス

附 則 (昭和二十年九月厚生省令第二十五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



附 則 (昭和二十年九月厚生省令第三十五號)  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二十一年一月厚生省令第五號)  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二十一年四月厚生省令第十七號)  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ日ノ屬スル月ノ前月ニ於テ報酬ニ増減アリタル場合ハ第二十二條ノ五ノ改正規定ニ依ル

附 則 (昭和二十年十二月厚生省令第四十八號)  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號 (第三條)

健康保險被保險者ノ氏名	性別	生年月日	所在地		健康保險者資格取得		厚生年金保險		備考
			坑内ノ夫	坑内ノ妻	有	無	年月日	年月日	
...	男	...	...	...	有	無	...	...	...
...	女	...	...	...	有	無	...	...	...
...	男	...	...	...	有	無	...	...	...
...	女	...	...	...	有	無	...	...	...
...	男	...	...	...	有	無	...	...	...
...	女	...	...	...	有	無	...	...	...
...	男	...	...	...	有	無	...	...	...
...	女	...	...	...	有	無	...	...	...
...	男	...	...	...	有	無	...	...	...
...	女	...	...	...	有	無	...	...	...
...	男	...	...	...	有	無	...	...	...
...	女	...	...	...	有	無	...	...	...

昭和 年 月 日 住所又ハ所在地 事業主氏名又ハ名稱

- 一 本居書ノ用紙ハ日本標準規格B列5番 (182mm x 257mm) ノ大サトス
- 二 健康保険ノ被保険者ノミニ保ルモノ、厚生年金保険ノ被保険者ノミニ保ルモノ又ハ健康ハ健康保険ノ被保険者ニシテ厚生年金保険ノ被保険者ナルモノニ保ルモノハ夫々各別ノ届書ヲ用ヒ健康保険ノ被保険者ノミニ保ルモノニ對シテハ標題ノ「厚生年金保険」ノ文字ヲ厚生年金保険ノ被保険者ノミニ保ルモノニ對シテハ標題ノ「健康保険」ノ文字ヲ抹消スベシ
- 三 新ニ健康保険法ノ適用アリタル事業所ニ在リテハ「健康保険被保険者證」ノ記載欄ニ「新規」ト記載スベシ
- 四 被保険者ガ嘗テ厚生年金保険ノ被保険者タリシコトアル者ナルトキハ「厚生年金保険者臺帳」ノ記載番號欄ニ其ノ記號及番號ヲ記載シ「厚生年金保険ノ被保険者タリシコト」有無欄ノ「無」ノ文字ヲ抹消スベシ又新ニ厚生年金保険ノ被保険者ト爲リタル者ナルトキハ「厚生年金保険被保険者臺帳」ノ記載番號欄ニ「新規」ト記載シ「厚生年金保険ノ被保険者タリシコト」有無欄ノ「有」ノ文字ヲ抹消スベシ
- 五 氏名ノ讀ミ方困難ナル被保険者ニ付テハ其ノ氏名ニ振假名ヲ附スベシ
- 六 「男女別」欄ハ被保険者男子ナルトキハ「女」ノ文字ヲ、女子ナルトキハ「男」ノ文字ヲ抹消スベシ
- 七 「甲乙ノ別」欄ハ被保険者ガ健康保険法施行令第七十八條ノ三ニ規定スル被保険者ナルトキハ「乙」ノ文字ヲ、其ノ他ノ被保険者ナルトキハ「甲」ノ文字ヲ抹消スベシ
- 八 「坑内夫其ノ他ノ別」欄ハ被保険者ガ職業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業所ニ使用セララル被保険者ニシテ當時坑内作業ニ従事スルモノナルトキハ「其ノ他」ノ文字ヲ、其ノ他ノ被保険者ナルトキハ「坑内夫」ノ文字ヲ抹消スベシ

- 九 「報酬月額算定基礎」欄ニハ健康保険法施行令第五條第一項各號又ハ厚生年金保険法施行令第五條第一項各號ノ規定ニ依リ算定シタル報酬月額ヲ記載スベシ
- 十 「\*健康保険被保険者證ノ番號」及「\*標準報酬等級」欄ハ空欄ノ儘ト爲シ置クベシ但シ被保険者ガ健康保険組合ノ管掌スル健康保険ノ被保険者ニシテ同時ニ厚生年金保険ノ被保険者タルモノナル場合ニ於テ事業主ガ地方長官ニ對シ届出ヲ爲ストキハ「標準報酬等級」欄ニハ其ノ者ノ健康保険ノ標準報酬等級ヲ記載スベシ
- 十一 被保険者ガ健康保険法第六十二條第一項各號ノ一又ハ厚生年金保険法第五十九條ノ二ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ當該事項ヲ「備考」欄ニ記載スベシ
- 十二 資格取得前健康保険ノ被保険者タリシ者ナルトキハ其ノ資格取得ノ年月日及最後ノ保險者タル府縣名又ハ健康保険組合ノ名稱、事業所ノ名稱及所在地ヲ「備考」欄ニ記載スベシ但シ健康保険法第二十條ノ規定ニ依ル被保険者タリシ者ナルトキハ同欄ニ「法第二十條ノ被保険者」ト記載スベシ
- 十三 健康保険ノ被保険者タリシ者ニシテ資格喪失後繼續シテ保險給付ヲ受クル者ガ被保險者ノ資格ヲ取得シタル場合ニ於テハ其ノ旨及給付ノ種類並ニ其ノ給付ガ療養ノ給付又ハ傷病手当金ノ支給ナルトキハ其ノ傷病名ヲ「備考」欄ニ記載スベシ
- 十四 被保険者ノ資格ヲ取得シタル者ガ厚生年金保険ノ養老年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ナルトキハ「備考」欄ニ「養年」ト記載スベシ
- 十五 資格取得前厚生年金保険ノ被保険者タリシ者ガ最後ニ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後其ノ氏名ヲ變更シタルモノナルトキハ變更前ノ氏名及變更ノ年月日ヲ「備考」欄ニ記載スベシ
- 十六 資格取得前厚生年金保険ノ任意繼續被保險者ナルトキハ「備考」欄ニ「年任繼」ト記載スベシ

載スベシ

十七、被保険者が同一事業主ノ下ニ於テ轉勤シタルニ因リ又ハ同一事業所ノ一部ニ事業主職更アリタルニ因リ其ノ資格ヲ取得シタルモノナルトキハ「備考」欄ニ「轉勤」又ハ「事業主變更」ト記載スベシ

健康保険被保険者ノ記載

厚生年金保険任意單獨被保険者資格取得申請書

被保険者基礎情報ノ記載

氏名		生年月日	性別
		年月日	男女
報酬月額	算定基礎	標準報酬等級	備考
賃金、給料又ハ 俸給ノ月額	賃金・給料又ハ 俸給ノ月額	計	
円	円	円	
事業所 (所在地)		(事業種別)	
厚生年金保険法第十七條ニ依リ任意單獨被保険者資格ヲ取得セシムルコトニ同意候也 昭和 年 月 日 住所又ハ所在地 事業主氏名又ハ名稱 氏 名			
上 昭 和 年 申 請 候 也 殿			

様式第二號(第五條)

備考

- 一 本局書ノ用紙ハ日本標準規格B列6番(128mm×182mm)ノ大サトス
- 二 「被保険者臺帳ノ記載香號」欄ニハ被保険者ガ管テ被保険者タリシコトアル者ナルトキハ其ノ記號及香號ヲ記載シ、新ニ被保険者ト爲リタル者ナルトキハ「新規」ト記載スベシ
- 三 氏名ノ讀ミ方困難ナル者ニ付テハ其ノ氏名ニ振假名ヲ附スベシ
- 四 「男女別」欄ハ申請者男子ナルトキハ「女」ノ文字ヲ、女子ナルトキハ「男」ノ文字ヲ抹消スベシ
- 五 「報酬月額算定基礎」欄ニハ令第五條第一項各號ノ規定ニ依リ算定シタル報酬月額ヲ記載スベシ
- 六 「標準報酬」欄ニハ申請者ガ既ニ健康保険ノ被保険者ナル場合ニ於テハ其ノ健康保険ノ標準報酬ノ等級ヲ記載シ其ノ他ノ場合ニ於テハ空欄ノ儘ト爲シ置クベシ
- 七 申請者ガ最後ニ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後其ノ氏名ヲ變更シタル者ナルトキハ變更前ノ氏名及變更ノ年月日ヲ「備考」欄ニ記載スベシ

様式第三號(第十條)

健康保険被保険者ノ記號	健康保険被保險者ノ記號	健康保険者		厚生年金保険喪失		備考			
		被保險者	喪失	喪失	原因				
事業所(名稱)		(所在地)							
原被保險者ノ記號	原被保險者ノ記號	氏名	乙別	坑内ノ其他別	標準報酬等級	資格喪失年月日	資格喪失年月日	原因	備考
			甲 乙	坑内ノ其他		年月日			
			甲 乙	坑内ノ其他		年月日			
			甲 乙	坑内ノ其他		年月日			
			甲 乙	坑内ノ其他		年月日			
			甲 乙	坑内ノ其他		年月日			
			甲 乙	坑内ノ其他		年月日			
			甲 乙	坑内ノ其他		年月日			
			甲 乙	坑内ノ其他		年月日			

昭和 年 月 日 住所又ハ所在地 事業主氏名又ハ名稱

備考

- 一 本屆書ノ用紙ハ日本標準規格B列5番 (182mm X 257mm)ノ大サトス
- 二 健康保險ノ被保險者ノミニ係ルモノ、厚生年金保險ノ被保險者ノミニ係ルモノ又ハ健康保險ノ被保險者ニシテ厚生年金保險ノ被保險者ナルモノニ係ルモノハ夫々各別ノ屆書ヲ屬ヒ健康保險ノ被保險者ノミニ係ルモノニ對シテハ標題ノ「厚生年金保險」ノ文字ヲ、厚生年金保險ノ被保險者ノミニ係ルモノニ對シテハ標題ノ「健康保險」ノ文字ヲ抹消スベシ
- 三 氏名ノ讀ミ方困難ナル者ニ付テハ其ノ氏名ニ振假名ヲ附スベシ
- 四 「甲乙ノ別」欄ハ被保險者タリシ者ガ健康保險法施行令第七十八條ノ三ニ規定スル被保險者ナリシトキハ「乙」ノ文字ヲ、其ノ他ノ被保險者ナリシトキハ「甲」ノ文字ヲ抹消スベシ
- 五 「坑内夫其ノ他ノ別」欄ハ被保險者タリシ者ガ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業所ニ使用セラルル被保險者ニシテ常時坑内作業ニ従事スルモノナリシトキハ「其ノ他」ノ文字ヲ、其ノ他ノ被保險者ナリシトキハ「坑内夫」ノ文字ヲ抹消スベシ
- 六 「資格喪失年月日」欄ハ解雇又ハ死亡等被保險者ノ資格ヲ喪失スベキ原因ノ生ジタルノ日ノ翌日ヲ記載スベシ
- 七 「資格喪失原因」欄ニハ其ノ原因ガ事業ノ廢止又ハ休止ニ因ル解雇ナルトキハ「事業廢止」又ハ「事業休止」、事業ノ繼續中ニ於ケル解雇ナルトキハ「解雇」、健康保險法第十九條第一項ノ認可又ハ厚生年金保險法第二十條ノ二ノ認可ナルトキハ「任意包括喪失」、常備ガ臨時雇トナリタルモノナルトキハ「臨時雇」、死亡ナルトキハ「死亡」、同一事業主ノ下ニ於ケル轉勤ナルトキハ「轉勤」、同一事業所ノ一部ニ事業主變更アリタルモノナルトキハ「事業主變更」ト記載シ其ノ他之ニ準ズベシ

被保險者ノ解雇又ハ退職ガ厚生年金保險法施行規則第二十八條各號ノ規定ニ該當セザル場合ハ其ノ事由ヲ「備考」欄ニ記載スベシ例ヘバ被保險者ガ自己ノ都合ニ依リ事業主ノ同意ナクシテ退職シタルトキハ「自己便宜」、不都合ナル行爲アリタルニ因リ解雇セラレタルトキハ「懲戒解雇」ト記載スルガ如シ

八 被保險者タリシ者ガ資格喪失ノ際繼續シテ健康保險ノ保險給付ヲ受クルニ因リ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ健康保險ノ被保險者ニ提出セザル爲之ヲ本屆書ニ添附スルコト能ハザルトキハ其ノ事由及其ノ者ノ住所ヲ「備考」欄ニ記載スベシ

九 健康保險ノ被保險者ニ付テハ其ノ旨及生年月日ヲ「備考」欄ニ記載スベシ

十 厚生年金保險法施行規則ノ附則第十條ノ規定ニ依ル退職積立金及退職手當ノ支拂及支給ニ關スル屆書ヲ添附シタルトキハ「備考」欄ニ其ノ旨附記スベシ



- 一 本屆書ノ用紙ハ日本標準規格B列5番 (JIS Standard B5) ノ大サトス
- 二 健康保險ノ被保險者ノミニ保ルモノ、厚生年金保險ノ被保險者ノミニ保ルモノ又ハ健康保險ノ被保險者ニシテ厚生年金保險ノ被保險者ナルモノニ保ルモノハ夫々各別ノ届書ヲ用ヒ健康保險ノ被保險者ノミニ保ルモノニ對シテハ標題ノ「厚生年金保險」ノ文字ヲ、厚生年金保險ノ被保險者ノミニ保ルモノニ對シテハ標題ノ「健康保險」ノ文字ヲ、抹消スベシ
- 三 健康保險法施行規則第三條又ハ厚生年金保險法施行規則第二十三條若ハ第二十五條ノ規定ニ依ル届出ナルトキハ標題ノ「算定基礎」ノ文字ヲ、健康保險法施行規則第四條又ハ厚生年金保險法施行規則第二十四條ノ規定ニ依ル届出ナルトキハ標題ノ「變更」ノ文字ヲ抹消スベシ
- 四 健康保險ノ被保險者暨ノ香號又ハ厚生年金保險ノ被保險者暨ノ記號及香號ノ通知ヲ受ケザル被保險者ニ付テハ其ノ旨及生年月日ヲ「備考」欄ニ記載スベシ
- 五 氏名ノ讀ミ方困難ナル被保險者ニ付テハ其ノ氏名ヲ附スベシ
- 六 「甲乙ノ別」欄ハ被保險者ガ健康保險法施行令第七十八條ノ三ニ規定スル被保險者ナルトキハ「乙」ノ文字ヲ、其ノ他ノ被保險者ナルトキハ「甲」ノ文字ヲ抹消スベシ
- 七 「坑内夫其ノ他ノ別」欄ハ被保險者ガ職業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業所ニ使用セララル被保險者ニシテ當時坑内作業ニ従事スルモノナルナルトキハ「其ノ他」ノ文字ヲ、其ノ他ノ被保險者ナルトキハ「坑内夫」ノ文字ヲ抹消スベシ
- 八 「報酬月額算定基礎」欄ニハ健康保險法施行規則第三條ノ規定ニ依ル届出ナルトキハ健康保險法施行令第五條第一項各號ノ規定ニ依リ算定シタル報酬月額ヲ、第四條ノ規定ニ依ル届出ナルトキハ地方長官又ハ健康保險組合ノ定ムル日ノ現在ニ於テ同令第五條第一項各

號ノ規定ニ準ジ算定シタル報酬月額ヲ記載シ、厚生年金保險法施行規則第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依ル届出ナルトキハ厚生年金保險法施行令第五條第一項各號ノ規定ニ依リ算定シタル報酬月額ヲ、第二十四條ノ規定ニ依ル届出ナルトキハ地方長官ノ定ムル日ノ現在ニ於テ同令第五條第一項各號ノ規定ニ準ジ算定シタル報酬月額ヲ記載スベシ

九 「※標準報酬等額」欄ハ空欄ノ儘ト爲シ置クベシ但シ被保險者ガ健康保險組合ノ管掌スル健康保險ノ被保險者ニシテ同時ニ厚生年金保險ノ被保險者タルモノナル場合ニ於テ事業主ガ地方長官ニ對シ届出ヲ爲ストキハ其ノ者ノ健康保險ノ標準報酬ノ等級ヲ記載スベシ

様式第六號(第六十九條)

第何號

昭和何年何月何日交付

厚生省  
又ハ廳  
府縣印

官職氏名

厚生年金保險法(抄)

第十條 行政官職ハ必要アリト認ムルトキハ被保險者ノ異動及報酬並ニ保險給付ノ決定ニ關シ當該官吏ヲシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ勤務場所ニ就キ關係者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ帳簿書類其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

第六十七條 正當ノ理由ナクシテ第十條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

備考

本證ハ日本標準規格A列7番(74mm×105mm)ノ大サトシ厚キ紙ヲ用ヒ中央ノ點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲シ表面ニ「厚生年金保險檢査證」ト記載スベシ

様式第七號(第七十條)

第何號	何都道府縣何市郡區何町村大字何何番地
昭和何年度	何 某 (何會社)

一金何程	昭和何年何月分厚生年金保險保險料
二金貳拾錢	督促手数料
一納期限ノ翌日ヨリ保險料額百圓	延滞金
二付一日參錢ノ割合ニ供ル金額	

右昭和何年何月何日限リ日本銀行本店(日本銀行何支店)(日本銀行何代理店)(何道府縣廳又ハ何廳府縣何出張所)へ納付スベシ

指定期限迄ニ保險料及督促手数料ヲ完納シタルトキハ延滞金ヲ徵收セズ

指定期限ヲ過ギ完納セザルトキハ直チニ其ノ財産差押ノ處分ヲ爲スベシ

昭和何年何月何日

歳入徵收官ノ官 氏 名

備考

- 一 延滞金ヲ徵收セザルモノニ在リテハ「一納期限ノ翌日ヨリ保險料額百圓ニ付一日參錢ノ割合ニ依ル金額延滞金」及「指定期限迄ニ保險料及督促手数料ヲ完納シタルトキハ延滞金ヲ徵收セズ」ノ文字ヲ記載セザルモノトス
- 二 日本銀行ニ納付ヲ指定シタルトキハ本文ノ「納付スベシ」ノ下ニ左ノ但書ヲ加フルモノトス
- 三 「但シ同日ヲ經過シタルトキハ何道府縣廳又ハ何廳府縣何出張所へ納付スルヲ要ス」保險料以外ノ徵收金ノ督促狀ハ本様式ニ準ズベシ



(面 表)

第何號		
厚生年金保險徵收金		
滯納者財産差押證券		
<table border="1"> <tr> <td>縣 府</td> </tr> <tr> <td>縣 印</td> </tr> </table>	縣 府	縣 印
縣 府		
縣 印		

(面 裏)

何道府縣廳又ハ何廳府縣何出張所
官 職 氏 名

備考  
本標ハ日本標準規格A列8番(52mm×74mm)ノ大サトシ厚キ紙ヲ用フベシ

### 七 健康保險及厚生年金保險ニ於ケル 業務上外ノ認定基準ニ關スル件

(昭和二二、三、二二保發第二百二十九號)  
各地方長官宛厚生省保險局長宛

標記ノ件ニ關シテハ昭和十九年十二月十二日附保發第六一五號ヲ以テ通牒相成リ各廳ニ於テハ之ガ認定ニ當リ萬全ヲ期シ圓滑ニ施行セラレ來リ條處今般之ガ認定例別紙ノ通當局ニ於テ相定メ候條參考ニ資セラレ度此段及通牒候  
追而 本例ハ一應ノ基本の標準ヲ示セルニ止リ具體的事實ノ認定ニ當リテハ實情ニ應ジ各個ノ條件ニ付慎重審査ノ上決定セラレ度爲念

#### 健康保險及厚生年金保險ノ業務上外ノ認定基準例

- 一、業務遂行ニ因ル事故ハ業務上ノ事故トス
- 二、天災地變其ノ他不可抗力ニ因ル事故ハ業務遂行中ト雖モ業務外ノ事故トス、但シ業務ノ性質上天災等ニ依ル危險發生ノ程度高キ業務ニ付發成セル事故ハ又ハ特ニ考慮スベキ事情アル場合ハ此ノ限リニ在ラズ
- 三、通勤途上ノ事故ハ業務外ノ事故トス

四、會社専用ノ交通機關ヲ利用シテ通勤スル場合ノ事故

(イ) 事業主ノ責ニ歸スベキ事由ニ因ル場合ノ事故ハ業務上ノ事故トス其ノ他ノ場合ノ事故ハ業務外ノ事故トス

(ロ) 勞務管理上ノ必要ニヨリ利用ヲ強制セラル、場合ノ事故ハ業務上ノ事故トス利用者ノ福祉増進等ノ爲便宜利用提供ノ場合ハ業務外ノ事故トス

五、出張ノ場合ノ事故

(イ) 出張中天災地變其ノ他不可抗力ニ因ル事故ハ「二」ニヨリ認定ス

(ロ) 出張中所定ノ宿舍ニ於ケル事故ハ特ニ考慮スベキ事情ナキ限り業務上ノ事故トス

(ハ) 出張往復途上ノ事故ハ必要ナル順路ノ限度ニ於テ業務上ノ事故トス

六、事業所内ニ於ケル休憩中ノ事故ハ投球行爲等ニシテ行爲者ノ任意又ハ事業主ノ單ナル獎勵程度ニ因ルモノハ業務外ノ事故トス

七、運動會、運動競技會、ハイキング等ノ場合ノ事故

(イ) 事業主主催ノ慰安又ハ健康獎勵ヲ目的トスル運動會、ハイキング等ノ場合ノ事故ハ業務外ノ事故トス

(ロ) 事業主主催ノ對抗競技會等ニシテ事業主ノ特命ニ依ル選手ノ出場又ハ之ガ準備訓練中ノ事故ハ業務上ノ事故トス

八、寄宿舍ニ於ケル傳染病ノ感染及食事中毒

(イ) 傳染病發生ノ場合外部ヨリ病原菌ニ感染シ之ヲ持込タル第一患者ヲ除キ第二患者以後ノ感染ハ業務上ノ事故トス

(ロ) 寄宿舍ノ食事中毒ハ業務上ノ事故トス

九、工場給食ノ場合ノ中毒

食事が有料タルト無料タルト、事業主經營タルト又請負タルトヲ問ハズ業務上ノ事故トス

一〇、豫防注射ノ場合ノ事故

公ノ機關又ハ事業主ガ工場衛生ノ必要ヨリ實施スル場合ノ事故ハ業務上ノ事故トス

## 八 厚生年金保險法並びに船員

### 保險法の特例 (昭和二十一、二十、九法律第四十八號)

厚生年金保險法第四十八條第一項本文及び船員保險法第四十六條第一項本文の規定による脱退手當金は、當分の間、被保險者の資格を喪失した後一年を経過しない場合においても、これを支給する。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

### 九 労働者災害補償保険法

(昭和二十二年四月七日公布)  
法律第五十號

- 第一章 總 則
- 第二章 保険關係の成立及び消滅
- 第三章 保険給付及び保険施設
- 第四章 保 險 料
- 第五章 審査の請求、訴願及び訴訟
- 第六章 雜 則
- 第七章 罰 則
- 附 則

#### 労働者災害補償保険法

1 この法律は、労働基準法と姉妹法であつて、労働基準法の提議と共に、並置されたもの。

本法の  
目的

第一條 労働者災害補償保険は、業務上の事由による労働者の負傷、疾病、廢疾又は死亡に對して迅速且つ公正な保護をするため、災害補償を行い併せて労働者の福祉に必要な施設をなすことを目的とする。

#### 第一章 總 則

1 業務外のものについて、健康保険法、厚生年金法など参照。

第二條 労働者災害補償保険は、政府が、これを管掌する。

1 厚生年金保険法第二條と同趣旨。健康保険法第二十二條と比較せよ。

第三條 この法律においては、左の各號の一に該当する事業を強制適用事業とする。

一 左に掲げる事業で常時五人以上の労働者を使用するもの

(イ) 物の製造、改造、加工、修理、淨洗、選別、包裝、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壊若しくは解體又は材料の變造の事業（電気、ガス又は各種動力の發生、變更若しくは傳導の事業及び水道の事業を含む）

(ロ) 鑛業、砂鑛業、石切業その他土石又は礦物採取の事業

(ハ) 道路、鐵道、軌道、索道又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

二 左に掲げる事業にして常時労働者を使用するもの又は一年以内の期間において使用労働者延人員三百人以上のもの

任意適用事業

適用除外

労働者災害補償委員

(イ) 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、變更、破壊、若しくは解体又はその準備の事業

(ロ) 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

(ハ) 土木の伐採、造林、木炭又は薪を生産する事業その他の林業

三 その他命令で指定する事業  
労働基準法第八條に規定する事業で前項に掲げる以外のもの及び同條に規定する事務所(以下事業という)は、これを任意適用事業とする。

國の直營事業、官公署又は同居の親族のみを使用する事業及び船員法の適用を受ける船員については、この法律は、これを適用しない。

- 1 政府職員共済組合令参照。
- 2 恩給法、各共済組合令参照。
- 3 第八條第一項本文但書参照。
- 4 船員保険法並にその改正参照。

第四條 労働者災害補償保険事業の運営に關する重要な事項を審議するため、労働者災害補償保険委員会を置く。

労働者災害補償保険委員会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、主務大臣が、各々同數を委嘱する。

命令の制手

この法律に定めるものの外、労働者災害補償保険委員会に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

第五條 この法律に基いて發する命令は、その草案について、労働者災害補償保険委員会の意見をきいて、これを制定する。

- 1 労働基準法第百十三條参照。

第二章 保険關係の成立及び消滅

第六條 第三條第一項の強制適用事業の使用者については、その事業開始の日又はその事業が第三條第一項の事業に該當するに至つた日に、當該事業につき保険關係が成立する。

- 1 第八條参照。

第七條 第三條第二項の任意適用事業の使用者については、保険加入の申込みをなし、政府の承諾があつた日に、その事業につき保険關係が成立する。

任意適用事業に使用される労働者の過半數が、その事業につき保険關係の成立を希望する場合は、その使用者は、保険加入の申込みをしなければならない。

- 1 第八條参照。
- 2 第九條参照。

任意適用事業における保険の成立

強制適用事業における保険の成立

第八節 事業が重大の請負によつて行はれる場合には、元請負人のみを、この保険の適用を受ける事業の使用者とする。

第九節 第三節第一項の強制適用事業に該当する事業が、同節第二項の任意適用事業に該当するに至つたときは、その翌日に、その事業につき第七節の規定による承諾があつたものとみなす。

第十節 その事業につき保険関係が成立してゐる事業の廢止又は終了のあつたときは、その事業についての保険関係はその翌日に消滅する。

第十一節 第七節及び第九節の規定によつて保険関係が成立してゐる事業の使用者については、前節の規定によるの外、政府の承諾があつた日の翌日に、その事業についての保険関係が消滅する。但し、その承諾を受けるには、保険関係成立後一年を経過してゐること及び事業に使用される労働者の過半数の同意を得たものであることを要する。

### 第三章 保険給付及び保険施設

第十二節 この法律で保険する災害補償の範囲は、左の各號による。

- 一 療養補償費（療養費中命令で定める金額を超える部分）
- 二 休業補償費（休業七日を超える休業一日につき平均賃金の百分の六十）

三 障害補償費（別表に定めるもの）

四 遺族補償費（平均賃金の千日分）

五 葬祭料（平均賃金の六十日分）

六 打切補償費（平均賃金の千二百日分）

前項の規定による災害補償の事由は、労働基準法第七十五條乃至第八十一條に定める災害補償の事由とする。

第一項第一號の規定による災害補償については政府は命令の定める場合には、同項の療養補償費の支給にかえて、直接労働者に療養の給付をすることができ。

第一項の平均賃金とは、労働基準法第十二條の平均賃金をいう。

- 1 本條第二項、第十三條参照。なを労働基準法第七十五條参照。
- 2 第十四條参照。なを労働基準法第七十六條参照。
- 3 別表

等級	災害補償
第一級	平均賃金の一三四〇日分
第二級	同 一一九〇日分
第三級	同 一〇五〇日分
第四級	同 九二〇日分

第五級	同	七九〇日分
第六級	同	六七〇日分
第七級	同	五六〇日分
第八級	同	四五〇日分
第九級	同	三五〇日分
第十級	同	二七〇日分
第十一級	同	二〇〇日分
第十二級	同	一四〇日分
第十三級	同	九〇日分
第十四級	同	五〇日分

七、第十六條、勞働基準法第七十七條參照。

四、第十六條、勞働基準法第七十九條參照。

五、勞働基準法第八十條參照。

六、第十六條、勞働基準法第八十一條參照。

七、指定病院で療養させるとか、薬を與えるとかの方法。

第十三條 前條第一項第一號の療養補償費又は同條第三項の療養の範圍は、左の各號(政府が必要と認めるものに限る)による。

一 診療

二 藥劑又は治療材料の支給

三 處置、手術、その他の治療

四 病院又は診療所への收容

五 看護

六 移送

第十四條 第十二條第一項第二號の休業補償費の支給を受けるべき期間にその補償を受けるべき者が、使用者から賃金の全部又は一部を受けたときは、命令の定めるところによつて政府は、その賃金を受けた期間の休業補償費の全部又は一部を支給しない。

1 勞働基準法第七十六條參照。

第十五條 第十二條第一項の規定による保険給付は、これを補償を受けるべき勞働者、遺族又は勞働者の死亡當時その収入によつて生計を維持した者に支給する。

第十六條 第十二條第一項の障害補償費、遺族補償費及び打切補償費は、命令の定めるところにより命令の定める期間毎年、これを支給する。但し、主務大臣は、必要と認めるときは、制段の定めをなすことができる。

第十七條 事業につき保険關係の成立してゐる事業についての使用者(以下保険加入者という。)が、保険料の算定又は保険給付の基礎である重要な事項について、不實の告知をしたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を支給しないことができる。

休業補償費の免除

保険金の受取人支給期間

使用者の不實告知

使用者の滞納

損害賠償の請求地位

権利の差押え、禁止免状

- 1 保険者がその事情を知つてゐたならば、そのように、保険料を算定しなかつたし又は保険給付をしなかつたと客観的に考えられる事情である。
- 2 その罰則について、第五十一條参照。保険給付を受けるべき者の不實の告知も罰せられ、又必要な告知をしなかつたときにも罰せられることに注意せよ。

第十八條 保険加入者が、故意又は重大な過失によつて保険料を滞納したときは、政府は、その滞納にかかわる事業について、その滞納期間中に生じた事故に對する保険給付の全部を支給しないことができる。

第十九條 故意又は重大な過失によつて保険加入者が、補償の原因である事故を発生させたとき、又は労働者が、業務上負傷し、若しくは疾病に罹つたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を支給しないことができる。

第二十條 政府は、補償の原因である事故が、第三者の行爲に因つて生じた場合に保険給付をしたときは、その給付の價額の限度で、補償を受けた者が第三者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

1 健康保険法第六十七條、厚生年金法第二十七條参照。

第二十一條 保険給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は差押えることができない。

1 健康保険法第六十八條、厚生年金保険法第三十條参照。

第二十二條 保険給付として支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課し

てはならない。

1 健康保険法第六十九條、厚生年金保険法第二十九條参照。

第二十三條 政府は、この保険の適用を受ける事業にかゝる業務災害に關して、左の保険施設を行う。

- 一 外科後處置に關する施設
- 二 義肢の支給に關する施設
- 三 休養又は療養に關する施設
- 四 職業再教育に關する施設
- 五 その他必要と認める施設

第四章 保 險 料

第二十四條 政府は、労働者災害補償保険の事業に要する費用に充てるため、保険加入者から保険料を徴収する。

第二十五條 保険料は、賃金總額にその事業についての保険料率を乗じて得た金額とする。

前項の賃金總額とは、その事業に使用するすべての労働者に支拂つた賃金、給料、手当、賞與その他名稱の如何を問はず労働の對償として使用者が労働者に支拂うすべて

保険料の徴収目的

保険施設

保険料

のもの（三箇月を超える期間毎に支拂われる賃金その他命令で定めるものは、これを除く。）の総額をいう。

- 1 本條第二項参照。
- 2 第二十六條、第二十七條参照。

第二十六條 保険料率は、この法律の適用を受けるすべての事業の過去五箇年間の災害率を基準として、數等級に區別して、賃金一圓當りについて主務大臣が、これを定める。

- 1 その例外について、第五十七條参照。

第二十七條 當時三百人以上の労働者を使用する個々の事業についての、過去五箇年間の災害率が、同種の事業についての前條の規定による災害率に比し著しく高率又は低率であるときは、政府は、その事業について前條の規定による災害率に比し著しく高率又は低率であるときは、政府は、その事業について前條の規定による保険料率と異なる保険料率を定めることができる。

第二十八條 保険加入者は、毎年四月一日から翌年三月末日（以下保険年度という。）に使用するすべての労働者（保険年度の中途に保険加入者となつたものについては、その加入の日からその保険年度の末日までに使用するすべての労働者）に支拂う賃金総額の見込額に、保険料率を乗じて算定した概算保険料を四月一日（保険年度の中途

概算保険料の算付

概算保険料の追加

概算保険料の返還又は追加

保険料

から保険者となつた者については加入の日）から三十日以内に納付しなければならない。

事業の期間が豫定される事業については、その保険加入者は、前項の規定にかかわらず、その全期間に使用するすべての労働者に支拂う賃金総額の見込額に保険料率を乗じて算定した概算保険料を、保険加入の日から十四日以内に納付しなければならない。

保険加入者は、申出によつて前二項の概算保険料を命令の定めるところによつて分割して納付することができる。

第二十九條 政府は、前條の賃金総額の見込額に変更を生じたときその他必要がある場合においては、概算保険料を追加徴収することができる。

第三十條 前二條の規定によつて拂込んだ概算保険料が、保険年度の末日又は保険關係の消滅する日に、第二十五條の規定による確定した保険料に比し過不足があるときは、政府は、保険料を返還し、又はこれを追加徴収する。

前項の規定によつて返還する保険料はその事業についての次期の概算保険料にこれを充當することができる。

この場合においては、政府は、その旨を當該保険加入者に通知しなければならない。

第三十一條 保険料その他この法律による徴収金を滞納する者があるときは、政府は、



期限を指定してこれを督促しなければならない。  
 前項の規定によつて督促をするときは、政府は、納付義務者に對して督促状を發する。  
 この場合においては、督促手数料として命令で定める金額を徴収する。  
 第一項の規定による督促を受ける者が、その指定の期限までに、保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、國稅滞納處分の例によつて、これを處分する。

第三十二條 前條の規定によつて督促をしたときは、政府は、徴収金額百圓につき一日四錢の割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日數により計算した延滞金を徴収する。但し、督促狀に指定した期限までに徴収金及び督促手数料を完納したときその他命令を以て定める場合は、この限りでない。

第三十三條 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特權の順位は、市町村その他これに準ずべきものの徴収金につき、他の公課に先だつものとする。

第三十四條 保険料その他この法律の規定による徴収金に關する書類の送達については、國稅徴収法第四條の七及び第四條の八の規定を準用する。

- 1. 2 健康保險法第十一條ノ四參照。

第五章 審査の請求、訴願及び訴訟

第三十五條 保險給付に關する決定に異議のある者は、保險審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、保險審査機關に審査を請求し、その決定に不服のある者は、裁判所に訴を提起することができる。

前項の審査の請求は、時效の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

- 1 勞働基準法第八十五條第四項參照。

第三十六條 保險審査官は、必要があると認める場合においては、職權で審査をすることができらる。

保險審査官が、審査のため必要であると認める場合においては、保險給付の決定した官吏又は吏員に對して意見を求め、又は保險加入者若しくは保險給付を受けるべき者に對して報告をさせ、若しくは出頭を命じ、又は醫師に診斷又は檢案をさせることができる。

- 1. 2 その違反について、第五十四條第一號參照。

第三十七條 保險料その他法律の規定による徴収金の賦課又は徴收の處分に關して訴願の提起があつたときは、主務大臣は、保險審査機關の審査を経て裁決をする。

第三十八條 保險審査機關は、勞働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者につき、主務大臣が、各々同數を委嘱した者でこれを組織する。

第三十九條 保險審査官又は保險審査機關は、審査のため必要があると認めるときは、

証人又は鑑定人の訊問その他の證據調をすることができる。

證據調については、民事訴訟法の證據調に関する規定及び民事新訴訟費用法第九條及び第十一條乃至第十三條の規定を準用する。但し、保險審査官又は保險審査機關の調據調については、過料に處し又は拘引を命ずることはできない。

1 健康保險法第八十五條参照。

第四十條 審査の請求、訴の提起又は訴願は、調分の通知又は決定書の交付を受けた日から六十日以内に、これをしなければならぬ。この場合において、審査の請求については訴願法第八條第三項の規定を、訴の提起については民事訴訟法第五十八條第二項及び第百五十九條の規定を準用する。

1.2 健康保險法第八十六條参照。

第四十一條 この章に定めるものの外保險審査官及び保險審査機關に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

### 第六章 雜 則

第四十二條 保險料その他この法律の規定による徴收金を徴收し、又はその還付を受ける權利及び保險給付を受ける權利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

前項の時効中断、停止その他の事項に關しては、民法の時効に關する規定を準用する。命令の定めるところによつて政府のなす保險料その他この法律の規定による徴收金の徴收の告知は、民法第百五十三條の規定にかかわらず時効中断の效力を生ずる。

1 健康保險法第四條、厚生年金保險法第五條参照。

第四十三條 この法律又はこの法律に基いて發する命令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に關する規定を準用する。

1 健康保險法第五條、厚生年金保險法第七條参照。

第四十四條 勞働者災害補償保險に關する書類には、印紙税を課さない。

1 健康保險法第六條、厚生年金保險法第七條参照。

第四十五條 行政廳又は保險給付を受けるべき者は、勞働者の戸籍に關して戸籍事務を掌る者又はその代理者に對して無料で證明を求めることができる。

1 健康保險法第七條、厚生年金保險法第八條参照。

第四十六條 行政廳は、命令の定めるところによつて勞働者を使用する者に必要な事項について報告をさせ、文書を提示させその他この法律の施行に關して必要な事務を行わせ、又は出頭させることができる。

1、その違反について、第五十三條参照。

第四十七條 行政廳は、命令の定めるところによつてこの保險の適用を受ける事業につ

いての労働者に、この保険の施行に關して必要な申出、届出若しくは文書を提出させ又は出頭させることができる。

1 その違反について、第五十四條第二號参照。

第四十八條 行政廳は、必要があると認めるときは、當該官吏又は吏員に、この法律の適用を受ける事業の行われる場所に臨檢し、關係者に對して質問し、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

1 その違反について、第五十四條第四號、第三號参照。

第四十九條 行政廳は、保険給付に關して必要があると認めるときは、命令の定めるところによつて當該官吏又は吏員に、診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

1 その違反について、第五十四條第四號、第五號参照。

第五十條 この法律の施行に關する細目は、命令で、これを定める。

### 第七章 罰 則

第五十一條 當該官吏若しくは吏員又はその職にあつた者が、故なく第四十九條の規定による診療録の検査に關して知得した醫師又は歯科醫師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏したときは、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

職務上前項の秘密を知得した他の公務員又は他の公務員であつた者が、故なくその秘密を漏したときも、また同項と同様である。

第五十二條 保険加入者が、左の各號の一に該當するときは、これを六箇月以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書の提出をせず、又は出頭しなかつた場合

二 この法律の規定による當該官吏又は吏員の質問に對して答辯をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第五十三條 保険加入者以外の者であつて保険給付を受けるべき者その他の關係者が、左の各號の一に該當するときは、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一 この法律の規定による報告、申出若しくは届出をせず、虚偽の報告、申出若しくは届出をし、文書の提出をせず、又は出頭しなかつた場合

二 この法律の規定による當該官吏又は吏員の質問に對し答辯をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第五十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰するの外、

その法人又は人に對し各本條の罰金額を科する。

附 則

第五十五條 この法律施行の期日は、勅令で、これを定める。

第五十六條 この法律施行後五年間は、保険料率は、第二十六條の規定にかかわらず、労働者災害補償保険委員会に諮つて、數等級に區別して賃金一圓當りについて、主務大臣が、これを定める。

第五十七條 労働者災害扶助責任保険法は、これを廢止する。

この法律施行前に發生した事故に對する保険給付及びこの法律施行前の期間に屬する保険料に關しては、なほ舊法による。

この法律施行前の舊法の罰則を適用すべきであつた者についての處罰については、なほ舊法による。

この法律施行の際、労働者災害扶助責任保険につき現に政府と保険契約を締結してゐる者が既に拂込んだこの法律施行後の期間に屬する保険料はこの保険の保険料に、これを充當することができる。

前三項に定めるものの外、舊法廢止の際必要な事項は、勅令で、これを定める。

第五編 職業關係

職業紹介  
の目的

職業紹介  
の禁止

職業指導  
等

# 第一部 職業紹介關係

## 一 職業紹介法

(昭和十三年四月一日法律第六十一號  
改正 昭和十五年三月三十一日法律  
第七十四號)

第一條 政府ハ勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ル爲本法ニ依リ職業紹介事業ヲ管掌ス。

- 1 勞働力。
- 2 國からみて將又個人からみて。
- 3 職業紹介を業として行うこと。
- 4 行うこと。

第二條 何人ト雖モ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得ズ。

- 1 その違反について、第九條第一號參照。なおその例外について、第十五條、第十八條、第二十條、第二十一條參照。

第三條 政府ハ職業紹介事業ニ併セテ職業指導及必要ニ應ジ職業輔導其ノ他職業紹介ニ關スル事項ヲ行フモノトス。

前項ノ規定ニ依リ職業紹介及職業指導ハ之ヲ無料トス。

- 1 どんな職業に就いているかを選定したりすることなど。
- 2 適している職業の技術や職業知識をさげることなど。
- 3 求職者のために、宿泊の準備をしてやつたり、就職資金の貸附をしてやつたりすること。

第四條 政府ハ前條ニ規定スル事業ヲ行フ爲職業紹介所ヲ設置ス

職業紹介所ノ業務ヲ補助セシムル爲職業紹介所ニ聯絡委員ヲ置ク

職業紹介所及聯絡委員ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

- 1 則第二條參照。
- 2 現在それに関する勅令はない。

第五條 市町村長<sup>1</sup>（勅令ヲ以テ指定スル市<sup>2</sup>ニ在リテハ區長）ハ命令ノ定ムル<sup>3</sup>所ニ依リ職業紹介所ノ業務ノ一部ヲ行フ

- 1 第十四條參照。
- 2 令第一條參照。
- 3 則第一條第一項參照。

第六條 第三條ニ規定スル事業ニ關シ職業紹介委員會ヲ置ク

職業紹介委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

- 1 職業紹介委員會官制。

第七條 削除

第八條 勞務供給事業ヲ行ハントスル者又ハ勞務者ヲ雇傭スル爲勞務者ノ募集ヲ行ハントスル者ニシテ命令ノ定ムルモノハ地方長官（東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス）ノ許可ヲ受ケベシ

前項ノ勞務供給事業及勞務者ノ募集ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

- 1 法律上又は事實上雇傭從屬關係にある勞働者を一時的に他人に使用せしめることを業とすること。
- 3 勞務供給事業規則第二條、勞務者募集規則第二條。
- 3 その違反について、第九條第二號、第十條參照。なおその許可は、現在、何分指示あるまで、差控えられたい旨厚生省勸勞局長より、各地方長官に通牒された（昭和二十一年八月十二日厚生省發勅第三一號）又その経過規定として、第二十二條參照。
- 4 2に掲げた命令。

罰則

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第二條ノ規定ニ違反シ有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行ヒタル者
- 二 第八條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ有料又ハ營利ヲ目的トスル勞務供給事業ヲ行ヒタル者

第十條 第八條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ勞務者ノ募集ヲ行ヒタル者ハ百圓以下ノ

罰金又ハ拘留ニ處ス

第十一條 法人又ハ人ノ代理人使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十二條 本法ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役又ハ拘留ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

第十四條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

第十五條 第三條ノ規定ハ主務大臣ノ指定スル職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ

前項ノ職業紹介事業ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

- 1 昭和十三年七月一日厚生省告示第九十二號により「藝妓、酌婦、其の他之に類するもの」が指定された。
- 2 今迄の所でていない。

第十六條 本法ハ船員職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ

レ これについては、別に船員職業紹介法(大正十一年四月十一日法律第三十八號)

定 規 則 例 外

がある。

附 則

第十七條 本法施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

- 1 昭和十三年勅令第四百四十八號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行

第十八條 従前ノ規定ニ依リ設置シタル職業紹介所ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ職業紹介委員会ニ關スル規定ヲ除キ他ノ規定ニ依ル

- 1 第二條參照。

第十九條 地方長官ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前條ノ職業紹介所ノ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 本法施行ノ際現ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケ職業紹介所ヲ設置スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内無料ノ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得

- 1 無料職業紹介事業規則。

第二十一條 本法施行ノ際現ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケ有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

前項ノ職業紹介事業ノ施設ヲ相續ニ因リ承繼シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官(東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス)ノ許可ヲ受ケ其ノ事業ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ相續開始ノ日ヨリ一月以内ニ許可ヲ申請スベシ  
前項ノ者ハ前項ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分アル迄其ノ事業ヲ行フコトヲ得

令 廢 止 命 無 料 業 介 紹 規 則 營 利 業 介 紹 規 則

日 施 行 期 定 規 則

- 1 營利職業紹介事業規則。
- 2 同則第十條參照。

第二十二條 本法施行ノ際現ニ第八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ勞務供給事業又ハ勞務者ノ募集ヲ行フ者ハ本法施行後二月以内ニ地方長官（東京府知事及警視總監トスニ許可ヲ申請スベシ）前項ノ者ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分アル迄其ノ事業又ハ募集ヲ行フコトヲ得

附 則（昭和十五年法律第七十四號）

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

## 二 職業紹介法施行令

（和十三年六月二十九日勅令第四百四十九號、改正 昭和十五年三月三十一日勅令第二百二十六號）

第一條 職業紹介法第五條ノ規定ニ依リ指定スルコト左ノ如シ

東京都 京都市 大阪市 横濱市 神戸市 名古屋市

第二條 道府縣市町村ハ「職業紹介所」ノ紹介ニ依リ就職スル者ニ對シ其ノ者ノ現在地ヨリ就業地ニ到ル旅費、支度金其ノ他就職ニ關シ必要ナル費用ノ全部又ハ一部ヲ貸付スルコトヲ得（い）道府縣市町村ハ「職業紹介所」ノ紹介ニ依リ雇傭セラレタル日傭勞

### 第五條

務者ニ對シ豫メ當該雇傭者ノ委託ヲ受ケ北海道地方費、府縣費又ハ市町村費ヲ以テ賃銀ノ一時繰替ヲ爲スコトヲ得（い）  
第三條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス（い）

附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和十五年勅令第二百二十六號）

本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

## 三 職業紹介法施行規則

（昭和十三年六月二十九日厚生省令第十五號、改正 昭和十六年二月一日厚生省令第二號）

### 第五條 關係

第一條 職業紹介法第五條ノ規定ニ依リ市區町村長ノ行フ國民職業指導所ノ業務左ノ如シ（い）  
一 勞務ノ需給ニ關スル查察ヲ行ヒ之ヲ所轄國民職業指導所ニ通報スルコト  
二 國民職業指導所ニ直接申込ムコトノ困難ナリト認ムル求職ノ申込ニ付之ヲ所轄國民職業指導所ニ取次グコト  
三 求人者又ハ求職者ノ身元調査其ノ他ニ關シ國民職業指導所ヨリ照會アリタル場合



之ヲ調査シ回答スルコト

四 國民職業指導所ノ通報スル求人ニ付之ヲ一般ニ周知セシムルコト

五 前號ノ場合其ノ他必要アル場合市區町村長ニ對シ就職ノ指導保護ヲ爲スコト

市區町村長前項ノ業務ヲ行フ場合ニ於テハ所轄國民職業指導所長ノ指揮スル所ニ依ルベシ(イ)

第二條

聯絡委員ハ市區町村長ノ行フベキ國民職業指導所ノ業務ニ付市區町村長ヲ補助スルノ外國民職業指導所ヨリ特ニ補助スベキコトヲ求メラレタル事項ニ付國民職業指導所ヲ補助スベシ(イ)

法第四條關係

附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

四 職業紹介業務規定

(厚生省告示第百十六號、改正昭和二十年十二月二十一日、改正昭和二十一年三月二十七日)

第一章 總 則

第一條 職業紹介法ニ依リ政府ノ管掌スル職業紹介事業ノ業務ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本規程ニ依ル

第二條 職業紹介事業ハ國民ノ完全就職ヲ目途トシ求人者並ニ求職者ノ個別的事情ヲ考慮ノ上勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ルモノトス

第三條 勤勞署(日僱勤勞署ヲ含ム以下同ジ)ノ職員ニシテ職業紹介ニ關スル事務ニ從事スル者ハ勤勞署ノ利用者ニ對シテ懇切丁寧ヲ旨トシ公正且迅速ナル取扱ヲ爲シ又職務上聞知セル身分又ハ秘密ニ屬スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スベカラズ

第二章 求 人

第一節 申込ノ方法

第四條 求人ノ申込ハ從業者ノ就業地ヲ管轄スル勤勞署ニ之ヲ爲スベシ但シ特別ノ事情アル場合ハ求人者ノ住所又ハ事務所所在地ヲ管轄スル勤勞署ニ申込ムコトヲ得

第五條 求人者求人ノ申込ヲ爲サントスルトキハ本人又ハ其ノ代理人出頭シ勤勞署ノ交付スル所定ノ求人票ニ所要事項ヲ記載シ之ヲ爲スベシ但シ求人者若ハ其ノ代理人出頭シ難キ場合又ハ急ヲ要スル場合ニ於テハ書面又ハ電話ヲ以テ申込ムコトヲ得

勤勞署必要アル場合求人者ニ對シ前項ノ外求人ニ關シ必要ナル書類ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第二節 申込ノ時期

第六條 求人ノ申込ハ成ルベク其ノ紹介期限前相當期間ヲ置キ之ヲ爲スベシ

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル求人ニ付テハ必要ニ依リ其ノ申込ノ時期ヲ指定スルコトアルベシ

- 一 新規國民學校修了者ヲ雇入レントスルモノ
- 二 季節的ニ從業者ヲ雇入レントスルモノ
- 三 其ノ他必要ト認メタルモノ

第三節 申込ノ有効期間

第八條 求人ノ申込ハ紹介期限ノ特定セルモノ其ノ他特ニ必要アルモノヲ除クノ外之ヲ受理シタル日ヨリ翌月末日迄ノ間有效トス

第四節 申込ノ變更、不受理及取消

第九條 勤勞署必要アリト認ムルトキハ求人ノ申込ノ員數、募集希望地域、紹介期限等ニ付指導ヲ加フルコトアルベシ

第十條 求人ノ申込内容法令ニ違反スルトキ若ハ著シク不適當ナルトキハ之ヲ受理セザルモノトス

求人ノ申込ヲ受理シタル後ト雖モ前項ノ場合ニ該當スルニ至リタルトキハ之ガ受理ヲ取消シ其ノ旨求人者ニ通知スルモノトス

第十一條 求人者求人ノ申込ヲ爲シタル後其ノ内容ヲ變更セントスルトキ又ハ申込ヲ取消サントスルトキハ直ニ其ノ旨申出ツベシ

第三章 求 職

第十二條 求人ノ申込ハ成ルベク求職者ノ居住地ヲ管轄スル勤勞署ニ本人出頭シ勤勞署ノ交付スル所定ノ求職票ニ所要事項ヲ記載シ之ヲ爲スベシ但シ勤勞署ニ出頭シ難キ場合ニ於テハ居住地ノ市區町村長又ハ聯絡委員ニ之ガ取次ヲ依頼スルコトヲ得

市區町村長又ハ聯絡委員前項ノ取次ノ依頼ヲ受ケタルトキハ速ニ所轄勤勞署ニ之ヲ取次グベシ

第十三條 勤勞署必要アリト認ムルトキハ求職者ニ對シ其ノ就職希望先、就職希望地域等ニ付指導ヲ加フルコトアルベシ

第十四條 第五條第二項、第八條、第十條及第十一條ノ規定ハ求職ノ申込ニ之ヲ準用ス

第四章 日傭勞務登錄

第十五條 勤勞署求職者ニシテ相當長期ニ互リ常時日傭勞務ニ從事スベキモノト認メタルトキハ必要ニ應ジ之ヲ日傭勞務者臺帳ニ登錄スベシ

第十六條 勤勞署前條ノ登錄ヲ爲シタルトキハ就勞手帳ヲ交付スベシ前項ノ就勞手帳ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ貸與スルコトヲ得ズ

第十七條 前條ノ登錄ノ有効期間ハ登錄シタル日ヨリ六月トス、但シ勤勞署長特ニ必要

アリト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

第十八條 登錄セラレタル者（以下登錄勞務者ト稱ス）爾後求職ノ申込ヲ爲ス場合ニ於

テハ就勞手續ノ提示ヲ以テ第十二條ニ規定スル求職申込ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

第十九條 登錄勞務者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ勤勞署長ハ其ノ者ノ登錄ヲ取消シ

且就勞手續ヲ回收スベシ

一 虚偽ノ申告ヲ爲シ登錄ヲ受ケタルトキ

二 勤勞署ノ紹介アルニ拘ラズ故ナク三十日以上就勞セザルトキ

三 第十六條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

四 不正ノ所爲アリタルトキ

五 其ノ他登錄ヲ適當ナラズト認メタルトキ

第二十條 就勞手續ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ且毀損ノ場合ハ其ノ

就勞手續ヲ添へ再交付ヲ申出ヅベシ

### 第五章 聯 絡

第二十一條 勤勞署受理シタル求人ノ申込ニシテ自應府縣内ノ他ノ勤勞署管轄區域ヨリ

從業者ヲ雇入レントスルモノ又ハ自署管内ニ於テ斡旋困難ナリト認ムルモノニ付テハ

連ニ自應府縣内ノ適當ト認ムル勤勞署ニ直接聯絡スベシ但シ數勤勞署ノ管轄區域ニ互

リ多數ノ從業者ヲ雇入レントスルモノナルトキハ所轄府縣ニ其ノ處理狀況ヲ報告ス  
ベシ

他應府縣内ヨリ從業者ヲ雇入レントスルモノニ付テハ所轄府縣ニ聯絡スベシ但シ三  
十人未満ノ從業者ヲ雇入レントスルモノナルトキハ當該勤勞署ニ直接聯絡スルコトヲ  
得

第二十二條 前條第二項ノ聯絡ヲ受ケタル應府縣ハ連ニ適當ト認ムル應府縣ニ之ヲ聯絡  
スベシ但求人ノ内容特ニ重要ナリト認ムルモノ其ノ他必要アリト認ムルモノニ付テハ  
該メ厚生省ノ指揮ヲ承クベシ

前項但書ノ場合ニ於テ急ヲ要シ指揮ヲ承タル暇ナキトキハ直ニ聯絡ノ上其ノ處理狀況  
ヲ厚生省ニ報告スベシ

第二十三條 前項ノ聯絡ヲ受ケタル應府縣ハ連ニ適當ト認ムル勤勞署ニ之ヲ聯絡スベシ

第二十四條 第七條ノ規定ニ依リ申込ノ時期ヲ指定セル求人ノ聯絡ニ付テハ別ニ之ヲ定  
ムルコトアルベシ

第二十五條 勤勞署其ノ管轄區域外ニ就職セントスル求職ノ申込ヲ受理シタルトキハ連  
ニ適當ト認ムル勤勞署ニ之ヲ聯絡スベシ但シ求職者多數ニ上リ又ハ特ニ重要ト認ムル  
トキハ該メ所轄府縣ニ報告スベシ

第二十六條 聯絡ハ求人票又ハ求職票ノ副本ニ依リ之ヲ爲スベシ

第二十七條 勤勞署求人又ハ求職ノ聯絡ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ見込狀況ヲ所轄廳署、縣(直接聯絡ヲ受ケタルトキハ聯絡ヲ發シタル勤勞署)ニ通報シ且取扱終了ト同時ニ其ノ處理狀況ヲ右區分ニ從ヒ所轄廳府縣又ハ勤勞署ニ通報スベシ

前項ノ通報ヲ受ケタル廳府縣ハ速ニ關係廳府縣ニ之ヲ通報スベシ

前項ノ通報ヲ受ケタル廳府縣ハ速ニ管内ノ關係勤勞署ニ之ヲ通報スベシ

第二十八條 勤勞署既ニ聯絡ヲ爲シタル求人ニ付第十條第二項ニ依リ取消ヲ爲シタルトキ又ハ第十一條ノ變更又ハ取消ノ申出ヲ受ケタルトキハ直ニ電信、電話又ハ文書ニ依リ之ヲ聯絡先ニ通報スベシ

既ニ聯絡ヲ爲シタル求職ニ付第十四條ノ規定ニ依リ求職ノ申込ヲ取消シ又ハ其ノ内容ノ變更若ハ申込ノ取消ノ申出アリタルトキ亦同シ

第六章 求人又ハ求職ノ開拓

第二十九條 勤勞署ハ常ニ其ノ管内ニ於ケル勞務需給ノ狀況ヲ的確ニ把握スルト共ニ特ニ求人ノ積極的開拓及必要ニ應ジ求職ノ開拓ニ努ムベシ

第七章 紹介

第三十條 (削除)

第三十一條 勤勞署求職者ヲ求人者ニ紹介セントスルトキハ求職者ニ紹介狀ヲ交付スベシ但シ勤勞署求職者ヲ一定ノ場所ニ集合セシメ求人者ヲシテ銜衡セシムル等ノ場合ニ在リテハ之ヲ省略スルコトヲ得

第三十二條 求職者前條ノ紹介狀ノ交付ヲ受ケタルトキハ紹介セラレタル求人者ニ之ヲ提示スベシ

第三十三條 求人者求職者ノ紹介ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ採否其ノ他ノ事項ヲ勤勞署ニ報告スベシ但シ日儲勞務者ノ紹介ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四條 勤勞署ハ求人者ノ行フ銜衡ニ立會ヒ又ハ必要ナル指示ヲ爲スルコトアルベシ

第三十五條 勤勞署ハ必要ニ應ジ求人者ヨリ求職者ノ銜衡ノ委任ヲ受タルコトヲ得

第三十六條 勤勞署其ノ受理セル求人又ハ求職ノ申込ニ對シ紹介ヲ爲スコト能ハザリシ場合ハ其ノ有効期間終了ト際シ求人者及特ニ必要ト認ムル求職者ニ對シ之ガ處理狀況ヲ通報スベシ

第八章 職業ノ相談及輔導

第三十七條 勤勞署ハ職業(自營業開業ヲ含ム)ニ關スル指導ヲ受ケントスル者ニ對シテハ職業ノ相談其ノ他必要ナル啓蒙ヲ爲シ適當ナル斡旋ヲ爲スモノトス

第三十八條 勤勞署ハ職業選擇ニ關シ指導ヲ受ケントスル者ニ對シテハ其ノ身體個性家庭事情等ヲ考慮スルト共ニ職業ノ特質及將來性就業場所其ノ他求人事情等ヲ斟酌シテ適職選定ノ相談ニ應ズルモノトス

第三十九條 勤勞署ハ第三十一條及前條ニ依ル職業相談ノ願末ヲ所定ノ職業相談票ニ記載スベシ

第四十條 勤勞署ハ必要ニ應ジ其ノ紹介ニ依リ就職スル者ニ對シ其ノ赴任ニ關シ必要ナル相談ヲ爲スベシ

第四十一條 勤勞署ハ其ノ管内ニ就職セル者ニ對シ必要ナル輔導ヲ行フモノトス

### 五 職業紹介業務規程ノ施行ニ關スル件

(昭和二十年十一月十四日厚生省勸業第一一〇〇號厚生省勸業局長發各廳府縣長官殿)

十一月十日厚生省告示第一一六號ヲ以テ職業紹介規程ヲ廢シ新ニ職業紹介業務規程ヲ制定即日施行相成候處右ハ職爭終結ニ伴ヒ職業紹介事業ヨリ職時的色彩ヲ一掃シ平和國家建設ノ線ニ沿ツテ國民ノ完全就職ヲ圖ラントスルモノニ有之候ニ付テハ左記御了知ノ上別紙要領ニ依リ業務ノ運営ニ遺憾ナキヲ期セラレ度

### 記

- 一、職業紹介業務ニ携ハル職員ノ執務態度及心構等ニ付テハ充分考慮ヲ拂ヒ民衆ノヨキ相談相手タラシムル様指導スルコト
  - 二、廳府縣及勤勞署ニ於テハ職員ノ實務修得ニ付特ニ留意シ業務運營上ノ相互研究ヲ爲サシムルハ勿論必要ニ應ジ定期又ハ臨時ニ講習會研究會等ヲ開催スルコト
  - 三、勤勞署ハ管内求人者及求職者ニ對シ今回制定セラレタル業務規程ノ内容及趣旨ヲ急速ニ理解セシムル爲必要ナル措置ヲ講ズルコト
  - 四、勤勞署ハ網エズ管内ノ産業事情、失業狀況等ノ調査ヲ行ヒ常ニ其ノ勞務需給ノ状態ヲ把握シ置クコト
  - 五、廳府縣及勤勞署ニ於テハ豫メ月間又ハ年間行事ヲ定メ諸般ノ業務ヲ計畫的ニ遂行スルコト
  - 六、勤勞署ハ管内ノ人的配置及設備ノ改善ニ付特ニ左ノ事項ニ留意スルコト
    - (イ) 署内ノ人的配置ニ付テハ窓口ニ重點ヲ置キ有能練達ノ職員ヲ配スルコト
    - (ロ) 署内ノ設備ハ求人者及求職者本位ニ改善シ外來者ニ對シ明朗ナ氣分ヲ與フル様工夫ヲ凝スコト
- 勤勞配置規則第十條及第十一條ノ届出又ハ報告ヲ受理シタルトキハ遲滞ナク解雇因リ失業スベキ者ノ職業紹介ニ關シ臨機ノ措置ヲ講ズルコト

八、業務規程ニ基ク諸票並ニ諸通報様式ハ別途指示アル迄從來ノモノヲ使用スルコト

### 職業紹介業務規程事務取扱要領

#### 第一 總則ニ關スル事項

一、職業紹介業務規程（以下規程ト稱ス）第一條ノ「別ニ定ムルモノ」トハ新規國民學校修了者、石炭季節勞務等ノ職業紹介要領ヲ豫想シ居ルモノナルコト

#### 第二 求人ニ關スル事項

二、求人申込ヲ爲シ得ル者ノ資格及求人申込ノ時期ニ關スル從來ノ制限ヲ撤廢シ規程第七條ニ依リ申込ノ時期ヲ指定セラルル場合ノ外何人ト雖モ隨時求人申込ヲ爲シ得ルコトヲ原則トシタルコト

三、規程第四條ノ「特別ノ事情アル場合」トハ概ネ左ノ如キ場合ナルコト

イ、數勤勞署又ハ數廳府縣ノ管轄區域ニ互リ支店又ハ出張所ヲ有スル求人者ガ支店又ハ出張所ニ於テ人事ヲ取扱ヒ居ラザル爲本店ニ於テ一括申込ヲ爲スヲ便宜トスル場合

ロ、求人者ガ勤勞署ノ管轄區域ヲ異ニスル地ニ住所ト事務所ヲ有シ事務所ニ使用スル從業者ノ求人申込ヲ住所地ヲ管轄スル勤勞署ニ爲スヲ便宜トスル等ノ場合

#### 船員、漁夫ノ如ク海洋ニテ就業スル場合

四、勤勞配置規則第四條ニ依ル届出ニ際シ勤勞署ノ紹介ヲ希望スル場合ニ於テハ新ニ求人申込ノ手續ヲ省略シ右ノ届出ヲ以テ本規程ニ依ル求人申込アリタルモノトシテ處理スルコト

五、代理人ヨリ求人ノ申込アリタル場合ハ求人者トノ關係ヲ充分確メ取扱上遺漏ナキヲ期スルコト

六、規程第八條ニ依リ未充足ノ儘有効期間ノ滿了セル求人ノ申込ハ求人者ノ意向ヲ徵シ未充足數ニ付期間ヲ更新スル等便宜ノ取扱ヲ爲スコト

七、規程第九條ニ依ル指導ハ充分求人者ヲ納得セシムル様之ヲ行フコト

八、規程第十條ニ關シテハ特ニ左ノ諸項ニ留意ヲ要スルコト

イ、工場法、工業勞働者最低年令法、礦夫就業扶助規則、兒童虐待防止法等ニ違反スルコトナキヤ

ロ、藝妓酌婦其ノ他之ニ類スルモノノ求人ニアラザルヤ

ハ、作業内容雇傭條件等著シク不適當ニアラザルヤ

#### 第三 求職ニ關スル事項

九、勤勞署現ニ就職中ノ者ヨリ求職ノ申込ヲ受ケタル場合ハ充分其ノ求職事由ヲ調査シ妄ニ就職先ノ移動ヲ爲サシムルガ如キコトナキ様留意スルコト

十、求職票ニハ適宜ノ欄ニ傷病軍人、復員軍人、戦没軍人遺族、徴用被解除者、戦災者、引揚民、在外邦人家族等ノ區別ヲ表ハス符號等ヲ附シ爾後ノ諸取扱ニ便ナラシムルコト

十一、求職態度ノ不眞面目ナル者、求職意志ノ不鮮明ナル者漫然ト事務方面ヲ希望スル者、海外ヨリノ復員者ハ引揚民等ニシテ内地ノ事情ニ疎キ求職者等ニ對シテハ慎重ニ職業相談ヲ爲スコト

十二、規程第十四條ニ關シテハ第二ノ六、七、八ニ記述セル事項ニ準ジタル取扱ヲ爲スコト

第四 聯絡ニ關スル事項

十三、規程第二十一條第一項但書ノ場合トハ概ネ五十人以上ノ従業者ヲ二以上ノ勤勞署(自署ヲ含ム)ノ管轄區域ヨリ雇入レントスル場合ナルコト

十四、規程第二十一條第二項ノ三十人トハ求人申込總數ヲ指稱スルモノニシテ一勤勞署當リノ聯絡ヲ謂フモノニハ非ザルコト

十五、規程二十二條第一項ニ依リ厚生省ノ指揮ヲ受クベキ場合ハ聯絡スベキ廳府縣相當廣汎ニ互リ且特ニ緊要ナルモノナルコト

十六、規程第二十一條第一項ニ依ル廳府縣内ノ聯絡ハ能ク限リ廳府縣ノ主宰ヲ以テ定例的ニ管下各勤勞署ノ求人求職交換會ヲ實施スル等之ガ有效且迅速ナル運営ヲ期スルコト

十七、規程第二十五條但書ノ多數トハ概ネ三十人以上ノ謂ナルコト

十八、求人聯絡ニハナルベク求人要項相當部數ヲ添付スルコト

十九、求職聯絡ニハナルベク求職者ヨリ履歴書(必要アル場合ハ寫眞戶籍抄本)ノ提出ヲ求メテ之ヲ添付スルコト

二十、聯絡ヲ爲ス場合ハ(聯絡)ナル文字ヲ朱書スルコト

第五 求人又ハ求職ノ開拓

二十一、求人開拓ハ今後勤勞署ノ最モ主要ナル事務トナルベキヲ以テ活動ノ主力ヲ之ニ注グコト

二十二、求人開拓ハ常時之ヲ實施シ之ガ爲事務職員ヲ置キ又ハ職員ヲシテ地區別ニ分擔セシムル等ニヨリ求人者ノ信頼ヲ得ル様努ムルコト

二十三、求人開拓ハ自管内雇主ニ對シ之ヲ爲スヲ原則トスルモ特別ノ緣故其ノ他ノ事由ニヨリ開拓ノ見込確實ト認メラルル場合ニ於テハ所轄勤勞署ノ諒解ノ下ニ他管内雇主ニ對シ之ヲ爲スハ妨ゲナキコト

第六 紹介ニ關スル事項

二十四、紹介ニ當リテハ求人者ノ意向及求職者ノ技能程度、經歷、身體狀況、性質、家庭事情、希望報酬等ヲ慎重勘案ノ上の確ナル成果ヲ得ル如ク之ヲ行フコト

- 二十五、規程第三十條ニ依リ第三ノ十二列舉セル求職者ニ關シテハ優先紹介ヲ原則トスルモ各求職者ノ家庭事情ニヨリ緩急ヲ制スルノ考慮ヲ拂フコト
- 二十六、出頭セル求職者ニ對シ紹介ヲ爲スコト能ハザル場合ト雖モ徒ニ失望落膽セシムルガ如キ事ナキ様指導スルコト
- 二十七、規程第三十一條ニ依リ求職者ニ紹介狀ヲ交付スル場合ハ求人者ノ住所(所在地)道順等ヲ詳細懇切ニ指示シ必ズ本人出頭ノ上求人者ト面接スル様指導スルコト
- 二十八、規程第三十三條ニ依ル採否其ノ他ノ報告ハ必ズ之ヲ勵行セシメ特ニ不調ノ場合ハ其ノ理由ヲ能フ限り具體的ニ報告セシムルコト
- 二十九、規程第三十五條ニ依リ銓衡ノ委任ヲ受クル場合ハ求人者ト事前ニ充分打合ヲ爲シ勤勞署ノ銓衡ニ合格セル求職者ガ不採用トナルガ如キコトナキヲ期スルコト
- 三十、規程第三十六條ニ依ル處理狀況ノ通報ニハ取扱ノ經過及紹介ヲ爲スコト能ハザリシ理由ヲ具體的ニ記載スルコト

第七 職業ノ相談及補導ニ關スル事項

- 三十一、規程第三十七條ノ職業相談並ニ斡旋ハ左ニ依リ實施スルコト
  - イ、勤勞署ハ管内及近接地ニ於ケル社會、産業、經濟ノ諸事情ヲ精密ニ調査スルノミナラズ資材又ハ商品ノ需給狀況、職業ノ分布其ノ他職業相談ノ參考トナルベキ資料ヲ豊富ニ蒐集スルノ外廣ク官公署、各種組合、團體、學校、養成所等ト聯絡ヲ執リ

- ツツ一般職業並自營業開業ノ相談ニ應ジ得ル如ク努力スルコト
- ロ、相談ヲ受クル者ノ資質、經歷、資産、境遇等ヲ調査シ不適當ト認メラルル營業ハ就カシムルガ如キコトナキ様留意スルコト
- ハ、専門事項ニ關シテハ勤勞配置規則第二條ニ依リ設置セラレタル職業指導事務屬託者其ノ他各方面ノ權威者等ニ依ル定例職業相談日ヲ設クル等ノ方途ヲ講ズルコト
- ニ、必要ニ應ジ資金ノ調達、用具ノ入手、各種組合又ハ團體トノ聯絡又ハ加入等ノ斡旋ヲ爲スコト
- 三十二、規程第三十八條ニ依リ職業ノ選擇ニ關スル相談ヲ受ケントスルモノアルトキハ同條ニ列舉セラルル事項ニ付慎重ニ勘案スルハ固ヨリ必要ニ應ジ身體検査、智能検査、特殊性能検査ヲ實施シ適職不適職ノ發見ニ努ムルコト
- 二十三、規程第四十條ノ就職者ニ對スル斡旋ハ必要ニ應ジ左ノ事項ヲ實施スルコト
  - イ、出發地及到着地兩勤勞署ハ充分ナル聯絡ヲ執リ引奉又ハ出迎ヲ爲スコト
  - ロ、特ニ必要アル場合ハ職業協會等ヲシテ旅費支度金ノ貸付ヲ爲スコト
- 三十四、規程第四十一條ノ補導ハ就職地所轄勤勞署ニ於テ行フヲ原則トスルモ必要ニ應ジ從業者出身地勤勞署モ之ヲ爲シ得ルモノナルコト但シ此ノ場合ハ就職地所轄勤勞署ト充分ナル聯絡ヲ執ルコト
- 三十五、補導ハ安ニ轉職スルヲ防止シ職業ノ安定延イテハ生活ノ安定ヲ得セシムルヲ目



途トシ慰問、激勵、指導、調停其ノ他諸職ヲ行フコト  
三十六、補導ノ狀況ハ關係勤勞署ニ之ヲ通報シ必要アル場合ハ出身地勤勞署ヲ通シ從業者ノ家庭トモ聯絡ヲ執ルコト

第八 其ノ他ノ事項

三十七、日備勞務者ノ職業紹介ニ關シテハ其ノ大部分ヲ勞務協會ノ運営ニ讓ルコトトシタルモ勞務協會支部ノ分會ノ設置ナキ區域又ハ勞務協會ノ取扱範圍ニ屬セザル日備勞務者ノ職業紹介ハ勤勞署ニ於テ本規程ニ準シタル取扱ヲ爲スコト  
三十八、勤勞署ハ事業主臺帳ヲ作成管内主要事業主ニ付所在地(住所)、名稱(氏名)、代表者、電話番號、資産、資本系統、信用狀態、生産品目、常時使用員數、勤勞關係擔當者、宿舍ノ有無、厚生施設等ヲ調査記入シ置キ執務上ノ參考ニ資スルコト  
三十九、勤勞署ハ不良、求職者アリタル場合ハ直チニ其ノ氏名、住所、經歷、服裝、容貌、言語、不良事實其ノ他參考トナルベキ事項ヲ近接地勤勞署ニ通報スルコト  
註 なお、規程第十五條―第二十條日備勞務登録に關するものについて、通牒日備勞務者職業紹介業務ノ取扱ニ關スル件参照。

六 日備勞務者職業紹介業務ノ取扱ニ關スル件

(昭和二十一年三月二十八日勸發第一九九號) 厚生省勤勞局長ヨリ各地方長官宛

茲ニ設置ヲ見タル日備勤勞署ノ職業紹介業務ニ關シ三月二十七日厚生省告示第三十八號ヲ以テ職業紹介業務規程改正相成候處現下本件職業紹介ノ失業對策實施上ニ占ムル重要性ニ鑑ミ之ガ業務運営ニ關シテハ左記御留意ノ上別紙要領ニ依リ實績ヲ擧グルニ遺憾ナキヲ期セラレ度

記

- 一 日備勞務者ニ特殊性ト特ニ登録勞務者ノ日備勤勞署ニ全的ニ依存スルノ特異性ニ鑑ミ日備勤勞署ハ常ニ其ノ凡ユル角度ヨリスル觀察調査等精密ナル研究ニ依リ其ノ複雑ナル實體ノ把握ニ意ヲ用ヒ紹介業務ノ實際ニ之ヲ反映シテ眞ニ勞務者ノ信頼ヲ保持シ得ルニ努ムルコト
- 二 日備勤勞署及勤勞署相互間ノ聯絡ハ兩勤勞署ノ併置セラレアル地域ニ於テハ特ニ重要ナルヲ以テ之ガ常ニ密接ナル聯絡ニ留意スルト共ニ苟モ勤勞署ヲ利用セントスル者ヲシテ單ニ取扱範圍ノ區別等ニ依リ徒ラナル昏迷ニ陥ラシムルガ如キコトヲ嚴ニ避クルニ努ムルコト

三 紹介業務運営ノ巧拙ハ現下ノ失業情勢ニ於テハ日傭勞務者ノ生活ニ直ニ影響ヲ及ボス所尠カラザルヲ以テ的確ナル資料ニ基キ公平ナル紹介ヲ爲スニ努ムルト共ニ常ニ業務ノ取扱ニ創意工夫ヲ凝ラシ其ノ迅速圓滑ニシテ巧緻ナルヲ期スルコト  
(別紙)

日傭勞務者職業紹介事務取扱要領

第一 總則的事項

一 日傭勞務者ノ職業紹介ハ本要領ニ依ルコト但シ本要領ニ定メナキ事項ニ付テハ職業紹介業務規程事務取扱要領ニ依ルコト

二 日傭勞務者ノ設置ナキ地域ニ在リテハ勤勞署ニ於テ之ヲ取扱フコト

第二 日傭勞務者ノ範圍ニ關スル事項

一 日傭勞務者ニ於テ主トシテ取扱コベキ日傭勞務者トハ日日他人ニ雇傭セラレ筋肉的勞務ニ従事スルヲ例トスル者及臨時ニ他人ニ雇傭セラレ筋肉的勞務ニ従事セントスル者ニシテ概ネ左ニ屬スル作業ニ就勞スルモノナルコト  
イ、土木建築事業  
ロ、工礦業ニ於ケル雜役作業  
ハ、運輸業ニ於ケル小運送、小運搬、荷揚、荷卸及仲仕等ノ荷役作業

ニ、前號ニ該當セザル日傭勞務者ハ勤勞署ニ於テモ之ヲ取扱フコトヲ得ルコト

第三 求人ニ關スル事項

一 求人ノ申込ハ職業紹介業務規程第四條乃至第六條ノ規定ニ依リ之ヲ爲サシムルモ日傭勞務ノ特殊性ニ鑑ミ之ガ申込ノ時期ハ左ニ依ラシムル如ク指導スルコト  
イ、日日雇入ヲ爲サントスル者ニ在リテハ雇入ヲ爲サントスル日ノ前日正午迄  
ロ、期間ヲ定メ臨時ニ雇入ヲ爲サントスル者ニ在リテハ雇入ヲ爲サントスル日ノ相當期間前項イノ場合ニ於ケル求人ノ申込ハ口頭又ハ電話ヲ以テ爲サシムルヲ得ルコト

第四 求職ニ關スル事項

一 求職ノ申込ハ職業紹介業務規程第十二條ノ規定ニ依リ之ヲ爲サシムルモ日傭勞務ノ特ニ體力ニ依存スルノ點ニ鑑ミ必ズ出頭シタル本人ニ付就勞ニ適スルヤ否ヤノ認定ヲ爲スベキコト  
二 求職者ニ對シテハ別紙様式第一號ニ依ル求職申込書ヲ交付シ成ルベク本人ヲシテ記載セシムルコト  
三 求職者ニシテ登録ノ必要アルモノニ付テハ申込書該當欄ニ登録番號其ノ他必要事項ヲ記載シ之ヲ番號順ニ適當ニ纂綴シ、登録ノ必要無キモノニ付テハ申込書ヲ希望職種別ニ分類纂綴シ共ニ充分ナル注意ヲ以テ保管シ爾後ノ紹介ニ便ナラシムルコト

第五 登録ニ關スル事項

- 一 日傭勞務登録勞務者ノ就勞斡旋業務ノ根幹トナルベキモノナルヲ以テ常ニ之ガ整備ニ留意シ當該日傭勞務署ニ所屬スル登録勞務者ニ付テハ其ノ性質、職種、技能、體力、家庭等ノ凡ユル状態ヲ知悉シ得ル如キモノダラシムルニ努ムルコト
- 二 日傭勞務者臺帳ハ當分ノ間第四ノ二記ニ載セル求職申込書ヲ以テ之ニ充テ必要ニ依リ記載内容ヲ加除訂正シ常ニ登録勞務者ノ現在ノ狀況ヲ明瞭ナラシメ置クコト
- 三 就勞手帳ハ登録勞務者ノ特殊技能並稼働狀況等ヲ明瞭ナラシムル外一面日傭勞務署ノ發行スル身分證明書ノ如キ意義ヲ有スルモノナルヲ以テ之ガ取扱ハ慎重ニ爲スト共ニ之ヲ所持スベキ登録勞務者ニ對シテモ此ノ趣旨ヲ徹底セシメ濫リニ毀損若ハ亡失セシメザル様指導スルコト
- 四 就勞手帳ハ別紙様式第二號ヲ參照シ當該日傭勞務署ノ特色ヲ生カス如ク之ヲ作製シ概ネ六ヶ月毎ニ更新交付スルコト
- 五 就勞手帳ノ更新ニ際シ從前ヨリノ登録勞務者ニシテ引續キ之ガ交付ヲ希望スル場合ハ成ルベク其ノ希望ヲ容レ優先的取扱ヲ爲スコト
- 第六 日傭勞務署及勤勞署相互間ノ連絡ニ關スル事項
  - 一 日傭勞務署及勤勞署ハ相互ニ事務ノ打合、取扱求人求職ニ關スル狀況通報、各種調査統計資料ノ交換等所管業務ノ情報交流ニ努メ常ニ密接ナル聯絡ヲ保持スルコト

- 二 求人、求職ノ處理ニ付テハ徒ラニ取扱ノ範圍ニ拘泥シテ之ガ受付ヲ拒否スルガ如キコト無キ様留意シ日傭勞務署ニ於テ受付ケタル求人求職ニシテ一般ノ勞務ヲ紹介スルヲ適當ト認ムル場合又ハ勤勞署ニ於テ受付ケタル求人求職ニシテ日傭勞務ヲ紹介スルヲ適當ト認メタル場合等ハ速ニ之ヲ夫々勤勞署又ハ日傭勞務署ニ聯絡ヲ請フルコト

第七 紹介ニ關スル事項

- 一 紹介ニ當リテハ求人者ノ意向及求職勞務者ノ前職、經驗年數、技能程度、身體ノ狀況性行及家庭事情等ヲ慎重考慮スルコト
- 二 求職勞務者數ニ比シ求人數僅少ニシテ之ガ完全紹介ヲ爲シ得ズ未就勞勞務者ヲ生ズルヲ常態トスルニ至リタル場合ハ輪番紹介制等ヲ採用シテ紹介ノ公平ヲ期シ苟モ紹介ニ當リ紛糾ヲ來サザル様留意スルト共ニ顔付勞務者（求人者側ノ作業上ノ要求ニ基キ同一勞務者ガ日日反覆シテ同一作業場ニ就勞スルヲ謂フ）ハ出來得ル限り當該作業ニ必要ナル最少限度ニ止ムル如クスルコト
- 三 紹介業務ノ手續ハ概ネ左ニ依ルコト
  - (一) 登録勞務者ノ紹介
    - イ、登録勞務者ノ紹介ニ當リテハ必ず當該勞務者ノ所持スル就勞手帳ヲ提示セシメテ之ヲ確認シ別紙様式第三號ニ依ル紹介票（甲、乙双票）ニ登録番號ヲ記入

シ其ノ甲票ヲ就勞先作業現場ニ持參セシムルト共ニ日傭勞署ハ乙票ニ依リ就勞點檢簿(別紙様式第四號)該當欄ニ紹介ノ證印ヲ爲スコト

ロ、登錄勞務者ヲ紹介セラレタル作業現場責任者ヲシテ必ズ當該勞務者ノ所持スル就勞手帳及紹介票(甲票)ヲ確認セシメ且ツ手帳該當欄ニ就勞ノ證印ヲ爲サシムルコト

(二) 非登錄勞務者ノ紹介ハ一般求職者ノ紹介ニ用ユル紹介狀ノ交付ニ依リ之ヲ爲スコト

四 就勞點檢簿ハ登錄勞務者ノ稼働狀況ヲ明瞭ナラシムル外當該勞務者ノ將來ノ紹介方針其ノ他勞務者用物資配給等ノ基礎的資料ト爲スベキモノナルヲ以テ特ニ慎重ニ取扱フト共ニ常ニ之ガ整備ニ留意スルコト

第八 統計報告ニ關スル事項

一 日傭勞署長ハ毎月ノ狀況ヲ別紙様式第五號ニ依リ翌月五日迄ニ地方長官宛報告スルコト

二 地方長官前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ毎月十日迄別紙様式第五號ニ依リ厚生省勸勞局長宛報告スルコト

(別紙(略))

### 七 職業紹介委員會官制

(昭和十三年六月二十九日勸令第四百五十三號、改正昭和十六年一月九日勸令第三十二號、昭和十七年十一月一日勸令第七百八十一號)

第一條 職業紹介委員會ハ中央職業委員會及道府縣職業委員會トス中央職業委員會ハ厚生大臣、道府縣職業紹介委員會ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同シ)ノ監督ニ屬ス

委員會ハ職業紹介法第三條ニ規定スル事業ニ關シ關係行政廳ノ諮問ニ應ジ意見ヲ開申ス

委員會ハ前項ノ外關係行政廳ノ諮問ニ應ジ失業對策ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス委員會ハ職業紹介法第三條ニ規定スル事業ニ關シ關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二條 中央職業紹介委員會ハ厚生省ニ之ヲ置ク

道府縣職業紹介委員會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス

第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 中央職業紹介委員會ノ會長ハ厚生大臣、道府縣職業紹介委員會ノ會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ